資　　料　　編

目　　次

1　和歌山県石油コンビナート等防災本部条例 …… 210

2　和歌山県石油コンビナート等防災本部運営要綱 …… 210

3　和歌山県石油コンビナート等防災本部組織 …… 211

4　石油コンビナート等特別防災区域の範囲 …… 214

5　防災関係機関及び特定事業所等防災担当部課一覧表 …… 216

6　特定事業所の状況 …… 219

7　特定事業所の配置図 …… 221

8　特定事業所別危険物貯蔵量一覧表（第四類の危険物） …… 235

8-1　特定事業所別危険物(第四類を除く)及び可燃性固体類等一覧表 …… 238

9　特定事業所別高圧ガス貯蔵量一覧表 …… 241

10　特定事業所別毒物劇物貯蔵量一覧表 …… 242

11　特定事業所別放射性同位元素保有量一覧表 …… 243

12　防災関係機関の防災資機材一覧表 …… 244

12-1　県有防災資機材配備状況（コンビナート災害用） …… 245

13　自衛防災組織の防災資機材一覧表 …… 246

14　防災要員、消防自動車等一覧表 …… 247

15　消火剤等防除資機材一覧表 …… 248

16　防災設備を有する船艇一覧表 …… 249

17　特定事業所別通常時応援可能要員一覧表 …… 251

18　石油コンビナート等特別防災区域に係る防災相互応援協定状況 …… 252

昭和 51 年 10 月 16 日
和歌山県条例第 35 号

1　和歌山県石油コンビナート等防災本部条例

（趣　旨）
第１条　この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 28 条第８項の規定に基づき、和歌山県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（幹　事）
第２条　防災本部に幹事を置く。
２　幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから知事が任命する。
３　幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。
（部　会）
第３条　防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。
３　部会に、部会長を置き、本部長が指名する本部員をもってこれに充てる。
４　部会長は、部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
（雑　則）
第４条　この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。

2　和歌山県石油コンビナート等防災本部運営要綱

（趣　旨）
第１条　この要綱は、和歌山県石油コンビナート等防災本部条例（昭和 51 年和歌山県条例第 35 号）第４条の規定に基づき、和歌山県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（本部会議）
第２条　防災本部に本部会議を置き、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 27 条第３項に規定する防災本部の所掌事務のうち重要な事項について協議決定する。
２　本部会議は、本部長が招集しその議長となる。
３　本部員は、必要があると認めるときは、本部長に対し本部会議の招集を求めることができる。
４　会議は、本部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
５　本部会議の招集はあらかじめ開催日時、場所及び付議事項を示して書面により本部員に通知するものとする。ただし緊急を要する場合は、この限りでない。
（議　事）
第３条　議事は出席本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（代理出席）
第４条　本部員は、やむを得ない事情により本部会議に出席できないときは、その代理人を出席させることができる。
２　本部員及び代理者がともに出席できないときは、あらかじめその旨を本部長に届け出なければならない。
（説明聴取）
第５条　本部長は、必要と認めるときは、会議に専門員、幹事その他適当と認める者の出席を求めその説明又は意見を徴することができる。
（専決処分）
第６条　本部長は、やむを得ない事情により本部会議を開く暇がないと認めるときは防災本部の所掌事務について専決処分をすることができる。
２　本部長は、前項の規定による専決処分をしたときは、その旨を直ちに本部員に通知するとともに次の本部会議で承認をうるものとする。
（幹事会）
第７条　幹事は、幹事会を構成する。
２　幹事会は、あらかじめ本部長が指名する幹事が招集しその議長となる。
３　幹事会の議事等については、本部会議に準じて行うものとする。
（庶　務）
第８条　防災本部の庶務は、和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課において行う。
（異動の報告）
第９条　本部員及び幹事に異動が生じた場合は、速やかに本部長に報告しなければならない。
（その他）
第１０条　この要綱に定めるもののほか防災本部の運営について必要な事項はその都度本部長が定める。
附　則
この要綱は、昭和 52 年１月 17 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

3　和歌山県石油コンビナート等防災本部組織（本部員　４０名）（幹　事　５６名）（専門員　０名）

根拠規定	条　　文	本　部　員		幹　事	
		構　成　員	人数	構　成　員	人数
法第 28 条第５項１号	当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員	近畿管区警察局長 中部近畿産業保安監督部近畿支部長 近畿地方整備局長 和歌山海上保安部長 田辺海上保安部長 和歌山労働局長	6	近畿管区警察局広域調整部災害対策官 中部近畿産業保安監督部近畿支部保安課長 中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課長 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長 近畿地方整備局和歌山港湾事務所長 和歌山海上保安部警備救難課長 海南海上保安署次長 田辺海上保安部警備救難課長 和歌山労働局健康安全課長	9
２号	当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	陸上自衛隊第 37 普通科連隊長	1	陸上自衛隊第 37 普通科連隊第三科長	1
３号	警視総監又は当該都道府県の警察本部長	和歌山県警察本部長	1	和歌山県警察本部警備課長	1
４号	当該都道府県知事がその部内の職員のうちから指名する者	副知事 知事室長 危機管理部長 総務部長 地域振興部長 企画部長 環境生活部長 共生社会推進部長 福祉保健部長 商工労働部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者	１３	広報課長 危機管理消防課長 防災企画課長 災害対策課長 総務課長 地域振興課長 企画課長 環境管理課長 循環型社会推進課長 人権政策課 社会福祉課長 医務課長 薬務課長 商工企画課長 公営企業課長 農林水産振興課長 水産振興課長 資源管理課長 県土整備政策課長 河川課長 港湾空港振興課長 都市政策課長	２２

根拠規定	条　　文	本　　部　　員		幹　　事	
		構　　成　　員	人数	構　　成　　員	人数
５号	当該都道府県の区域内の市町村のうちその区域内に特別防災区域が所在する市町村の市町村長	和歌山市長 海南市長 有田市長 御坊市長	4	和歌山市総合防災課長 海南市危機管理課長 有田市防災安全課長 御坊市危機管理課長	4
６号	当該都道府県の区域内の市町村のうち当該都道府県の知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定する市町村の市町村長				
７号	前二号に規定する市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあっては消防団長）	和歌山市消防局長 海南市消防長 有田市消防長 御坊市消防長	4	和歌山市消防局予防課長 海南市消防本部警防課長 有田市消防本部警防課長 御坊市消防本部警防課長	4
８号	当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域ごとに当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する者	日本製鉄株式会社関西製鉄所長 ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製株式会社常務取締役海南工場長 ＥＮＥＯＳ株式会社和歌山製造所製造所長 関西電力株式会社御坊発電所長	4	日本製鉄株式会社関西製鉄所（和歌山）環境防災室長 エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社和歌山工場スタッフ 和歌山共同火力株式会社技術部副部長 花王株式会社和歌山工場安全課長 大岩石油株式会社業務主任 ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製株式会社海南工場環境安全マネージャー 日本製鉄株式会社関西製鉄所(海南)環境防災室主幹 ＥＮＥＯＳ株式会社和歌山製造所環境安全グループマネージャー コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場管理課長 関西電力株式会社御坊発電所計画課長	１０

根拠規定	条　　文	本　　部　　員		幹　　事	
		構　　成　　員	人数	構　　成　　員	人数
9号	その他都道府県の知事が必要と認めて任命する者	近畿経済産業局長 近畿運輸局和歌山運輸支局長 和歌山地方気象台長 日本赤十字社和歌山県支部事務局長 一般社団法人和歌山県医師会会長 辛島　惠美子 （関西大学名誉教授） 一井　康二 （関西大学社会安全学部教授）	7	近畿経済産業局総務課長 近畿運輸局和歌山運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画担当） 和歌山地方気象台防災管理官 日本赤十字社和歌山県支部事業推進課長 一般社団法人和歌山県医師会副会長	5

4　石油コンビナート等特別防災区域の範囲

各地区の範囲は政令（昭和 51 年政令第 192 号及び昭和 56 年政令第 341 号）及び告示（昭和 51 年通商産業省・自治省告示第１号）により指定されている。

第１　和歌山北部臨海北部地区

◎　政　令

和歌山県和歌山市の区域のうち次の区域

(1) 松江字蛭子地東、字二十七町場、字弐拾町場、字二十五町場、字二十町場、字弐拾弐町外、字拾八町場、字拾八町場南、字中大浜、字拾五町西、字庚申、字三本松、字末切、字拾五町場、字桑畑、字阪部山、字法林寺、字久三山畑、字東山開キ、字拾弐町場、字拾三町場、字東大浜、字拾町場下及び字拾町場並びに湊字谷ノ坪、字御膳松坪及び字奥ノ坪の区域、本脇字海岸、西庄字外浜、古屋字海面空地、松江字蛭子地、字上山、字二十九町場、字外小松原、字弐拾九町場、字海面、字御殿山、字北鵜ノ島、字中鵜ノ島、字南砂ノ口、字北砂ノ口、字鵜ノ島、字内鵜ノ島、字松林寺、字東山、字安左エ門開キ、字東浜及び字外鵜ノ島並びに湊字口ノ坪及び字濵ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 湊字青岸坪及び字薬種畑坪並びに西浜字中川向ノ坪及び字上川向ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) (1)及び(2)の区域に介在する道路の区域

◎　告　示

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令別表に規定する主務大臣の定める区域を定める告示

44　和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の次の区域

(1) 本脇字海岸 653 番１及び 654 番１、西庄字外浜 1174 番１から 1174 番８まで及び 1175 番、古屋字海面空地 546 番１、546 番６及び 546 番８、松江字蛭子地 2012 番１、字上山 2039 番１、2039 番７及び 2044 番 215、字二十九町場 1993 番及び 1995 番１、字外小松原 2048 番１及び 2048 番 11 から 2048 番 15 まで、字弐拾九町場 2053 番１、字海面 2098 番１、字御殿山 2035 番１、字北鵜ノ島 1376 番３、1376 番 23、1376 番 28 及び 1376 番 54、字中鵜ノ島 1400 番１、字南砂ノ口 1349 番 4 から 1349 番 7 まで及び 1349 番 15 から 1349 番 18 まで、字北砂ノ口 1339 番 4 及び 1339 番 7、字鵜ノ島 1364 番 1、1364 番 8、1364 番 21 及び 1364 番 22、字内鵜ノ島 1403 番１、1404 番１、1404 番８、1420 番２、1420 番６、1420 番７、1420 番９、1420 番 10、1420 番 13、1420 番 28、1420 番 29、1420 番 31 及び 1420 番 33、字松林寺 1585 番１、字東山 1556 番１、1556 番３、1556 番４、1556 番７、1556 番 67 及び 1556 番 68、字安左エ衛門開キ 1529 番、字東浜 1531 番１及び 1531 番 13 並びに字外鵜ノ島 1441 番３及び 1441 番６から 1441 番８まで並びに湊字口ノ坪 2355 番１、2416 番１及び 2416 番２並びに字濵ノ坪 2675 番１から 2675 番３まで、2675 番５、2675 番８、2675 番 11 から 2675 番 13 まで、2675 番 16、2675 番 19、2675 番 20、2675 番 22、2675 番 26 から 2675 番 29 まで、2675 番 42、2675 番 52 から 2675 番 69 まで、2677 番、2690 番及び 2693 番の区域

(2) 湊字青岸坪 1335 番２、1335 番３、1336 番２、1336 番３、1336 番 10 から 1336 番 13 まで、1342 番１、1342 番 37、1342 番 38、同地番に隣接する護岸、1342 番 50 から 1342 番 52 まで及び 1342 番 68 並びに字薬種畑坪 1115 番４、1115 番 22、1115 番 103、1250 番１、1250 番２、1250 番６、1250 番７、1251 番２、1252 番１、1252 番２、1252 番５、1255 番３、1258 番１から 1258 番６まで、1258 番８、1258 番９，1259 番２、1259 番３、1280 番１から 1280 番５まで、1280 番７から 1280 番９まで、1334 番、1334 番 21、1334 番 28 のうち薬種畑桟橋以南、1334 番 30、1334 番 31、1334 番 43、1334 番 64、1334 番 65 及び 1334 番 73、西浜字中川向ノ坪 1660 番 380 並びに字上川向ノ坪 1443 番及び 1489 番の区域

第２　和歌山北部臨海中部地区

◎　政　令

和歌山県海南市船尾字中浜及び藤白の区域のうち主務大臣の定める区域

当該区域に介在する道路の区域

◎　告　示

45　和歌山北部臨海中部地区

和歌山県海南市船尾字中浜 260 番地の 98 から 260 番地の 100 まで及び 260 番地の 103 から 260 番地の 111 まで並びに藤白 758 番地の 17、758 番地の 24、758 番地の 27、758 番地の 32、758 番地の 74、759 番地の 2、759 番地の 28、759 番地の 44、759 番地の 52、759 番地の 60、760 番地の 1、760 番地の 3、760 番地の 4 及び 760 番地の 11 の区域

第３　和歌山北部臨海南部地区

◎　政　令

イ　和歌山県海南市の区域のうち次の区域

(1) 下津町方の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 下津町下津の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ　和歌山県有田市初島町浜の区域のうち主務大臣の定める区域

ハ　イ及びロの区域に介在する道路の区域

◎　告　示

46　和歌山北部臨海南部地区

イ　和歌山県海南市の次の区域

(1) 下津町方 1253 番地の１、1257 番地の１、1261 番地の１、1261 番地の２、1261 番地の５、1266 番地の１、1271 番地、1276 番地の１、1277 番地の２、1277 番地の４及び 1300 番地の１の区域

(2) 下津町下津７番地、27 番地の１、27 番地の２、27 番地の６、27 番地の７、32 番地の１、32 番地の２、3062 番地の１、3069 番地、3101 番地の２、3102 番地の１、3102 番地の４から 3102 番地の８まで、3103 番地の１から 3103 番地の３まで、3158 番地の３、3189 番地の２、3192 番地の２、3192 番地の４、3192 番地の９、同番地に隣接する護岸、3192 番地の 11、3192 番地の 12 及び 3194 番地の１の区域

ロ　和歌山県有田市初島町浜字荘原 50 番 21、字北野 400 番１及び 400 番５から 400 番８まで、字中之町 500 番、字澤之前 600 番１から 600 番３まで、字唐見谷 616 番、618 番２、663 番２及び 663 番５、字御殿跡 671 番１、671 番 19 から 671 番 21 まで、674 番２、685 番２、685 番５、700 番１、700 番２及び 739 番３から 739 番５まで、字城之内 750 番、字琴 875 番１及び 875 番４から 875 番６まで、字径塚 950 番、字脇本 1000 番、1000 番６から 1000 番８まで、1072 番３及び 1072 番７、字砂浜 1700 番１、1700 番８から 1700 番 12 まで及び 1756 番２並びに字西ノ浜 1769 番１、1769 番３から 1769 番５まで、1769 番７、1769 番 11 から 1769 番 26 まで、1770 番２、1770 番４、1770 番６、1770 番 16、1770 番 18、1770 番 19 及び 1770 番 21 の区域

第４　御 坊 地 区

◎　政　令

和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島の区域

5　防災関係機関及び特定事業所等防災担当部課一覧表

令和８年４月１日現在

機関名	所在地	昼間				夜間		
		電話	ＦＡＸ	担当課等	責任者	電話	担当課等	責任者
近畿管区警察局	540-0008 大阪市中央区大手前三丁目１番41号	06(6944)1234 内線　5760 5541	06(6945)4489	広域調整第二課	災害対策官	06(6944)1234 内線　2070	当直者	当直責任者
中部近畿産業保安監督部近畿支部	540-8535 大阪市中央区大手前一丁目５番44号大阪合同庁舎１号館	06(6966)6050 (直)	06(6966)6093	保安課	課長	090(1961)7469	(防災携帯)	―
〃	〃	〃	〃	〃	防災専門職	080(6224)4125	(防災携帯)	―
〃	〃	06(6966)6056	06(6966)6092	電力安全課	課長	090(1150)6318	(防災携帯)	―
〃	〃	〃	〃	〃	総括係長	090(1968)8254	(防災携帯)	―
近畿地方整備局	540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	06(6942)1575	06(6944)4741		総括防災調整官	06(6942)1575		総括防災調整官
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	640-8227 和歌山市西汀丁16	073(402)0271	073(424)2165	防災課	課長	073(424)2471	和歌山 河川国道事務所	道路情報連絡員
近畿地方整備局 和歌山港湾事務所	640-8404 和歌山市湊薬種畑坪1334	073(422)8198	073(435)2089	企画調整課	課長	090(3350)9104	(公用)	―
和歌山海上保安部	640-8287 和歌山市築港六丁目22-2	073(402)5851	073(402)5854	警備救難課	海上防災係長	073(402)5851	警備救難課	当直班長
田辺海上保安部	646-0023 田辺市文里一丁目11-9	0739(22)2000	0739(22)9670	警備救難課	救難係長	0739(22)2000	警備救難課	当直班長
海南海上保安署	649-0101 海南市下津町下津3066-16 下津港湾合同庁舎	073(492)0134	073(492)0497		署員	073(492)0134	和歌山 海上保安部 (自動転送)	当直班長
和歌山労働局	640-8431 和歌山市黒田二丁目三番三号	073(488)1151	073(475)0113	健康安全課	課長	070(8462)8003	課長	―
和歌山 労働基準監督署	640-8431 和歌山市黒田二丁目三番三号	073(407)2201	073(475)0116	安全衛生課	課長	080(2476)3838	署長	―
御坊労働基準監督署	644-0011 御坊市湯川町財部1132	0738(22)3571	0738(22)3707	安全衛生課	課長	080(8343)1597	署長	―
陸上自衛隊 第３７普通科連隊	594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地	0725(41)0090 内線235～239	0725(41)0090 内線　421	第３科	科長	0725(41)0090 内線　302	当直司令室	駐屯地当直司令
和歌山県警察本部	640-8588 和歌山市小松原通一丁目１番地１	073(423)0110 内線　5735	073(423)0137	警備課	課長	110	地域指導課 通信指令室	通信指令長
和歌山県	640-8585 和歌山市小松原通一丁目１番地	073(441)2030	073(423)9500	広報課	課長	073(441)2111	宿直室	宿直責任者
〃	〃	073(441)2263	073(422)7652	危機管理消防課	課長	073(441)3300	当直室	当直責任者
〃	〃	073(441)2271	073(422)7652	防災企画課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)2261	073(422)7652	災害対策課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)2090	073(431)0232	総務課	課長	073(441)2111	宿直室	宿直責任者
〃	〃	073(441)2331	073(422)1812	企画課	課長	073(441)2111	宿直室	宿直責任者

機関名	所在地	昼間				夜間		
		電話	FAX	担当課等	責任者	電話	担当課等	責任者
和歌山県	640-8585 和歌山市小松原通一丁目１番地	073(441)2471	073(425)6560	社会福祉課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)2600	073(424)0425	医務課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)2663	073(433)7118	薬務課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)2683	073(441)2689	環境管理課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)2675	073(441)2685	循環型社会推進課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)2560	073(433)4540	人権政策課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)2720	073(432)4409	商工企画課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)3321	073(433)1992	公営企業課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)2862	073(433)3024	農林水産総務課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)3000	073(431)2244	水産振興課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)3010	073(432)4124	資源管理課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)3088	073(431)6350	県土整備政策課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)3134	073(433)2147	河川課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)3156	073(433)4839	港湾空港振興課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)3157	073(433)4839	港湾漁港整備課	課長	〃	〃	〃
〃	〃	073(441)3230	073(441)3232	都市政策課	課長	〃	〃	〃
和歌山市	640-8157 和歌山市八番丁 12	073(435)1199	073(435)1299	総合防災課	課長	073(422)0119	指令課	指令班長
海南市	642-8501 海南市南赤坂 11	073(482)4111	073(483)8483	危機管理課	課長	073(482)4111	警備員室	課長
有田市	649-0392 有田市箕島 50	0737(83)1111	0737(82)0710	防災安全課	課長	0737(83)1111	〃	課長
御坊市	644-8686 御坊市薗 350 番地 2	0738(23)5528	0738(52)7036	危機管理課	課長	0738(22)4111	当直室	当直責任者
和歌山市消防局	640-8157 和歌山市八番丁 12	073(427)0119	災害緊急専用 073(422)0200 一般用 073(423)0190	予防課	課長	073(422)0119	指令課	指令班長
海南市消防本部	642-0002 海南市日方 1294 の 13	073(482)0119	073(482)0088	警防課	課長	073(482)0119	消防署	当直班長
有田市消防本部	649-0304 有田市箕島 47	0737(83)0119	0737(82)2513	警防課	課長	0737(83)0119	消防署	当直消防班長

機関名	所在地	昼間				夜間		
		電話	FAX	担当課等	責任者	電話	担当課等	責任者
御坊市消防本部	644-0011 御坊市湯川町財部 221-1	0738(22)0800	0738(22)5192	警防課	警防課長	0738(22)0800	消防署	当務指揮者
日本製鉄株式会社 関西製鉄所 (和歌山)	640-8555 和歌山市湊 1850	073(451)3326	073(451)3516	環境防災室	室長	073(451)1176	日鉄ﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ株式会社 警備防災部 和歌山警備防災室 和歌山警防課	当直責任者
エア・ウォーター・ガスプロダクツ 株式会社 和歌山工場	〃	073(455)3354	073(455)3355	安全衛生課	係長	〃	〃	〃
和歌山共同火力 株式会社	〃	073(455)2141	073(455)4499	保安管理室	室長	〃	〃	〃
花王株式会社 和歌山工場	640-8580 和歌山市湊 1334	073(426)8428	073(426)7931	安全	課長	073(423)8151	当直	副防災管理者
大岩石油株式会社 青岸油槽所	640-8404 和歌山市湊字青岸坪 1342	073(432)3362	073(431)0510	青岸油槽所	所長	073(432)3362	青岸油槽所	当直者
ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製株式会社 海南工場	642-0034 海南市藤白 758	073(482)5217	073(483)1661	環境安全グループ	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ	073(482)5212	正門	当直班長
日本製鉄株式会社 関西製鉄所(海南)	642-0001 海南市船尾 260-100	073(406)4505	073(482)5421	環境防災室	主幹	073(482)5118	日鉄ﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ株式会社 警備防災部 和歌山警備防災室 海南警防課	当務副長
ＥＮＥＯＳ 株式会社 和歌山製造所	649-0393 有田市初島町浜 1000	0737(85)1406	0737(85)1414	環境安全グループ	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ	0737(85)1203	製油部門	直課長
コスモ石油ルブリカンツ株式会社 下津工場	649-0101 海南市下津町下津 27-1	073(492)1111	073(492)3408	管理課	コスモルブサービス管理課長	073(492)1111	正門	当直者
関西電力株式会社 御坊発電所	644-0024 御坊市塩屋町南塩屋字富島 1-3	0738(23)2814	0738(23)2812	計画課	課長	0738(23)2815	発電課	当直長
近畿経済産業局	540-8535 大阪市中央区大手前一丁目５番 44 号大阪合同庁舎１号館	06(6966)6001 (直)	06(6966)6071	総務課	課長	080(6184)7670	(防災携帯)	総務課長
近畿運輸局 和歌山運輸支局	640-8404 和歌山市湊 1106 番地の４	073(422)2130	073(435)1771	総務企画部門	首席運輸企画専門官	(自宅)	(自宅	首席運輸企画専門官
和歌山地方気象台	640-8230 和歌山市男野芝丁４	073(422)5348	073(435)3132	防災管理官室	防災管理官	(自治体ﾎｯﾄﾗｲﾝ)	防災管理官室	防災管理官
日本赤十字社 和歌山県支部	640-8137 和歌山市吹上二丁目 1-22	073(422)7141	073(422)7148	事業推進課	課長	073(422)7141	事業推進課	当直者
一般社団法人 和歌山県医師会	640-8514 和歌山市小松原通一丁目１番地県民文化会館５階	073(424)5101	073(436)0530	事務局	局長	090-7091-1168	(緊急携帯)	局長

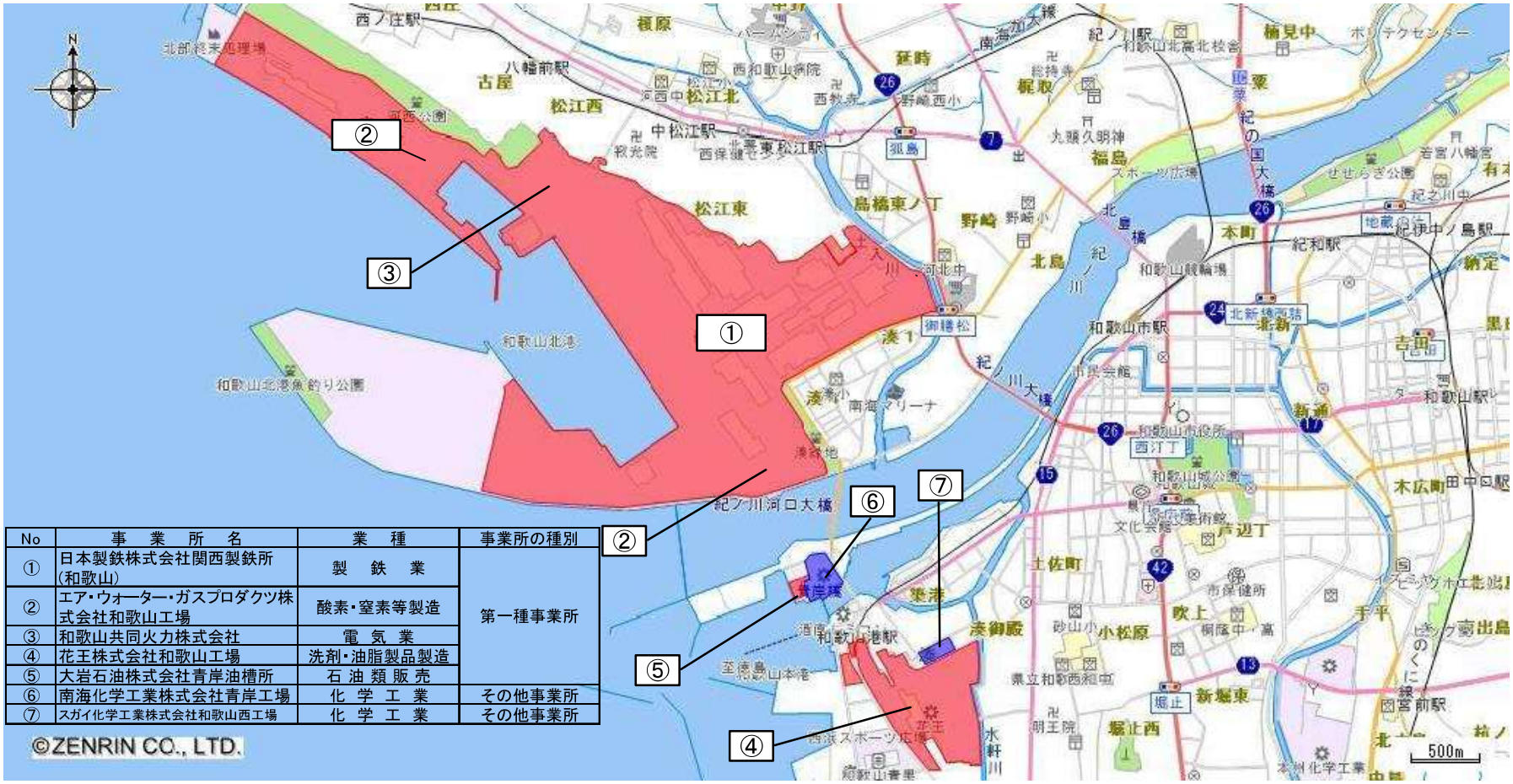
6　特定事業所の状況

区分 ＼ 事業所名	日本製鉄株式会社関西製鉄所（和歌山）（合同事業所）				花王㈱和歌山工場	大岩石油㈱青岸油槽所	ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製㈱海南工場
	日本製鉄㈱関西製鉄所(和歌山)	エア・ウォーター・ガスプロダクツ(株)和歌山工場	和歌山共同火力株式会社	小計			
事業者名	所長 小川英範	工場長 小南隆治	代表取締役社長 小川英範		工場長 坂本透	代表取締役 大岩正尚	工場長 森田淑文
所在地	和歌山市湊1850	同左	同左		和歌山市湊1334	和歌山市湊字青岸坪1342	海南市藤白758
電話番号	073(451)2345	073(455)3354	073(455)2141		073(423)8151	073(432)3362	073(482)5211
設置年月日	昭和17年4月	昭和37年6月	昭和36年6月		昭和17年10月	昭和39年6月	昭和31年10月
指定年月日又は届出年月日	昭和51年9月13日	平成15年11月20日	同左		昭和51年9月10日	昭和51年7月14日	昭和51年9月
石油(kl)	18,593.3	69.7	17,435.7	36,098.7	51,191	21,013.0	394,903.3
石油以外の危険物 第四類(kl)	8			8	3,137	2,885	
石油以外の危険物 その他(t)				3	185		
可燃性固体類(kl)	108.5			109	33,410		
可燃性液体類(m^3)	247.1			247	3,014		274,110
高圧ガス 不活性ガス以外の高圧ガス(千m^3)	1,383.8	13,824.7		15,208.5	1,402		1,270.6
高圧ガス 不活性ガス(千m^3)	12.7	11,314.2		11,326.9	956	3	0.2
高圧ガス以外の可燃性ガス	28,596.6			28,596.6	122		
毒物(t)	528			528	124		
劇物(t)	4,603			4,603	6,117	630	
敷地面積(m^2)	4,568,123	51,160	54,033	4,673,316	536,749	11,668	284,494
資本金(百万円)	569,519	100	2,000		85,400	50	4,420
従業員数(人)	2,462	47	87	2,596	1,929	47	140
主要製品名	冷延鋼板、継目無鋼管、溶接鋼管	酸素、窒素、アルゴン、圧縮空気、水素	電力		石鹸、洗剤、油脂	石油類	石油製品
事業所の種別	第一種事業所				第一種事業所	第一種事業所	第一種事業所

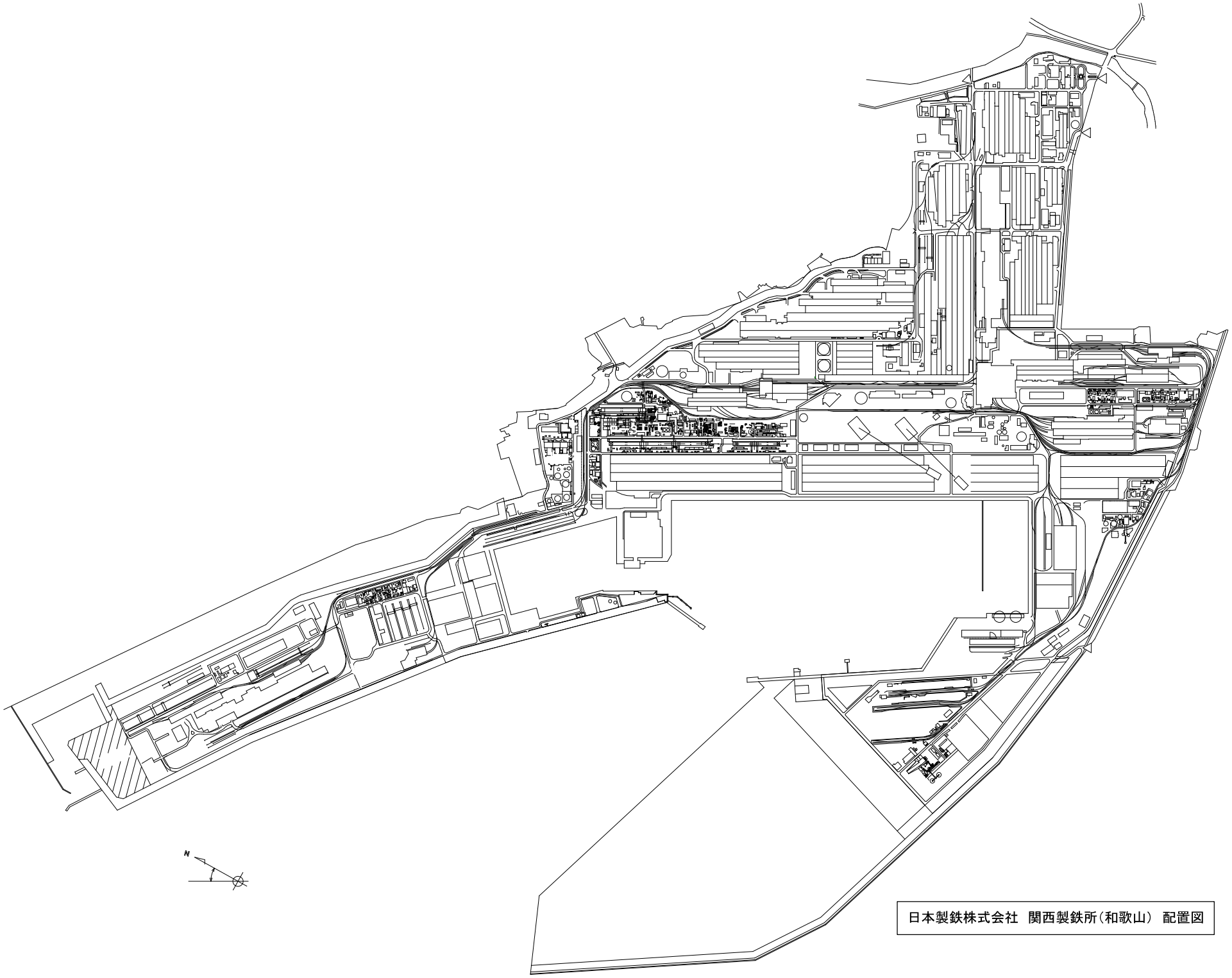
区分 ＼ 事業所名		日本製鉄㈱関西製鉄所（海南）	コスモ石油ルブリカンツ㈱下津工場	ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所	関西電力㈱御坊発電所	
事業者名		所長 小川英範	工場長 渡邊彰	製造所長 小室靖浩	所長 萬木勝敏	
所在地		海南市船尾260の100	海南市下津町下津27-1	有田市初島町浜1000	御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3	合計
電話番号		073(406)4505	073(492)1111	0737(85)1010	0738(23)2811	
設置年月日		昭和41年10月	昭和13年8月	昭和16年7月	昭和59年9月	
指定年月日又は届出年月日		平成11年11月30日	昭和51年9月13日		昭和56年12月11日	
石油(kl)		1,468.9	49,462.2	3,176,252.4	359,423.6	4,089,813.1
石油以外の危険物	第四類(kl)			105		6,135
	その他(t)			8,530		8,718
可燃性固体類(kl)				112		33,631
可燃性液体類(m^3)				11,989		289,360
高圧ガス	不活性ガス以外の高圧ガス($千m^3$)	41.7		16,385	51.4	34,359.2
	不活性ガス($千m^3$)			178	5.4	12,469.5
高圧ガス以外の可燃性ガス						28,718.6
毒物(t)						652
劇物(t)				5	50	11,405
敷地面積(m^2)		871,590	94,032.93	1,882,664	338,242	8,692,755.93
資本金(百万円)		569,519	1,620	30,000	489,300	
従業員数(人)		744	55	347	92	5,950
主要製品名		継目無鋼管	潤滑油	石油製品 石油化学製品	電力	
事業所の種別		第二種事業所	第一種事業所	第一種事業所	第一種事業所	第一種事業所　7 第二種事業所　1

（注）日本製鉄株式会社関西製鉄所（和歌山）、エア・ウォーター・ガスプロダクツ㈱和歌山工場及び和歌山共同火力㈱は、日本製鉄株式会社関西製鉄所（和歌山）を主たる事業所として、合わせて一の事業所とみなされる。

7　特定事業所の配置図
和歌山北部臨海北部地区

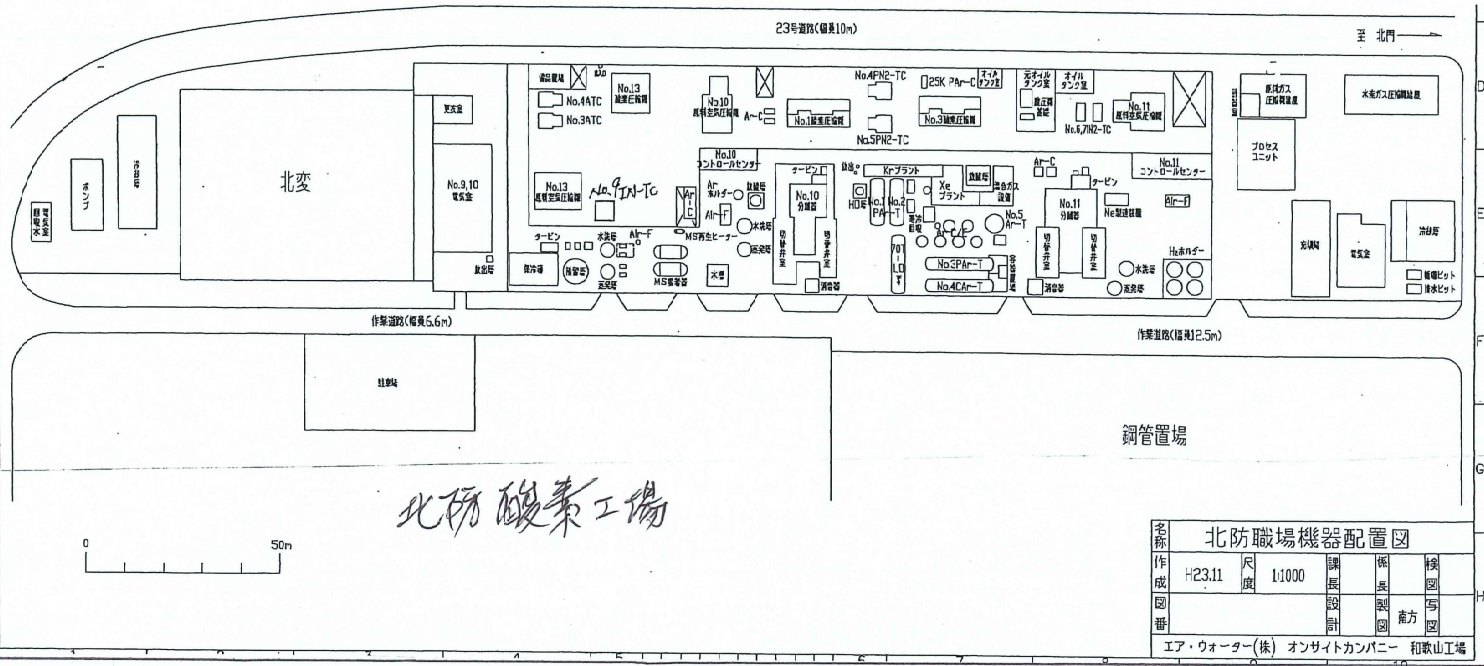


No	事　業　所　名	業　種	事業所の種別
①	日本製鉄株式会社関西製鉄所(和歌山)	製　鉄　業	第一種事業所
②	エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社和歌山工場	酸素・窒素等製造	
③	和歌山共同火力株式会社	電　気　業	
④	花王株式会社和歌山工場	洗剤・油脂製品製造	
⑤	大岩石油株式会社青岸油槽所	石 油 類 販 売	
⑥	南海化学工業株式会社青岸工場	化　学　工　業	その他事業所
⑦	スガイ化学工業株式会社和歌山西工場	化　学　工　業	その他事業所



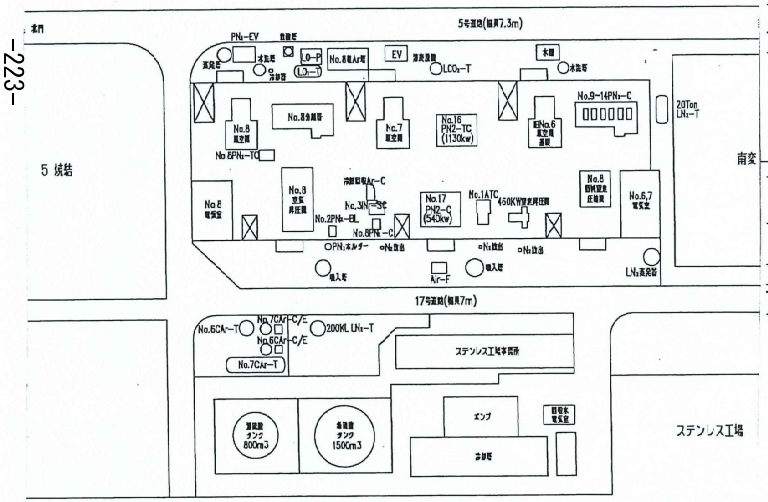
日本製鉄株式会社　関西製鉄所（和歌山）　配置図

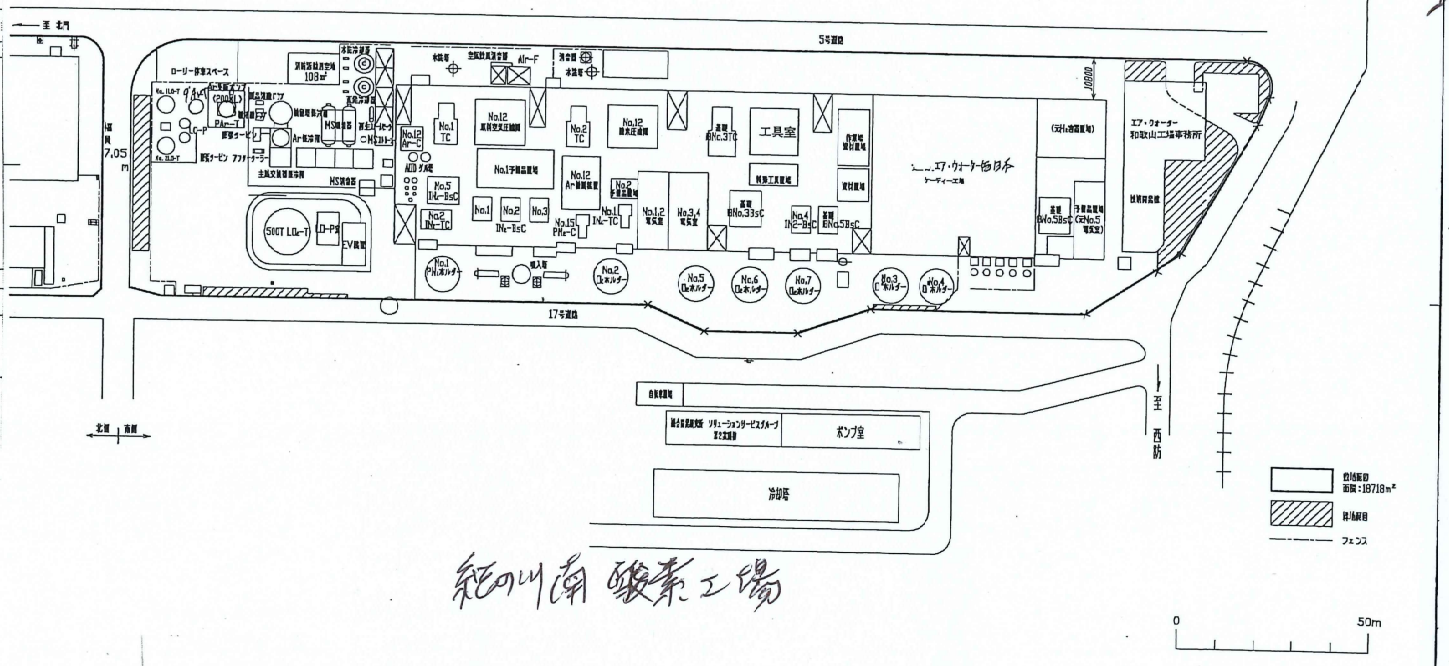
エア・ウォーターガスプロダクツ株式会社　和歌山工場



名称	北防職場機器配置図					
作成	H23.11	尺度	1:1000	課長	係長	検図
図番				設計	製図	青方 写図

エア・ウォーター(株) オンサイトカンパニー 和歌山工場





釜ノ口南 酸素工場

担当	検図	承認	日付

番号	改訂事項	担当	検図	承認	日付
6					
7					
8					
9					
10					

エア・ウォーター(株)オンサイト事業部和歌山工場		
	氏名	年.月.日
設計		
製図	角川	2019. 8.7
検図		
承認		

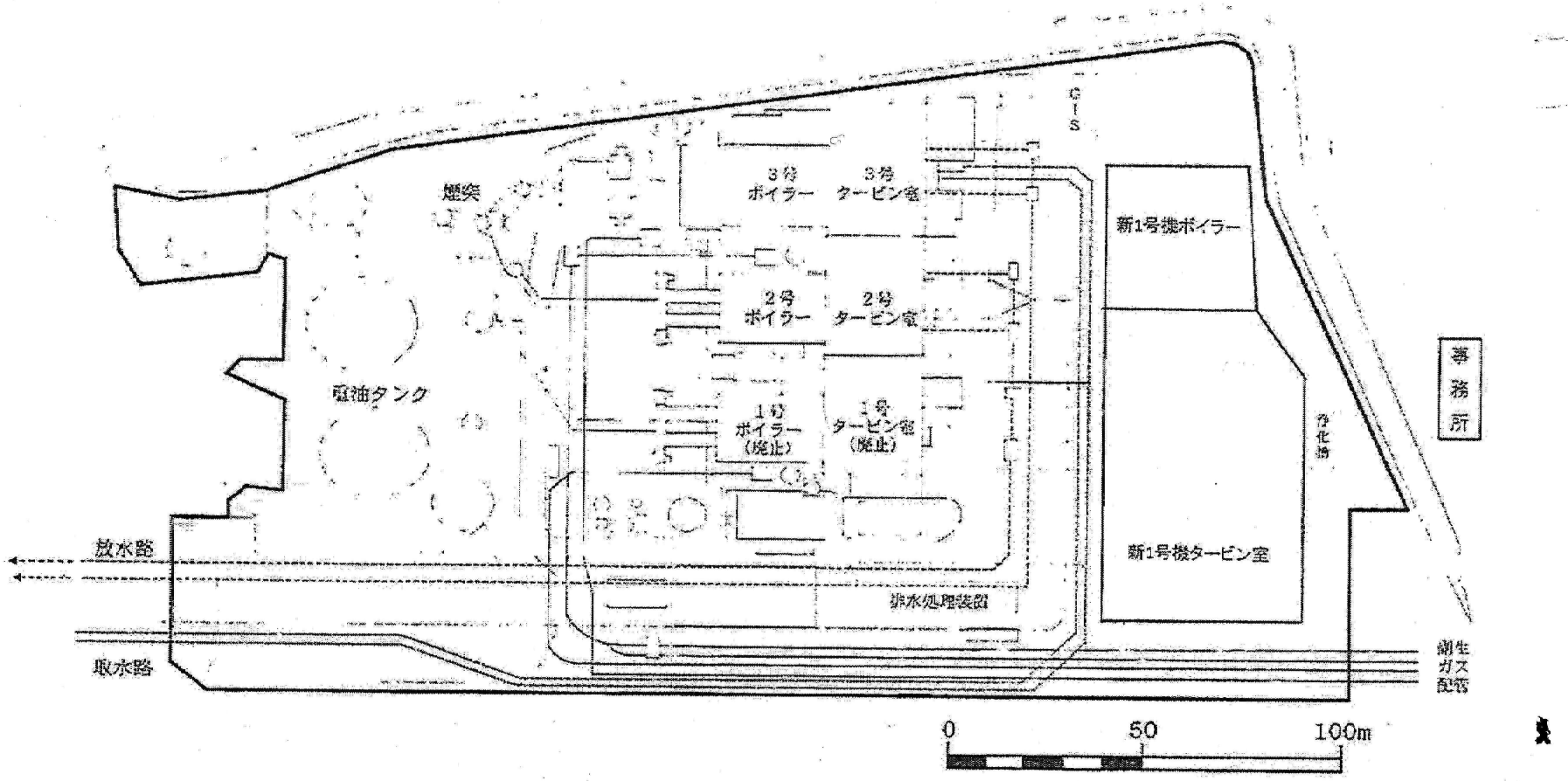
起作	台数	符号	名称	材質	表面処理	記事
番号					重量	

(図面名称) エア・ウォーター 釜の川「酸素工場配置図

石災法レイアウト 南側

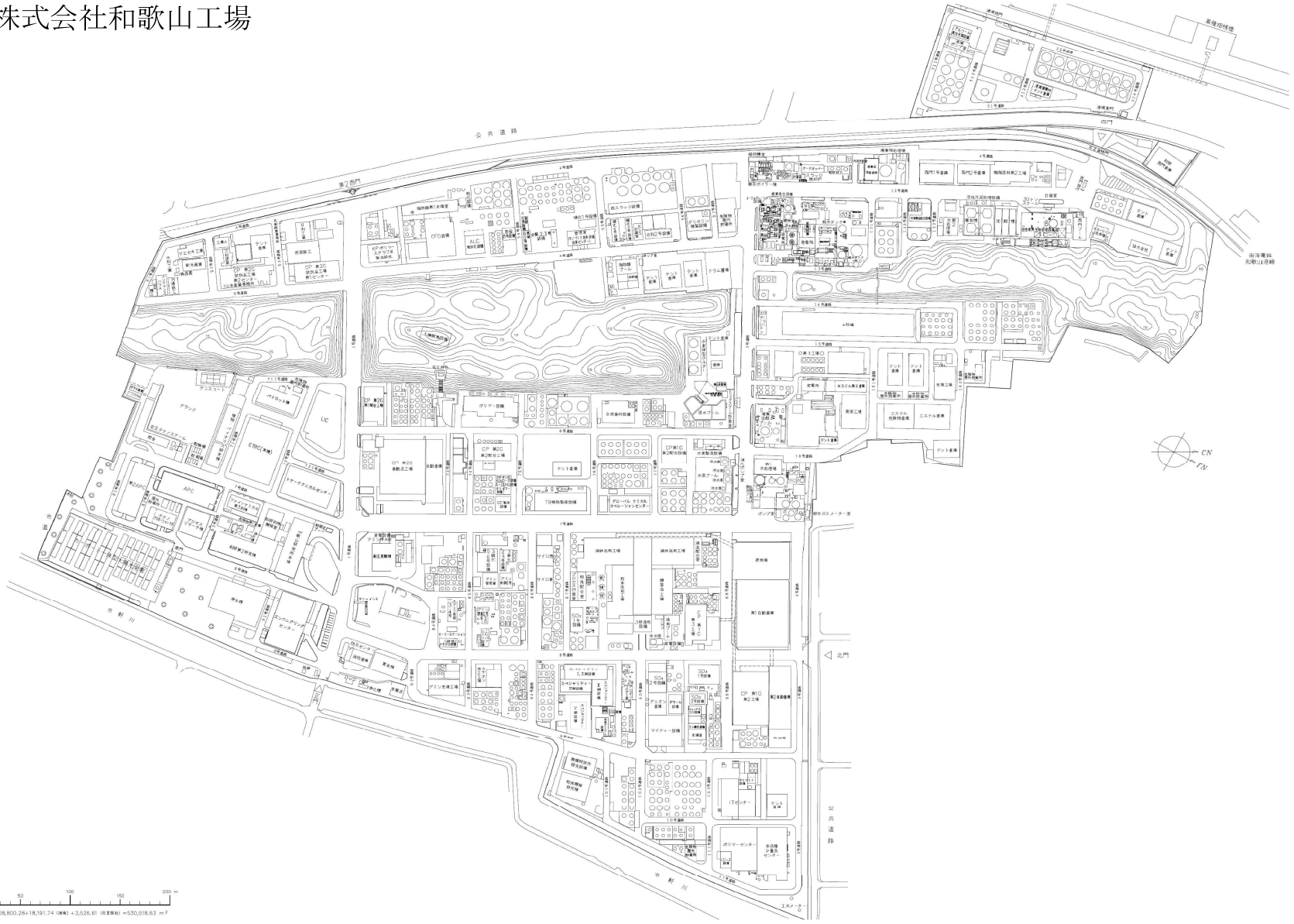
尺度	1:500	図番		改訂

エア・ウォーター株式会社

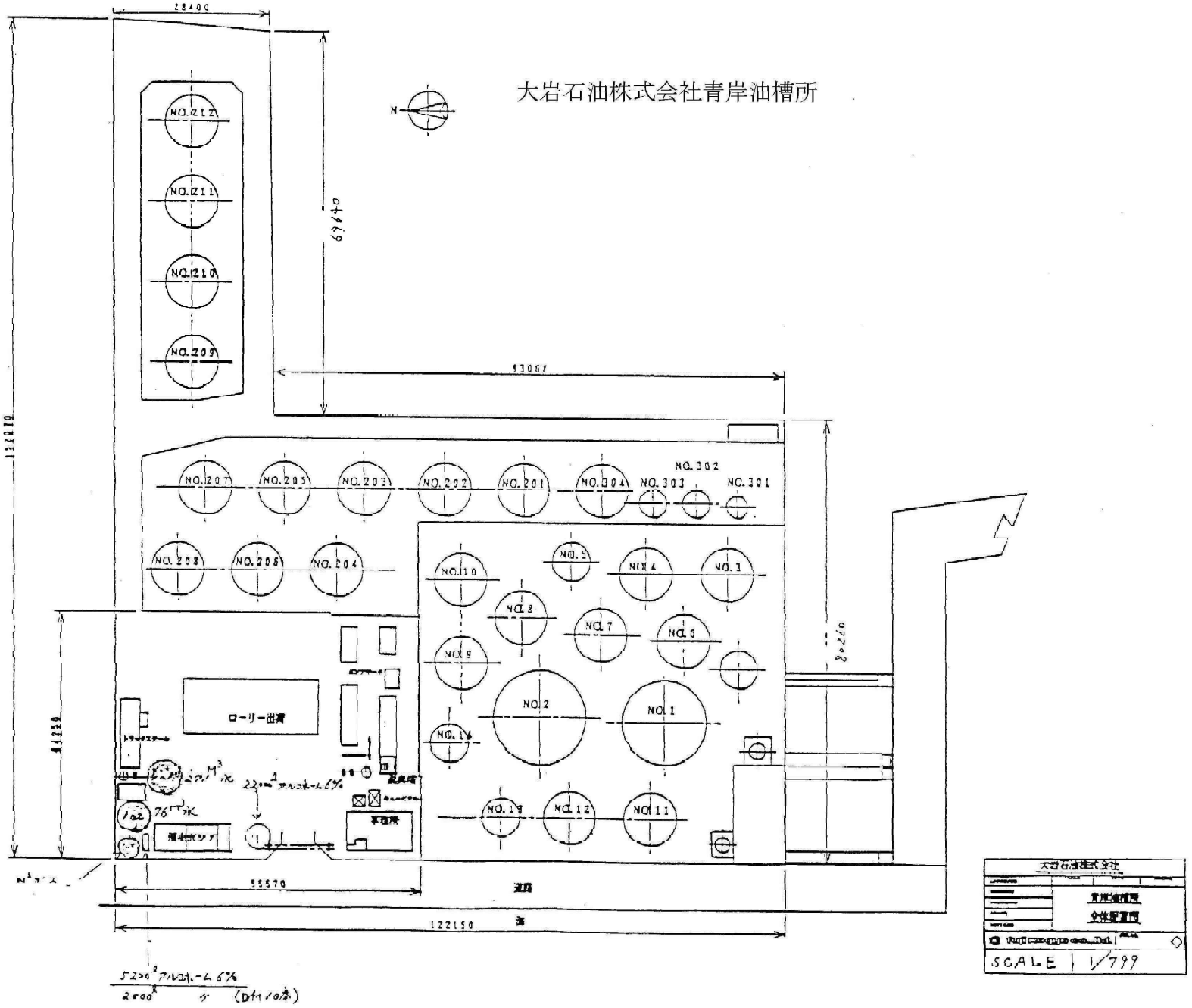


和歌山共同火力株式会社

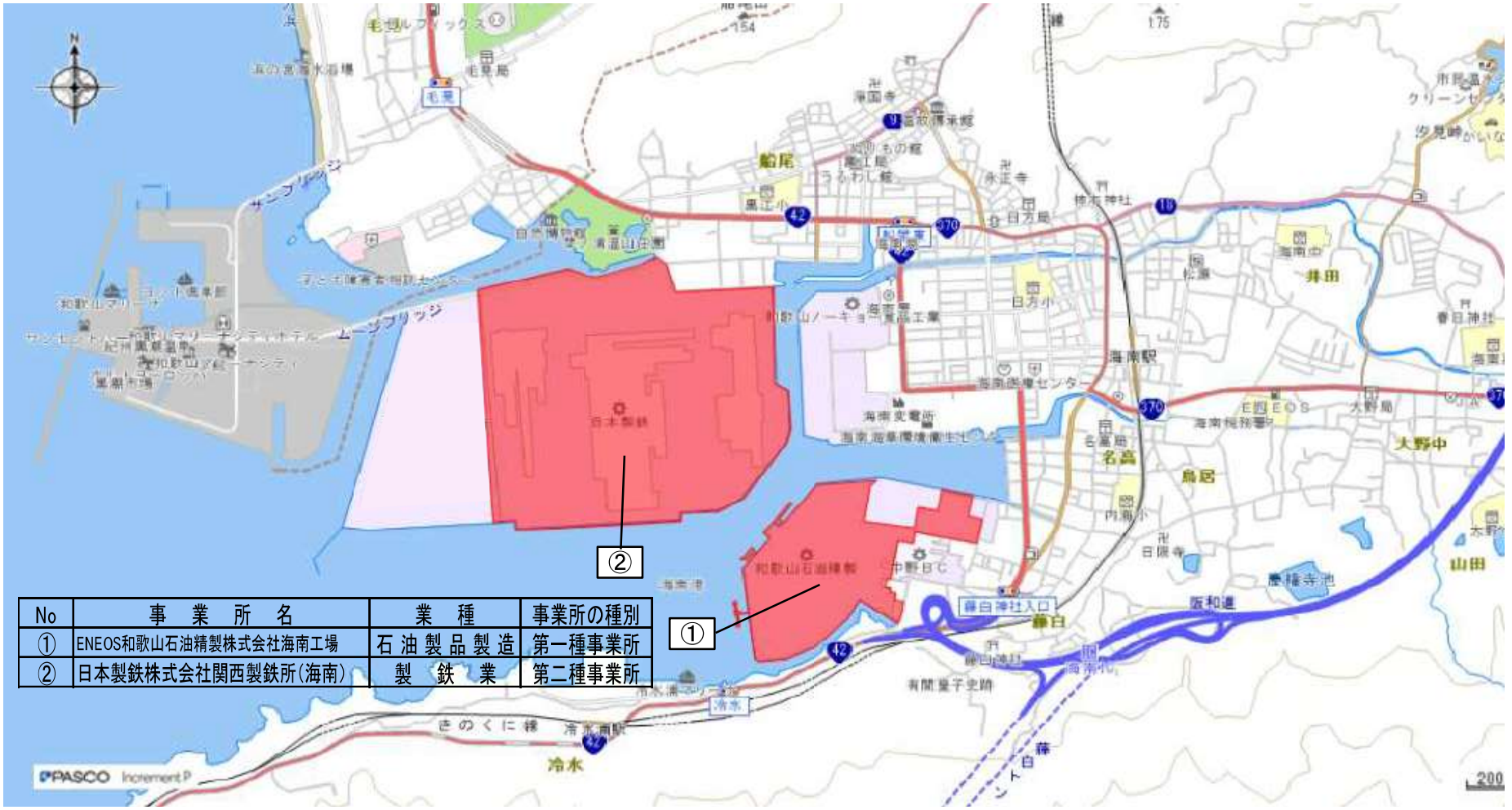
花王株式会社和歌山工場



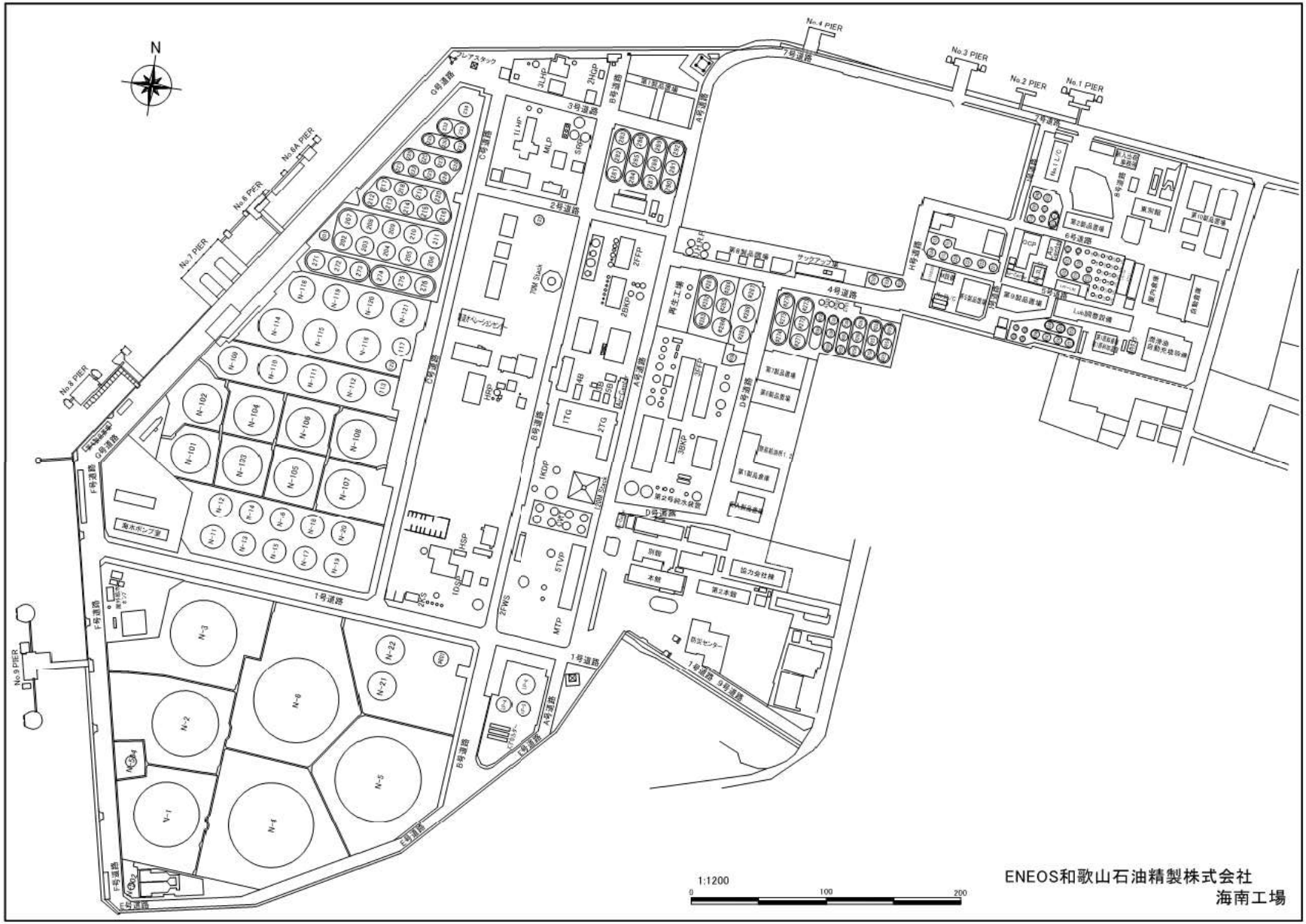
大岩石油株式会社青岸油槽所



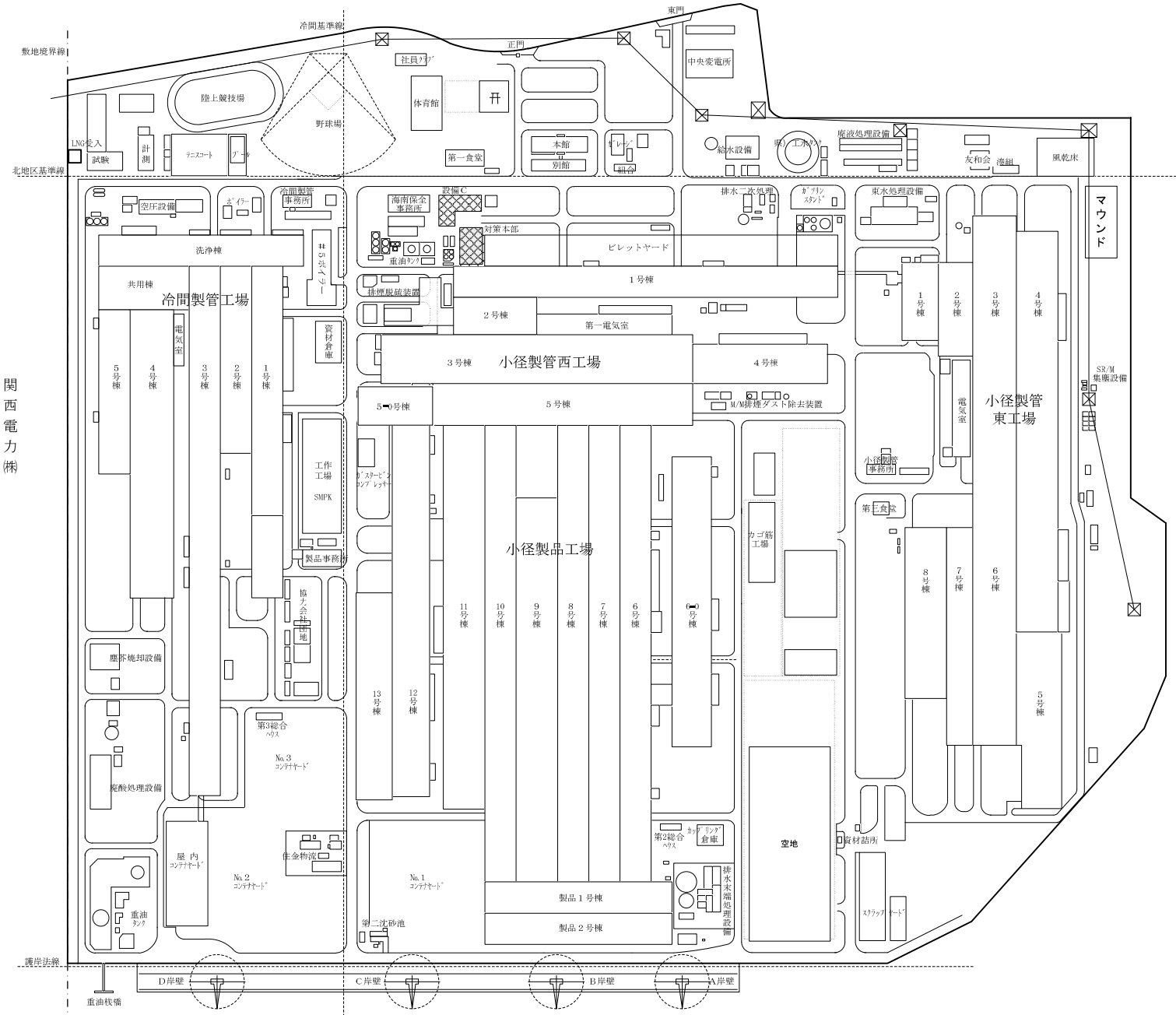
和歌山北部臨海中部地区



No	事　業　所　名	業　種	事業所の種別
①	ENEOS和歌山石油精製株式会社海南工場	石 油 製 品 製 造	第一種事業所
②	日本製鉄株式会社関西製鉄所(海南)	製　鉄　業	第二種事業所


N
No.4 PIER
No.3 PIER
No.2 PIER
No.1 PIER
No.6A PIER
No.6 PIER
No.7 PIER
No.8 PIER
No.9 PIER
1号道路
2号道路
3号道路
4号道路
5号道路
6号道路
7号道路
8号道路
9号道路
A号道路
B号道路
C号道路
D号道路
E号道路
F号道路
G号道路
H号道路
1:1200
0
100
200
ENEOS和歌山石油精製株式会社
海南工場

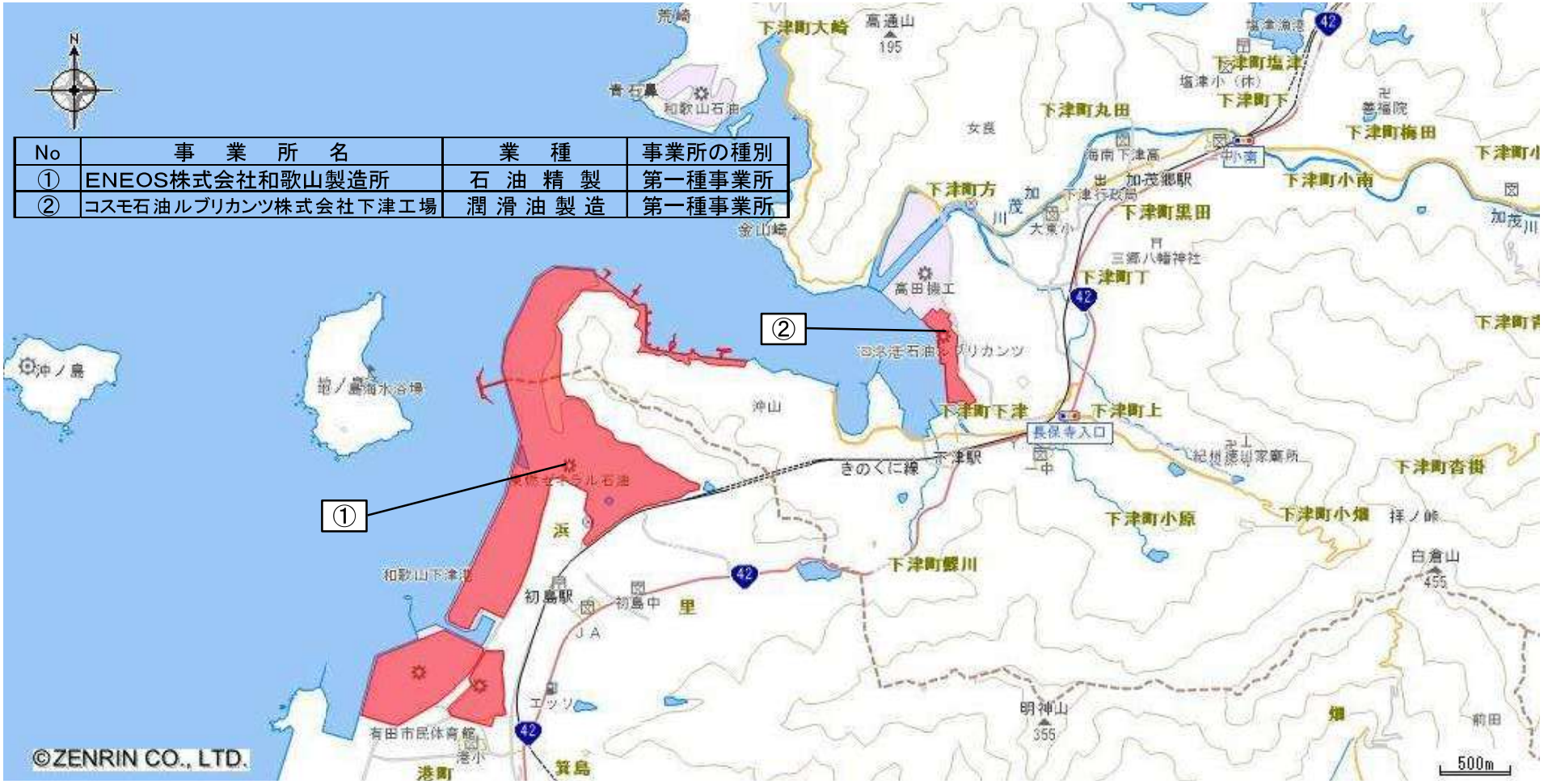
和歌山製鐵所（海南）



H16.10.1現在(総務室(海))

和歌山北部臨海南部地区

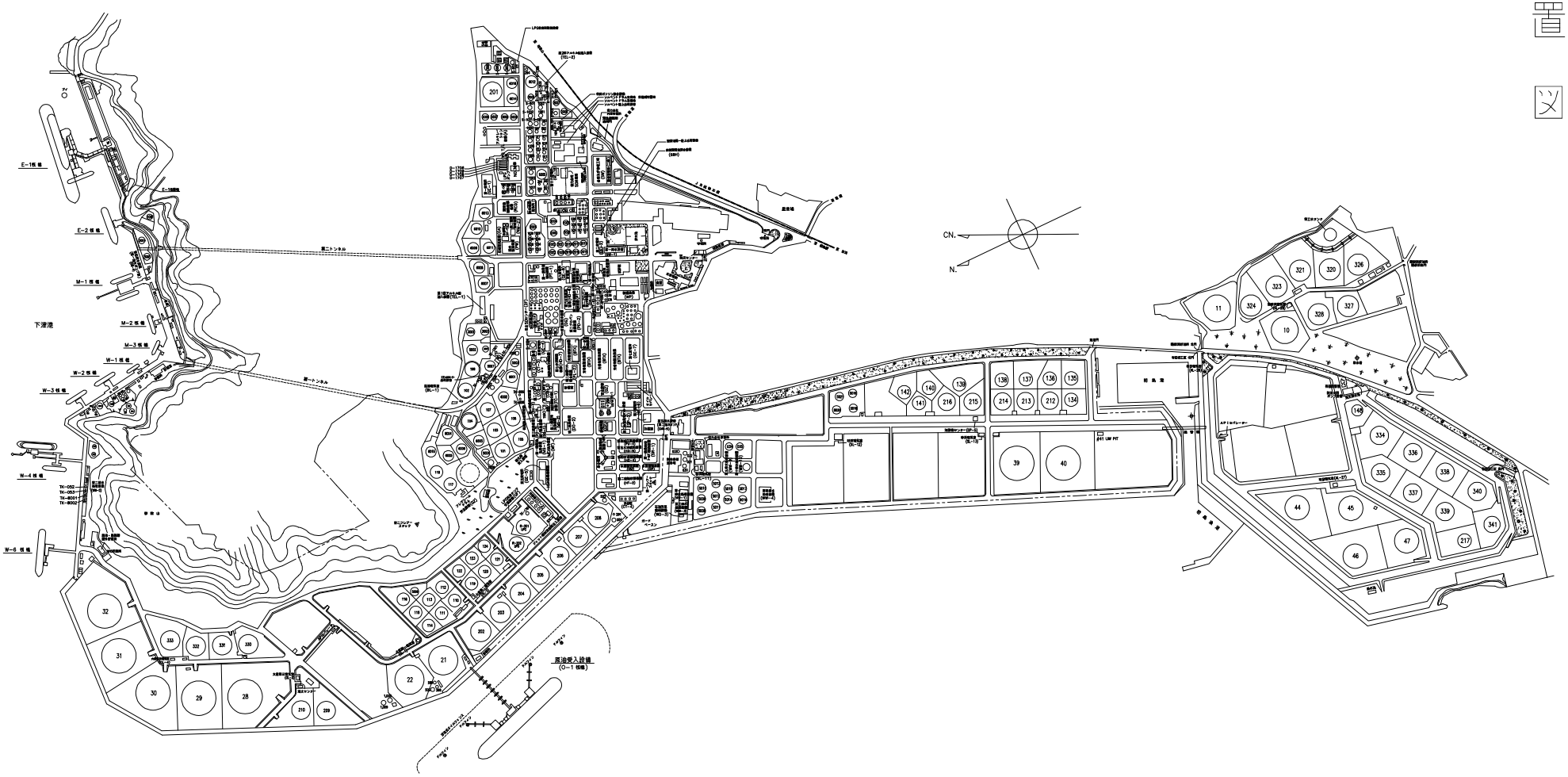
No	事　業　所　名	業　種	事業所の種別
①	ENEOS株式会社和歌山製造所	石　油　精　製	第一種事業所
②	コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場	潤　滑　油　製　造	第一種事業所



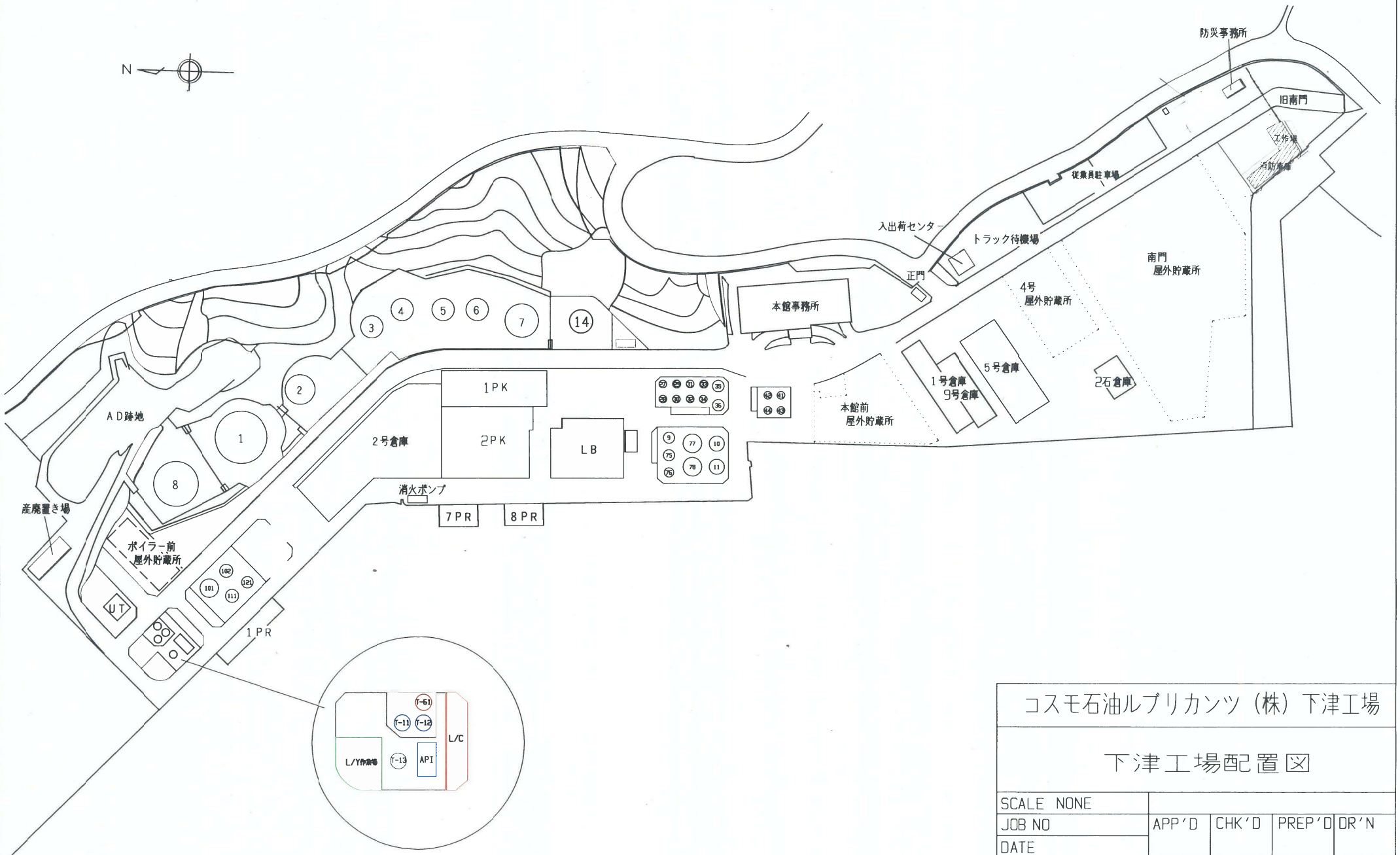
ENEOS(株)和歌山製造所

縮尺　(A3　1：10,000)

位置図

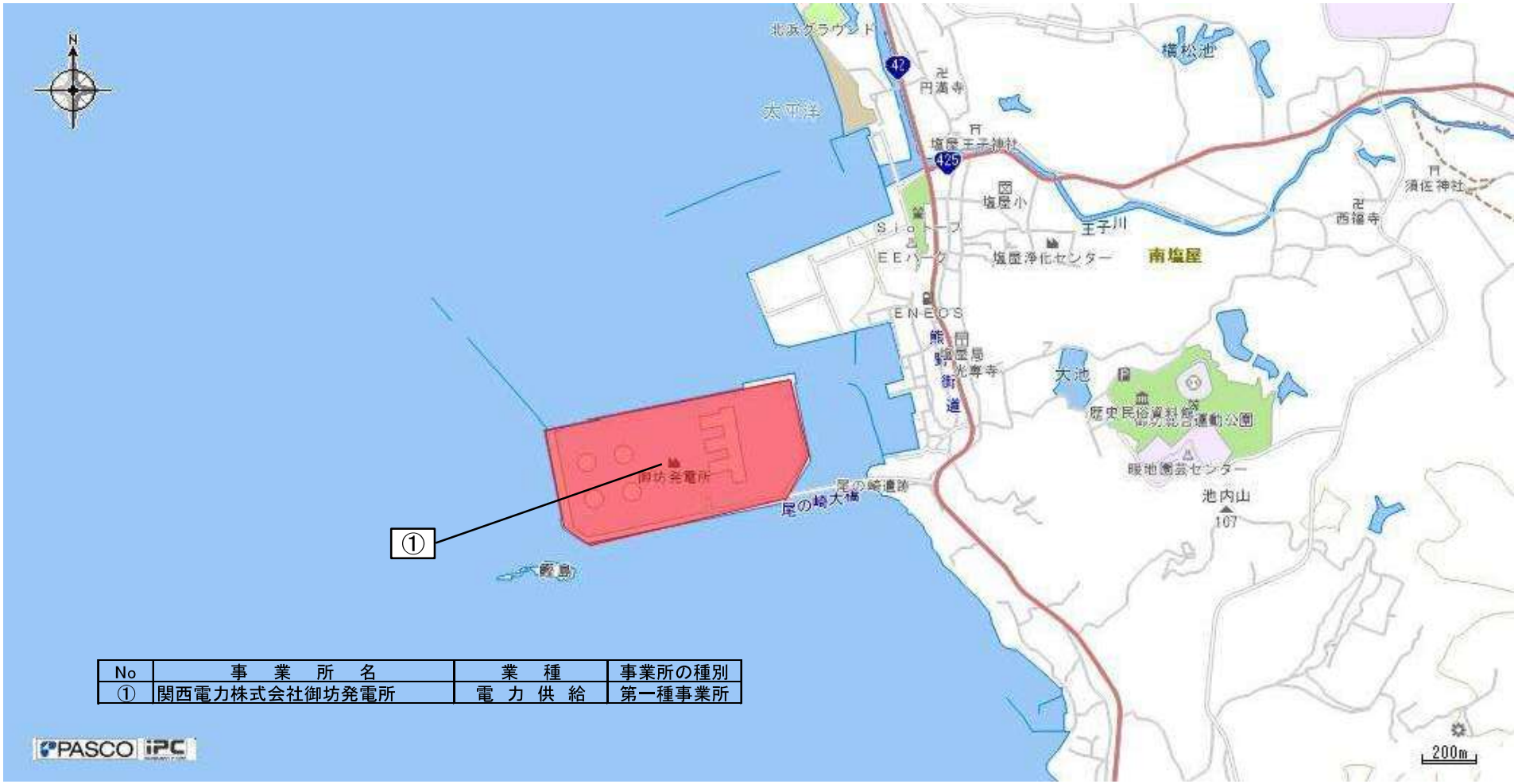


SUBJECT	製造所配置図	
JOB	ENEOS（株）和歌山製造所	
LOCATION	製油所全体	
SCALE	SHEET	DATE
1/10000	1 OF 1	2026.3.3



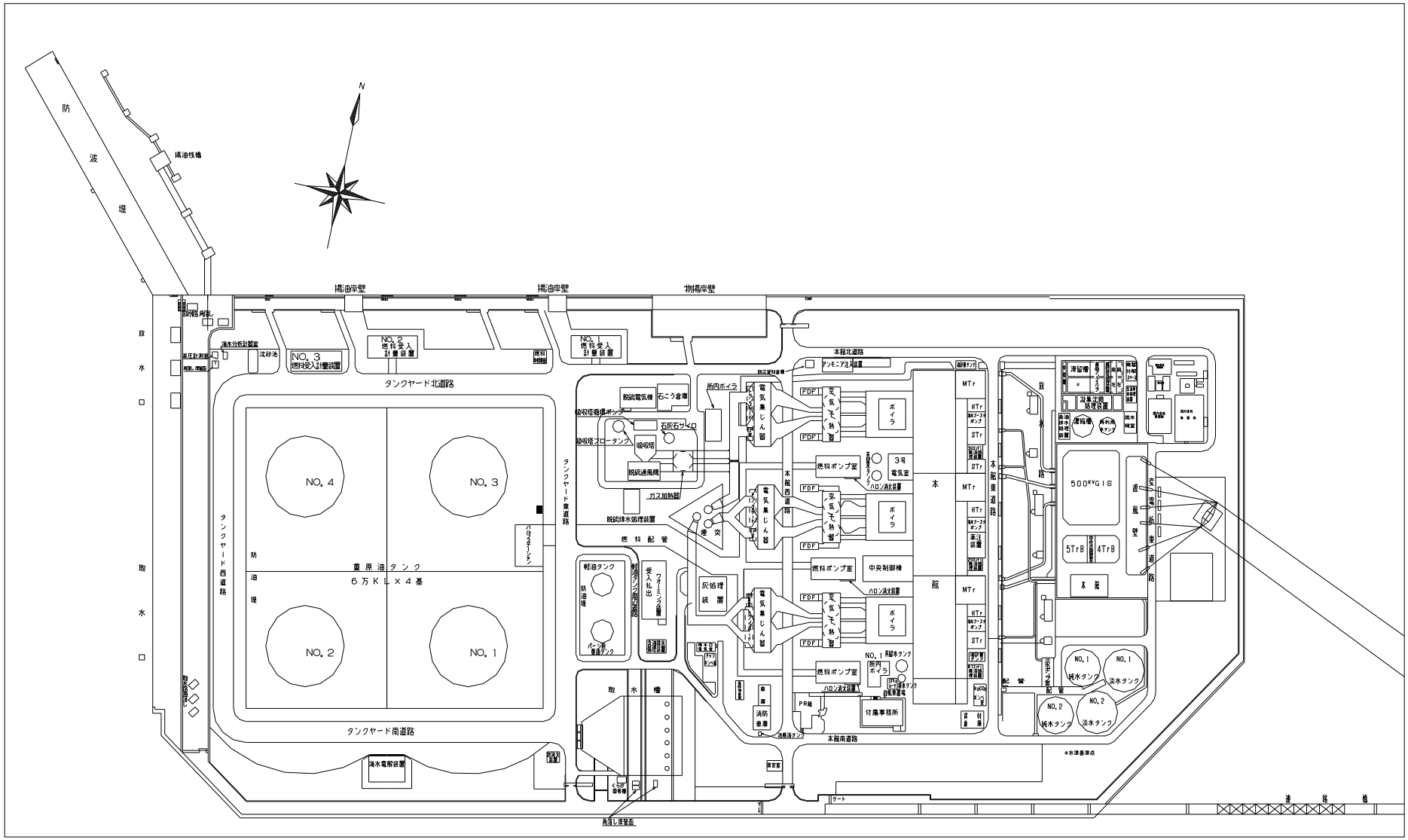
コスモ石油ルブリカンツ（株）下津工場					
下津工場配置図					
SCALE NONE					
JOB NO	APP'D	CHK'D	PREP'D	DR'N	
DATE					
SH.NO	DWG.NO				

御坊地区



No	事　業　所　名	業　種	事業所の種別
①	関西電力株式会社御坊発電所	電　力　供　給	第一種事業所

関西電力株式会社　御坊発電所



8　特定事業所別危険物貯蔵量一覧表（第四類の危険物）

事業所名				日本製鉄株式会社関西製鉄所（和歌山）　（合同事業所）							
				日本製鉄株式会社 関西製鉄所 (和歌山)		エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社 和歌山工場		和歌山共同火力株式会社		小計	
区分	品名		タンク容量(kl)	施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量
製造所				2	809.5					2	809.5
貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	石油類	第一石油類								
			10万以上								
			5万～10万未満								
			3万～5万未満								
			1万～3万未満								
			1千～1万未満								
			500 ～1千未満	2	1,980					2	1,980
			0 ～500 未満	3	542					3	542
			小　計	5	2,522					5	2,522
			第二石油類								
			10万以上								
			5万～10万未満								
			3万～5万未満								
			1万～3万未満								
			1千～1万未満								
			500 ～1千未満								
			0 ～500 未満	2	46			1	100	3	146
			小　計	2	46			1	100	3	146
			第三石油類								
			10万以上								
			5万～10万未満								
			3万～5万未満								
			1万～3万未満								
			1千～1万未満	1	3,550			2	15,692	3	19,242
			500 ～1千未満	5	4,779					5	4,779
			0 ～500 未満	7	913			1	240	8	1,153
			小　計	13	9,242			3	15,932	16	25,174
			第四石油類								
			10万以上								
			5万～10万未満								
			3万～5万未満								
			1万～3万未満								
			1千～1万未満								
			500 ～1千未満								
			0 ～500 未満	1	15.0					1	15.0
			小　計	1	15.0					1	15.0
その他（移動タンクを除く）				64	555.5			1	13	65	568.5
取扱所				32	5,140.1	2	70	3	942.7	37	6,152.8
合計				119	18,330.1	2	70	8	16,987.7	129	35,387.8

事業所名				花王株式会社和歌山工場		大岩石油株式会社青岸油槽所		ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製株式会社海南工場		日本製鉄株式会社関西製鐵所（海南）		コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場	
区分	品名		タンク容量(kl)	施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量
製造所				19	14,382			12	23,457				
貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	石油類	第一石油類	10万以上									
				5万～10万未満									
				3万～5万未満									
				1万～3万未満				1	27,000				
				1千～1万未満		2	4,534	3	13,500				
				500～1千未満		8	4,877	1	980				
				0 ～500 未満	6	192	1	310	2	574				
				小　計	6	192	11	9,721	7	42,054				
			第二石油類	10万以上									
				5万～10万未満									
				3万～5万未満									
				1万～3万未満									
				1千～1万未満				11	49,100				
				500～1千未満			5	3,976					
				0 ～500 未満	32	1,592			2	11.2				
				小　計	32	1,592	5	3,976	13	49,111.2				
			第三石油類	10万以上									
				5万～10万未満									
				3万～5万未満									
				1万～3万未満									
				1千～1万未満	1	1,080			16	75,050				
				500～1千未満	7	6,965	6	4,208.6	20	19,600			1	990
				0 ～500 未満	127	13,488	6	935.275	77	14,294	2	80	10	878
				小　計	135	21,533	12	5,143.875	113	108,944	2	80	11	1,868
			第四石油類	10万以上									
				5万～10万未満									
				3万～5万未満									
				1万～3万未満									
				1千～1万未満					8	30,700			5	21,855
				500～1千未満					13	12,740			6	4,470
				0 ～500 未満	34	2,802			16	5,775	3	45	12	1,768
				小　計	34	2,802			37	49,215	3	45	23	28,093
その他（移動タンクを除く）				17	4,597	1	80	36	9,772.5	20	102.4	7	12,138.6
取扱所				41	9,230	2	2,015	15	112,349.6	10	212.4	10	7,362.6
合計				284	54,328	31	20,935.875	233	394,903.3	35	439.8	51	49,462.2

事業所名				ＥＮＥＯＳ株式会社 和歌山製造所		関西電力株式会社 御坊発電所		合計	
区分	品名		タンク容量(kl)	施設数	許可数量	施設数	許可数量	施設数	許可数量
製造所				18	55,299			51	93,947.5
貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	石油類	第一石油類						
			10万以上	7	732,961			7	732,961
			5万～10万未満	6	362,545	3	180,000	9	542,545
			3万～5万未満						
			1万～3万未満	8	169,776			9	196,776
			1千～1万未満	29	187,337			34	205,371
			500 ～1千未満	5	4,885			16	12,722
			0 ～500 未満	22	4,485			34	6,103
			小計	77	1,461,989	3	180,000	109	1,696,478
			第二石油類						
			10万以上						
			5万～10万未満			1	60,000	1	60,000
			3万～5万未満	1	34,504			1	34,504
			1万～3万未満	9	201,552			9	201,552
			1千～1万未満	19	139,693	2	6,000	32	194,793
			500 ～1千未満	8	7,640			13	11,616
			0 ～500 未満	24	6,830			61	8,579.2
			小計	61	390,219	3	66,000	117	511,044.2
			第三石油類						
			10万以上						
			5万～10万未満						
			3万～5万未満						
			1万～3万未満	11	233,704			11	233,704
			1千～1万未満	13	81,066			33	176,438
			500 ～1千未満	6	5,602			45	42,144.6
			0 ～500 未満	36	11,082			266	41,910.275
			小計	66	331,454			355	494,196.875
			第四石油類						
			10万以上						
			5万～10万未満						
			3万～5万未満						
			1万～3万未満	1	13,370			1	13,370
			1千～1万未満	18	87,502			31	140,057
			500 ～1千未満	12	11,909			31	29,119
			0 ～500 未満	71	15,305			137	25,710
			小計	102	128,086			200	208,256
その他（移動タンクを除く）				9	193.4	1	18	156	27,470.4
取扱所				27	809,012	7	113,405.6	149	1,059,740
合計				360	3,176,252.4	14	359,423.6	1,137	4,091,132.975

８－１　特定事業所別危険物（第四類を除く）及び可燃性固体類等一覧表

事業所名	日本製鉄㈱関西製鉄所（和歌山）（合同事業所）					
	日本製鉄㈱関西製鉄所（和歌山）					
種類 / 種別	製造所		貯蔵所		取扱所	
	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）
第一類危険物					1	0.6
第二類危険物						
第三類危険物						
第五類危険物					1	2.6
第六類危険物						
計					2	3.2
可燃性固体類			39	19.2	6	68.0
可燃性液体類			40	46.0	5	201.6

事業所名	日本製鉄㈱関西製鉄所（和歌山）（合同事業所）小計						花王㈱和歌山工場						大岩石油㈱青岸油槽所					
種類 / 種別	製造所		貯蔵所		取扱所		製造所		貯蔵所		取扱所		製造所		貯蔵所		取扱所	
	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）
第一類危険物					1	0.6	1	0.4			6	0.05						
第二類危険物							3	119.0	3	43.1	8	16.7						
第三類危険物							2	0.8			6	0.04						
第五類危険物					1	2.6	5	3.4			7	1.1						
第六類危険物							2	0.02			5	0.2						
計					2	3.2	13	123.62	3	43.1	32	18.09						
可燃性固体類			39	19.2	6	68.0	17	5,523.4	5	214.2	23	4,511.7			1	633		
可燃性液体類			40	46.0	5	201.6	13	1,254.7	4	424.0	13	398.8						

事業所名	ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製㈱海南工場						日本製鉄㈱関西製鉄所（海南）						コスモ石油ルブリカンツ㈱下津工場					
種類	製造所		貯蔵所		取扱所		製造所		貯蔵所		取扱所		製造所		貯蔵所		取扱所	
種別	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）
第一類危険物																		
第二類危険物																		
第三類危険物																		
第五類危険物																		
第六類危険物																		
計																		
可燃性固体類									1	5.3								
可燃性液体類			22	274,110														

事業所名	ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所						関西電力㈱御坊発電所						合計					
種類	製造所		貯蔵所		取扱所		製造所		貯蔵所		取扱所		製造所		貯蔵所		取扱所	
種別	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）	施設数	許可数量（ｔ）
第一類危険物													1	0.4			7	0.68
第二類危険物	1	1,175	5	4,903	4	6,340							4	1,304.4	9	4,946.1	12	6,356.7
第三類危険物													2	0.8			6	0.04
第五類危険物													5	3.4			8	3.7
第六類危険物													2	0.02			5	0.2
計	1	1,175	5	4,903	4	6,340							16	1,493.02	9	5,013.2	39	6,371.62
可燃性固体類			3	8,930	2	112							17	7,158.8	49	9,801.7	31	4,708.6
可燃性液体類			13	11,989									13	992.5	79	286,568.0	17	529.2

（注）可燃性液体類の単位は立方メートルとする。

9　特定事業所別高圧ガス貯蔵量一覧表

事業所名	液化ガス				圧縮ガス		
	品名	基数	型式	貯蔵量（t）	品名	型式	貯蔵量（m^3）
日本製鉄㈱関西製鉄所（和歌山）	ＬＰＧ	1	円筒横置型	90	酸素	球形	500×3 基
	〃	1	〃	25	窒素	〃	400×2 基
	〃	4	〃	15	〃	〃	10×1 基
	〃	2	〃	10	〃	〃	1.2×3 基
	窒素	1	円筒縦置型	10.9	〃	円筒縦置型	20×2 基
	〃	1	〃	7.1	〃	枕型	105.7×2 基
	アンモニア	2	枕型	150	空気	円筒縦置型	3.5×1 基
					〃	〃	3.0×1 基
					〃	〃	2.6×3 基
					〃	〃	2.1×3 基
					〃	〃	2.0×3 基
					窒素・ヘリウム・混合ガス	円筒横置型	0.7×10 基
エア・ウォーター・ガスプロダクツ㈱和歌山工場	液化酸素	1	球型	500	酸素	球形	400×6 基
	〃	3	竪型	401.5	窒素	球形	400×1 基
	〃	2	枕型	100	〃	縦置型	7×1 基
	液化アルゴン	１０	竪型	720			
	〃	4	枕型	300			
	液化窒素	2	竪型	216			
	〃	1	枕型	20			
	液化炭酸ガス	1	竪型	30			
和歌山共同火力㈱	炭酸ガス		ボンベ	0.196	水素	ボンベ	238
					窒素	ボンベ	238
花王㈱和歌山工場	アンモニア	1	円筒	15.94	水素	球形	400×3 基
	酸化エチレン	2	〃	183.20			
	クロルメチル	1	〃	17.497			
	モノメチルアミン	1	〃	13.951			
	液化窒素	1	〃	36.000			
ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製㈱海南工場	液化石油ガス	3	球形	1,064			

事業所名	液化ガス				圧縮ガス		
	品名	基数	型式	貯蔵量（t）	品名	型式	貯蔵量（m^3）
日本製鉄㈱関西製鉄所（海南）							
ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所	ＬＰＧ	5	球形	4,455			
関西電力㈱御坊発電所	アンモニア 炭酸ガス	2	横型	50 1.5	水素 窒素		2,400 2,450

10　特定事業所別毒物劇物貯蔵量一覧表（石災法施行令別表一及び二関係）

事業所名	品名	性状		貯蔵量（t）	貯蔵方法			
		毒	劇		ドラム	容器	貯槽	その他
日本製鉄㈱関西製鉄所（和歌山）	液化アンモニア		○	150			○	
花王㈱和歌山工場	アクリロニトリル 液体アンモニア		○ ○	3.6 5.3			○ ○	
大岩石油㈱青岸油槽所	アクリロニトリル		○	630			○	
ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所	液体アンモニア		○	5		○		
関西電力㈱御坊発電所	液化アンモニア		○	50			○　２基	

11　特定事業所別放射性同位元素保有量一覧表

事　業　所　名	種　類	使　用　場　所	目　的	線量（ＧＢｑ）	計数管の有無
日本製鉄㈱関西製鉄所 （　和　歌　山　）	241 Ａｍ－Ｂｅ（アメリシウム・ベリリウム）	製銑工場　第２高炉	水分計測	74.0	有
	241 Ａｍ（アメリシウム）	薄板工場　第一工場（テンパー）	厚み計測	185.0	有
	241 Ａｍ（アメリシウム）	薄板工場　第一工場（２ＬＬ）	厚み計測	18.5	有
	241 Ａｍ（アメリシウム）	薄板工場　第一工場（４ＬＬ）	厚み計測	18.5	有
	241 Ａｍ（アメリシウム）	薄板工場　第二工場（３スキンパス）	厚み計測	74.0	有
	137 Ｃｓ（セシウム）	和歌山中径製管工場（ＥＸＳ入側）	厚み計測	1,480.0	有
	137 Ｃｓ（セシウム）	和歌山中径製管工場（ＥＸＳ出側）	厚み計測	2,331.0	有
	63 Ｎｉ（ニッケル）	日鉄テクノロジー（株）〔紀ノ川分析室〕	ガスクロマトグラフ分析用	1.665	有
	63 Ｎｉ（ニッケル）	日鉄テクノロジー（株）〔環境省エネ部〕	ガスクロマトグラフ分析用	0.370	有

12　防災関係機関の防災資機材一覧表

種別 / 機関名	消防職員		消防車等													船艇				消火油処理資材				その他				
	職員（実員）	非常勤（要員）	大型化学高所放水車（台）	大型高所放水車（台）	大型化学消防車（台）	泡原液搬送車（台）	甲種普通化学消防車（台）	乙種普通化学消防車（台）	普通高所放水車（台）	普通消防車（台）	小型消防車（台）	小型動力ポンプ積載車（台）	小型ポンプ付積載車（台）	その他消防車（台）	広報車（台）	救急車（台）	巡視船	消防船	巡視艇	オイルフェンス展張船	消火薬剤（kl）（kg）	乳化分散型油処理剤（kl）	吸着マット（kg）	オイルフェンスB型（m）	空気呼吸器等	耐熱防火服	移動式ガス検知器	携帯用無線機	防災ヘリコプター
和歌山県																					136.96	2.088	991 (200)	3,620 (40)			1	17	1
海上保安庁 和歌山海上保安部																	1		1		0.28	0.54	535	60	8	8	2	3	
海上保安庁 田辺海上保安部																	2		1			2.6	255		8	8	2	8	
海上保安庁 海南海上保安署																			1			1.4	182	200	2	2	1	3	
和歌山市消防局（消防団）	392	1,448					1	2	1	20 4		126		26	11 4	16					16.2	0.491			95	20	16	74	
海南市消防本部（消防団）	90	651	1			1		2		4 8			3 42	12	3 1	4					14.0		232.9		36	8	4	70 123	
有田市消防本部（消防団）	45	236		1	1	1		1		1 14			1 7	6 1	3	2					38.3		68		15	6	3	7 94	
御坊市消防本部（消防団）	46	212		1	1	1				4 7		1 18		4	2 1	2					7.0				28	2	3	9 9	
合計（消防団）	573	2,547	1	2	2	3	1	5	1	29 33		1 144	4 49	48 1	19 6	24	3		3		212.74	7.119	2,263.9 (200)	3,880 (40)	192	54	32	191 226	1

（　）は和歌山下津港湾事務所所有分の内数

12－１　県有防災資機材配備状況（コンビナート災害用）

地区名	オイルフェンス巻取機及びオイルフェンス			消火薬剤				油処理剤、油吸着マット及び散布用ホース・ノズル				
	保管場所	数量（m）	基数（台）	保管場所	たんぱく泡（ℓ）	水成膜泡（ℓ）	耐ｱﾙｺｰﾙ用泡（ℓ）	保管場所	油処理剤 18ℓ／缶	油吸着ﾏｯﾄ 100枚／箱	ホース（本）	ノズル（本）
北部地区	日本製鉄㈱関西製鉄所（和歌山） 和歌山下津港和歌山港区（花王㈱和歌山工場管理） （和歌山下津港湾事務所管理）	 60		和歌山市北消防署 和歌山市防災資機材倉庫 県防災倉庫		2,200 1,000	 1,000 	和歌山下津港湾事務所管理		32箱（150枚/箱）		
	小計	60		小計		3,200	1,000	小計		32箱		
中部地区	ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製㈱海南工場内 日本製鉄㈱関西製鉄所（海南）内			海南市冷水（貯蔵タンク） 海南市消防署		34,000 6,600	 1,000	ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製㈱海南工場内	26缶	5箱	14本	1本
	小計			小計		40,600	1,000	小計	26缶	5箱	14本	1本
南部地区	ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所内 海南市側 有田市側	 1,500 2,000	 500m巻 3基 500m巻 4基	海南市下津町下津（貯蔵タンク） 海南市下津消防署 有田市港訓練場（貯蔵タンク） 有田市港訓練場	 4,700 	33,030 1,900 35,000	 1,000 1,000 	コスモ石油ルブリカンツ㈱下津工場 ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所内 有田振興局建設部	20缶 40缶 	13箱 15箱 17箱	14本 14本 	1本 1本
	小計	3,500		小計	4,700	69,930	2,000	小計	60缶	45箱	28本	2本
御坊地区	日高振興局建設部	120		御坊市消防署		13,200	1,000					
	小計	120		小計		13,200	1,000	小計				
合計		3,680	500m巻 7基		4,700	126,930	5,000		86缶	32箱（150枚/箱） 50箱	42本	3本

13　自衛防災組織の防災資機材一覧表

（　）は契約船

特別防災区域	種別 / 特定事業所名	防災要員		消防車													船艇			消火薬剤		油処理資材			その他			
		専任（人）	兼任（人）	大型化学高所放水車（台）	大型高所放水車（台）	大型化学消防車（台）	泡原液搬送車（台）	甲種普通化学消防車（台）	乙種普通化学消防車（台）	普通高所放水車（台）	普通消防車（台）	小型消防車（台）	その他消防車（台）	広報車（台）	救急車（台）	バキューム車（台）	消防艇	油回収船	オイルフェンス展張船	固定泡（kl）粉末（kg）	移動可能泡（kl）粉末（kg）	乳化分散型油処理剤（kl）	吸着マット（kg）	オイルフェンスB（m）	空気呼吸器等	耐熱防火服	移検動式知ガス器	携帯用無線機
和歌山北部地区	日本製鉄㈱関西製鉄所（和歌山） エア・ウォーター・ガスプロダクツ㈱和歌山工場 和歌山共同火力㈱ 大岩石油㈱青岸油槽所 花王㈱和歌山工場	96	124	1	1	1	1	1			2			2	2		1		1 (1)	95.9 4,350	26.34 415	2.1	823	4,840	32	16	93	73
和歌山中部地区	日本製鉄㈱関西製鉄所（海南） ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製㈱海南工場	40	16	1	1	1	1		1					1	1	1			(2)	44	16.9	1.3	2,910	4,160	17	8	38	36
和歌山南部地区	コスモ石油ルブリカンツ㈱下津工場 ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所	46	188	2	1	1	2							1		3	1	2	2 (1)	88	24.56 11,100	5.4	6,640	3,630	75	11	348	52
御坊地区	関西電力㈱御坊発電所	7	15	1			1												(2)	27 12,000	6 5,654	0.4	2,400	1,840	12	14	14	32
合計		189	343	4	3	3	5	1	1		2			4	3	4	2	2	3 (6)	254.9 16,350	73.8 17,169	9.2	12,773	14,470	136	49	493	193

14　防災要員、防災自動車等一覧表

事業所名	防災要員		消防車等										放水銃等			広報車	救急車	バキュームカー	その他車両
	専任	兼任	大型化学高所放水車	大型高所放水車	大型化学消防車	泡原液搬送車	甲種普通化学消防車	乙種普通化学消防車	普通高所放水車	普通消防車	小型消防車	その他消防車	可搬式放水銃	大型放水銃	普通放水銃				
	（人）	（人）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（個）	（個）	（個）	（台）	（台）	（台）	（名称、台数）
日本製鉄㈱関西製鉄所（和歌山）	48	46	1			1	1			1			2			2	2		
花王㈱和歌山工場	28	78		1	1								4	2					指令車　1 資材車　1
大岩石油㈱青岸油槽所	8						代替												
ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製㈱海南工場	22	16	1	1	1	1							1	3		1		1	指令車　1 資材車　1
日本製鉄㈱関西製鉄所（海南）	18							1					1				1		
コスモ石油ルブリカンツ㈱下津工場	17	35		1	1								1	1					
ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所	29	153	2			2							9	3		1		3	資材車　1
関西電力㈱御坊発電所	7	15	1			1							4						
計	178	316	4	3	4	5	2	1		2			22	9		5	3	7	

15　消火剤等防除資機材一覧表

事業所名	消火薬剤										油処理剤			オイルフェンス		その他			
	蛋白質泡原液(kl)		耐アルコール用泡原液(kl)		界面活性剤(kl)		粉末(kg)		小計		乳化分散型(kl)	吸着マット(kg)	粉状・その他(kg)	B型(m)	B型以外(m)	空気呼吸器等(組)	耐熱防火服(着)	移動式ガス検知器(台)	携帯無線機(台)
	固定	移動可	固定	移動可	固定	移動可	固定	移動可	固定	移動可									
日本製鉄㈱関西製鉄所（和歌山）		0.34	12.0	8.10			4,350		泡 12.0kl 粉末 4,350kg	泡 8.44kl	1.4	238		2,600		20	10	2	19
花王㈱和歌山工場			59.7	12.3	2.0	5.2			泡 61.7kl	泡 17.5kl	0.4	400		1,160		10	4	91	54
大岩石油㈱青岸油槽所		0.4	22.2					415	泡 22.2kl	泡 0.4kl 粉末 415kg	0.3	185		1,080		2	2		
ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製㈱海南工場	28	13.6	16						泡 44kl	泡 13.6kl	1.3	2,550		3,000		12	3	38	28
日本製鉄㈱関西製鉄所（海南）						3.3				泡 3.3kl		360		1,160		5	5		8
コスモ石油ルブリカンツ㈱下津工場		11.3								泡 11.3kl	0.4	440		1,130		6	2	6	13
ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所	88	6.6		0.16		6.5		11,100	泡 88kl	泡 13.26kl 粉末 11,100 kg	5.0	6,200		2,500	738	69	9	342	39
関西電力㈱御坊発電所	27	6					12,000	5,654	泡 27.0kl 粉末 12,000kg	泡 6kl 粉末 5,654kg	0.4	2,400	1,152	1,840		12	14	14	32
計	143.0	38.24	109.9	20.56	2.0	15.0	16,350	17,169	泡 254.9kl 粉末 16,350kg	泡 73.8kl 粉末 17,169kg	9.2	12,999	1,152	15,570	738	137	49	501	189

16　防災設備を有する船艇一覧表

防災関係機関・特定事業所等

機関名	船艇名	総トン数（ﾄﾝ）	巡航速度（ﾉｯﾄ）	消火設備			油回収設備		オイルフェンス展張能力（m/分）	保有資機材（搭載分）				無線能力	乗員		基地名
				泡水の口数	放射能力（T/h）	放水距離（m）	油槽（ﾄﾝ）	型式及び能力（m^3/h）		オイルフェンス型式長さ（m）	油処理剤（ℓ）	油吸着材（kg）	化学消火剤（ℓ）		乗組員（名）	定員（名）	
和歌山海上保安部	きい	1,250.0		水1	600	100					180	20	泡 200（合成界面活性剤）	ＶＨＦボディトーキ		42	和歌山
	きいかぜ	25.0		泡・水1	78	50								ＶＨＦボディトーキ	5	6	〃
田辺海上保安部	みなべ	358.0	35	水1 泡・水1	234	50							泡 300（合成界面活性剤）	ＶＨＦボディトーキ	18	25	田辺
	こうや	213	35	水1 泡・水1	234	30							泡 260（合成界面活性剤）	ＶＨＦボディトーキ	14	17	〃
	むろかぜ	26.0	25	泡・水1	144	30							泡 20（合成界面活性剤）	ＶＨＦボディトーキ	5	5	〃
海南海上保安署	わかづき	100		水 1	77	42						17		ＶＨＦボディトーキ	10	11	下津
近畿地方整備局和歌山港湾事務所	海和歌丸	198.0	14.1				40t	30m^3/hr				51		ＶＨＦハンディトーキー	7	24	和歌山
日本製鉄㈱関西製鉄所	せいかい	16.0	10						3ﾉｯﾄ/h 92m/分		250	17		業務無線　１ｗ	2	12	和歌山北港
花王㈱和歌山工場	能島丸（契約船）	9.70	9.0						45m/分					携帯無線機	3	6	青岸

防災関係機関・特定事業所等

機関名	船艇名	総トン数（ﾄﾝ）	巡航速度（ﾉｯﾄ）	消火設備			油回収設備		オイルフェンス展張能力（m/分）	保有資機材（搭載分）				無線能力	乗員		基地名
				泡水の口数	放射能力（T/h）	放水距離（m）	油槽（ﾄﾝ）	型式及び能力（m^3/h）		オイルフェンス型式長さ（m）	油処理剤（ℓ）	油吸着材（kg）	化学消火剤（ℓ）		乗組員（名）	定員（名）	
ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製㈱海南工場	第５共栄丸（契約船）	4.99	8.5						45					５Ｗ× 1	2	12	海南
	第３共栄丸（契約船）	14.0	10	1	75	30	0.03	吸引式 36k･/h				68		５Ｗ× 1	2	12	〃
コスモ石油ルブリカンツ㈱下津工場	第３大徳丸（契約船）	13.48	8												1	12	下津
ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所	第２あいわ	15.0	11.0				35.7	ケミッサー 1 吸引式 18				51		簡易無線 ５Ｗ× 1	1	15	〃
	あ い わ	16	11.5		114	80	34.5	30				102		５Ｗ× 1	1	15	〃
関西電力㈱御坊発電所	第７共栄丸（契約船）	19	11	1	120	91.2	35	60	40		18				3	14	御坊南塩屋
	昌栄丸（契約船）	6.6	27						15					１Ｗ	3	7	〃

17　特定事業所別通常時応援可能要員一覧表

事　業　所　名	昼　　間　（名）	夜　　間　（名）
日本製鉄㈱関西製鉄所（和歌山）	5	5
花王㈱株式会社和歌山工場	4	4
ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製㈱海南工場	2	2
日本製鉄㈱関西製鉄所（海南）	4	4
コスモ石油ルブリカンツ㈱下津工場	2	2
ＥＮＥＯＳ㈱和歌山製造所	2	2
関西電力㈱御坊発電所	3	3
計	２２	２２

18　石油コンビナート等特別防災区域に係る防災相互応援協定状況

（１）　和歌山北部臨海広域消防協議会規約
（２）　和歌山北部臨海都市広域消防協定書
（３）　和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定書
（４）　和歌山北部臨海都市広域消防協定及び和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定に関する覚書
（５）　和歌山北部臨海都市広域消防協定及び和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定に関する細則
（６）　和歌山県高圧ガス地域防災協議会規約
（７）　海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書
（８）　和歌山海上保安部と和歌山市との消防業務協定
（９）　和歌山海上保安部と海南市との消防業務協定
(10)　和歌山海上保安部と有田市との消防業務協定
(11)　田辺海上保安部と御坊市との消防業務協定
(12)　田辺海上保安部と御坊市との消防業務協定に関する細則
(13)　和歌山県防災資機材管理運用要綱
(14)　和歌山県防災資機材管理運用細目
(15)　和歌山県排出油等防除協議会会則
(16)　和歌山県排出油等防除協議会運営要領
(17)　災害時の応援に係る申し合わせ

（１）和歌山北部臨海広域消防協議会規約

（昭和 41 年４月 11 日制定）

（目　　的）

第１条　本会は和歌山市、海南市、有田市及び御坊市における広域消防体制の確立とその運用の円滑化をはかり、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（名　　称）

第２条　本会の名称は、和歌山北部臨海広域消防協議会と称する。

（事 務 局）

第３条　本会の事務局は、会長所属関係機関内に置く。

（組　　織）

第４条　本会は、和歌山市、海南市、有田市及び御坊市の消防長並びに日本製鉄株式会社関西製鉄所（和歌山）、花王株式会社和歌山工場、ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製株式会社海南工場、ＥＮＥＯＳ株式会社和歌山製造所、コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場、日本製鉄株式会社関西製鉄所（海南）及び関西電力株式会社御坊発電所の代表者又は消防担当責任者をもって組織する。

（事　　業）

第５条　本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 広域消防協定の作成および改正ならびに運用に関すること。

(2) 消防に関する研究または情報もしくは資料の交換に関すること。

(3) 総合消防訓練の立案実施に関すること。

（総合消防訓練は、毎年度１回を原則とする。）

(4) 消防状況視察又は調査に関すること。

(5) その他本会の目的達成のため必要と認める事項

（顧問および相談役）

第６条　本会に顧問及び相談役を置くことができる。

２　顧問および相談役は、会員の総意により会長これを委嘱する。

３　顧問および相談役は、会長の諮問に応ずる。

（役　　員）

第７条　本会に、次の役員を置く。

会　　長　　１人

副 会 長　　２人

監　　事　　２人

（会　　長）

第８条　会長は、総会において会員中から選任する。

２　会長は、本会を代表し会務を統理する。

（副 会 長）

第９条　副会長は、総会に諮り会員中から会長これを委嘱する。

２　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

（監　　事）

第 10 条　監事は、総会に諮り会員中から会長これを委嘱する。

２　監事は、会計を監査する。

（役員の任期）

第 11 条　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により委嘱せられた役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、任期満了後といえども後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

（参　　与）

第 12 条　本会に参与若干人を置く。

２　参与は、会長これを委嘱し本会の事務に参与する。

（職　　員）

第 13 条　本会の事務局に次の職員を置く。

幹 事 長　　１人

幹　　事　　若干人

書　　記　　若干人

２　職員は、会長これを委嘱し会長の命により会務に従事する。

（会　　議）
第 14 条　会議は、総会および役員会とし、総会を分けて定期総会と臨時総会の２種とする。
（定期総会）
第 15 条　定期総会は、毎年１回以上これを開催し次の事項を議決する。
(1) 予算および決算に関すること。
(2) 事業計画に関すること。
(3) 規約の変更等に関すること。
(4) その他
（臨時総会）
第 16 条　臨時総会は、その都度会長これを招集する。
（役 員 会）
第 17 条　役員会は、その都度会長これを招集し必要事項につき審議する。
（会議の議長）
第 18 条　会議の議長は、会長これにあたる。
（議事および議決）
第 19 条　会議は、定数の３分の２以上をもってし、その議決は、出席者の過半数をもってこれを決するものとする。
２　可否同数の場合は、議長がこれを決する。
（会　　計）
第 20 条　本会の経費は、会費およびその他をもってこれに充てる。
（会費の納入）
第 21 条　会費は、１会員につき、年額 30,000 円とする。
（会計年度）
第 22 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日をもって終わる。
（規約の施行）
第 23 条　本規約の施行について必要な事項は、総会の議決を経て定める。

附　　則
本規約は、昭和 41 年４月 11 日からこれを施行する。
附　　則
この規約は、昭和 42 年２月 17 日からこれを施行する。
附　　則
この規約は、昭和 45 年２月１日からこれを施行する。
附　　則
この規約は、昭和 46 年 10 月９日からこれを施行する。
附　　則
この規約は、昭和 59 年９月 14 日からこれを施行する。
附　　則
この規約は、昭和 60 年７月１日からこれを施行する。
附　　則
この規約は、昭和 61 年４月１日からこれを施行する。
附　　則
この規約は、昭和 62 年４月１日からこれを施行する。
附　　則
この規約は、昭和 63 年６月 29 日からこれを施行する。
附　　則
この規約は、平成元年８月１日からこれを施行する。
附　　則
この規約は、平成４年４月１日からこれを施行する。
附　　則
この規約は、平成 10 年４月 13 日からこれを施行する。
附　　則
この規約は、平成 13 年 11 月１日からこれを施行する。
附　　則
この規約は、平成 17 年４月１日からこれを施行する。
附　　則

この規約は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附　　則

この規約は、平成 29 年８月８日から施行する。

附　　則

この規約は、令和元年７月 31 日から施行する。

附　　則

この規約は、令和元年 12 月 12 日から施行する。

附　　則

この規約は、令和２年 10 月 20 日から施行する。

附　　則

この規約は、令和６年２月 26 日から施行する。

（２）和歌山北部臨海都市広域消防協定書

（目　　的）

第１条　この協定は、大規模災害および産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、併せて民心の安全を図るため、市相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（区域および対象）

第２条　この協定の実施区域は、和歌山市、海南市、有田市および御坊市（以下「関係市」という。）とする。

（応援の種別）

第３条　関係市相互に応援すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 火災防御のための消防隊の派遣

(2) その他災害防除のための応援隊の派遣

(3) 救急業務のための救急隊の派遣

(4) その他必要資器材の援助

(5) 重要施設の検査および調査のための職員の派遣

(6) 特に必要な火災原因調査のための職員の派遣

（応援の要請）

第４条　関係市の区域内において災害が発生し、前条第１号から第４号までの応援を必要と認めるときは、当該市長は関係市長に対し応援を求めるものとする。

２　関係市の消防長で、前条第５号または第６号の応援を必要と認めるときは、当該消防長は関係市の消防長に対し応援を求めるものとする。

（応援の方法）

第５条　第３条に規定する応援の方法は、次の各号により行う。

(1) 第３条第１号による応援の要請があったときは、当該市の区域内の警備に支障のない範囲において応援を行う。

(2) 市境界に近接する管轄外地域の火災を認知したときは、前号の規定にかかわらず原則として１箇分隊を応援するものとし、火災の規模が大であると認めたときは、適宜応援隊を増強するものとする。

(3) 第３条第２号による応援要請があったときは、当事者の協議により必要隊員を応援する。

(4) 第３条第４号による要請があったときは、当該市の事情の許す範囲において援助を行うものとする。

(5) 第３条第３号、第５号および第６号の応援要請があったときは、原則として要請にもとづき必要隊（職）員を派遣する。

（応援要請の手続）

第６条　応援を求めようとするときは、次に掲げる事項をすみやかに応援先に要請し、事後文書で行うものとする。

(1) 応援を要する火災の種別

(2) 応援を要する場所

(3) 応援を要する人員、機械または資器材等

(4) その他必要事項

（応援出動の通報）

第７条　第５条第１号から第５号までの応援をする場合は、次の事項を要請者あて通報するものとする。

(1) 出動車両および乗組人員

(2) 出動隊責任者の職、氏名

(3) 資器材の種別、数量および輸送方法

(4) 出動時刻

(5) その他必要事項

（現場到着の報告）

第８条　応援隊の長は、現場到着後直ちに現場最高指揮者に対し必要事項を報告し、その指示を受けるものとする。

（応援隊の指揮）

第９条　応援隊の指揮は、応援を受けた市の消防長が応援隊長に対して行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、直接隊員に行うことができる。

（費用の負担）

第10条　応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

(1) 応援出動に要した機械器具の小破損の修理費、燃料費、出動隊員の手当および被服の補修費等は、応援市の負担とする。

(2) 応援したことにより生じた機械器具の大破損の補修費および応援隊の死傷による災害補償費の負担については、当事者間において協議のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費については、原則として受援市の負担とする。

（特　　例）
第 11 条　関係市の区域内において発生した火災で、特に必要と認めたときは、第４条に規定するもののほか、関係市に所在する事業場の自衛消防隊に対して応援を求めることができる。
２　前項に関する必要事項は、関係者協議のうえ別に定める。
（改　　訂）
第 12 条　この協定の有効期間中であっても、協定者協議のうえ本協定を改訂することができる。
（委　　任）
第 13 条　この協定に定めるもののほか必要な事項は、関係市の消防長が協議のうえ定める。

附　　則
１　この協定は、平成 17 年４月１日から施行する。
２　昭和 59 年９月 14 日締結の和歌山北部臨海都市広域消防協定は廃止する。
３　この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、関係市が記名押印のうえ各自１通を保管する。

協　定　者
和 歌 山 市 長
海　南　市　長
有　田　市　長
御　坊　市　長

（３）和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定書

（目　　的）

第１条　この協定は、近時頻発をみつつある産業災害等の増加にかんがみ、事業場相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（区域および対象）

第２条　この協定の実施区域は、日本製鉄株式会社関西製鉄所（和歌山）、花王株式会社和歌山工場、ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製株式会社海南工場、コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場、ＥＮＥＯＳ株式会社和歌山製造所、日本製鉄株式会社関西製鉄所（海南）および関西電力株式会社御坊発電所（以下「関係事業場」という。）とする。

（応援の種別）

第３条　関係事業場相互に応援すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 消火資器材の援助

(2) 自衛消防隊の派遣

（応援の要請）

第４条　関係事業場又はその周囲で火災又は流出油事故が発生し、前条第１号又は第２号の応援を必要と認めるときは、当該事業場の長は関係事業場の長に対し応援を求めるものとする。

２　前項の応援要請を行った場合は、同時に所轄消防長に対してもこの旨を通報するものとする。

（応援の手続）

第５条　前条の応援要請には、次に掲げる事項を速やかに応援先事業場及び所轄消防長に通報し、事後文書により提出するものとする。

(1) 応援を要する種別

(2) 応援を要する場所

(3) 応援を要する人員、機械又は資器材等

(4) その他必要事項

（応援の方法）

第６条　第３条の規定による応援は、次のとおりとする。

(1) 第３条第１号又は第２号による要請を受けたときは、事情の許す範囲において応援するものとする。

(2) 消火資器材の援助については、応援側において要請地まで搬送するものとする。

（応援出動の通報）

第７条　応援の要請に基づき出動するときは､次の事項を速やかに要請者及び所轄消防長に通報し､後日文書で行うものとする。

(1) 出動車両及び乗組人員

(2) 出動隊責任者の職、氏名

(3) 消防資器材の種別、数量及び輸送方法

(4) 出動時刻

(5) その他必要事項

（現場到着の報告等）

第８条　応援隊の長は、現場到着後直ちに要請者に対し必要事項を報告しなければならない。

２　報告を受けた要請者は、直ちに現場責任者に報告し、必要な指示を与えるものとする。

（応援隊の指揮）

第９条　応援隊の指揮は、応援を受けた関係事業場の長又はその代理者が応援隊長に対して行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、直接隊員に対して行うことができる。

（費用の負担）

第 10 条　応援（自発的応援を含む）に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

(1) 消防機械器具の小破損の修理費、機関の燃料費、隊員の手当および被服等の諸経費は、応援側の負担とする。

(2) 消火に使用した薬剤等の経費は、受援側の負担とする。

(3) 火災現場、出動、帰路途上（応援側に重大な過失のない場合に限り）において発生した事故にかかる次の経費は、原則として受援側の負担とする。

ア　消防機械器具等の大破損の修理費

イ　隊員の死傷に伴う弔慰金、見舞金等

ウ　その他軽微な経費

（隊員の災害補償）

第 11 条　応援隊員が火災現場、出動、帰路途上（重大な過失のない場合に限り）で、負傷若しくは死亡したときは、その事案に従い労働者災害保証保険法、自動車損害賠償保険法をそれぞれ適応する。

（その他経費負担）
第 12 条　第 10 条、第 11 条に規定するもののほか、重要な事案の経費負担については、当事者間において協議の上、決定する。
（改　　訂）
第 13 条　この協定の有効期間中であっても協定者協議の上、本協定を改訂することができる。
（そ の 他）
第 14 条　この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係事業場が協議の上、別に定めることができる。
２　この協定に定めるもののほか、関係事業場がそれぞれ所在する市との応援事項については、関係者協議の上、別に定める。
３　令和 2 年 10 月 20 日に締結した和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定は、この協定の締結によって廃止する。

この協定を締結するため、本書６通を作成し、関係事業場において記名押印の上、各自１通を保管する。
令和６年２月２６日

日本製鉄株式会社
関西製鉄所長

花王株式会社
和歌山工場長

ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製株式会社
海南工場長

コスモ石油ルブリカンツ株式会社
下津工場長

ＥＮＥＯＳ株式会社
和歌山製造所長

関西電力株式会社
御坊発電所長

（４）和歌山北部臨海都市広域消防協定及び和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定に関する覚書

和歌山北部臨海地域の特殊性に鑑み、和歌山北部臨海都市広域消防協定（以下「都市間協定」という。）第１１条第２項及び和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定（以下「事業場間協定」という。）第１４条第２項に基づき、関係市及び関係事業場の協力体制を確立し、機動的かつ一体的な消防活動を期するため、次のとおり覚書を締結する。

第１条　この覚書の実施区域は、和歌山市、海南市、有田市及び御坊市（以下「関係市」という。）並びに 日本製鉄株式会社関西製鉄所（和歌山）、花王株式会社和歌山工場、ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製株式会社海南工場、コスモ石油ルブリカンツ株式会社下津工場、ＥＮＥＯＳ株式会社和歌山製造所、日本製鉄株式会社関西製鉄所（海南）及び関西電力株式会社御坊発電所（以下「関係事業場」という。）とする。

第２条　区域内において災害が発生し、応援が必要と認める場合、管轄地の市長は、関係市長を経て関係市の消防長及び関係事業場の長に対して消防隊の応援を求めるものとする。ただし、緊急を要する場合は、管轄地の消防長から関係市の消防長及び関係事業場の長に対して応援要請を行うことができる。

第３条　関係事業場は、前条の応援要請があった場合、事情の許す範囲において次の各号による応援を行うものとする。

(1) 消火資器材の援助

(2) 自衛消防隊の派遣

第４条　関係市の市町は、第２条に規定する消防業務の応援要請を受けたときは、当該市の区域内の警備に支障のない範囲において、直ちに消防隊を出動させるものとする。ただし、緊急を要する場合は、消防長の判断により応援隊を出動させるものとする。

第５条　応援要請の手続、応援出動の通報、現場到着の報告および応援隊の指揮については、都市間協定及び事業場間協定のそれぞれに該当する条を準用する。

第６条　第２条に規定する応援に要した費用については、都市間協定第１０条並びに事業場間協定第１０条及び第１２条をそれぞれ準用する。ただし、これにより難いもの又は消火薬剤等の多額の経費を要するものについては、受援側関係市と受援側事業場の間で協議の上、決定する。

第７条　応援隊員が火災現場、出動及び帰路途上（重大な過失のない場合に限る。）で負傷又は死亡した場合における補償については、事業場間協定第１１条及び第１２条を準用するほか、関係市消防団員等公務災害補償条例を適用する。

第８条　この覚書についての細則は、関係市町の消防長および関係事業場の消防担当責任者が協議の上、別に定める。

第９条　令和5年３月23日に締結した和歌山北部臨海都市広域消防協定及び和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定に関する覚書は、この覚書の締結によって廃止する。

この覚書の締結を証するため、本書１０通を作成し、関係機関において記名、押印の上、各自１通を保管する。

令和６年２月２６日

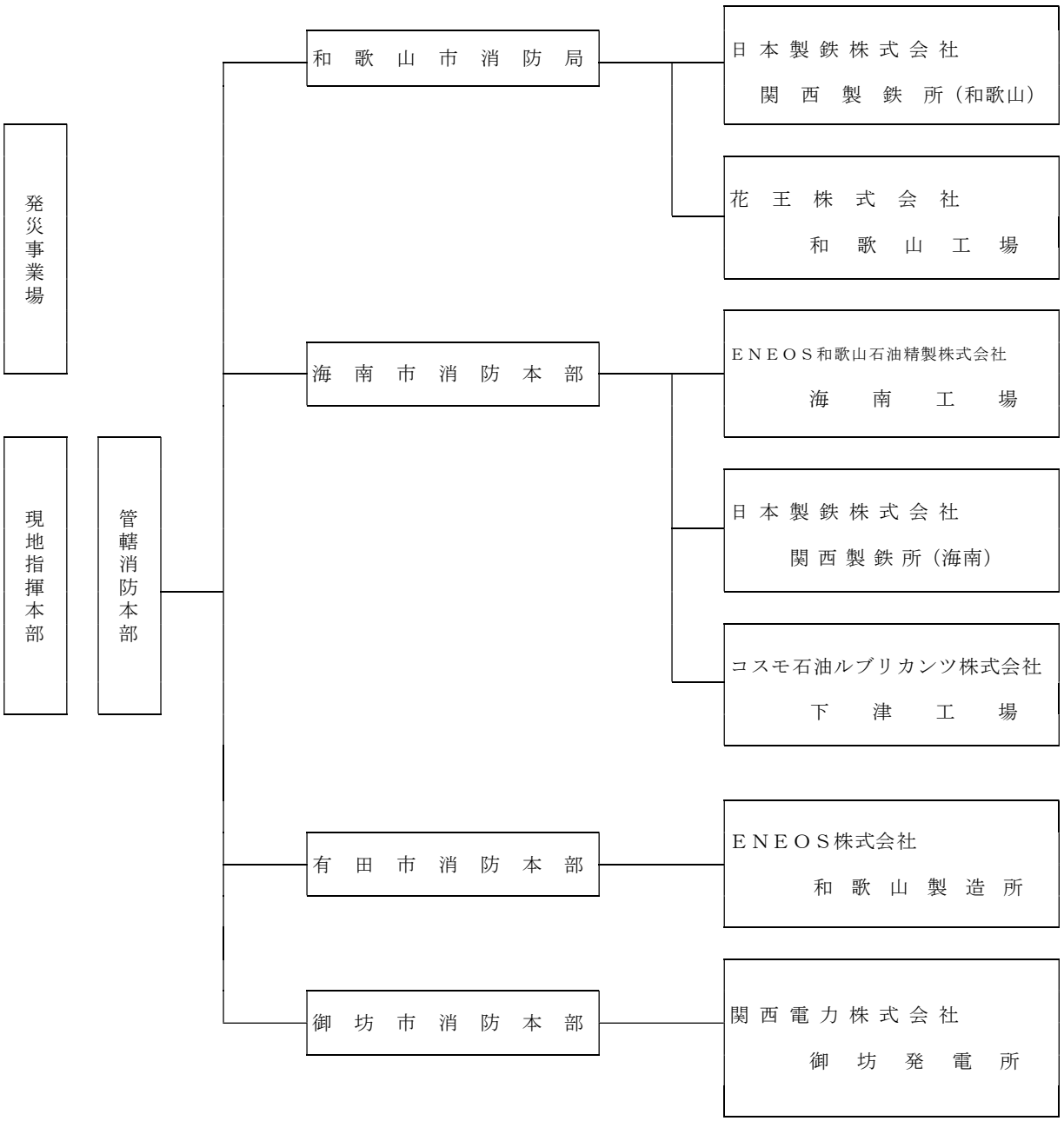
和　歌　山　市　長
海　　南　　市　　長
有　　田　　市　　長
御　　坊　　市　　長
日本製鉄株式会社
　関西製鉄所長
花王株式会社
　和歌山工場長
ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製株式会社
　海　南　工　場　長
コスモ石油ルブリカンツ株式会社
　下　津　工　場　長
ＥＮＥＯＳ株式会社
　和歌山製造所長
関西電力株式会社
　御　坊　発　電　所　長

（５）和歌山北部臨海都市広域消防協定及び和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定に関する細則

この細則は、和歌山北部臨海都市広域消防協定及び和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定に基づき、広域消防の運用について定める。

１　（応援要請の系統および方法）

(1) 系統表（詳細別表１）のとおりとする。ただし、状況によりこれによらないことができる。



(2) 方法　応援要請は、災害発生地の隣接市から順次行うことを原則とする。ただし、特殊車両、資器材で必要ある場合はこの限りではない。

(3) 要請要領　電話及びＦＡＸ による応援要請は、次のとおりとする が、必要に応じてＷＥＢ会議システムを考慮する。

「北臨要請○○市事業場、一般何号、危険物何号、その他何号、到着地○○、自衛消防隊出動の要否、その他必要な事項等」

２　（応援の種別及び基準）

応援の種別及び基準は、別表２（応援種別基準表）のとおりとする。ただし、特異災害の場合は、この限りではない。

３　（応援隊の誘導）

管轄地の消防長は、応援隊の到着場所に誘導員を待機させ、活動の誘導に当たるものとする。

４　（現場活動）

応援隊の長は、現場到着、消防活動、引き揚げ等受援地指揮本部（現地本部）の指示に従い、効果ある活動を行うものとす

る。

5　（応援要請、出動の事後処理及び記録）

(1) 応援要請

系統表のとおり応援要請（電話）を実施する。

ア　発災事業場の長（現地指揮本部から管轄地の消防長に応援要請を実施する。

イ　応援要請の連絡を受けた管轄地の消防長は、関係市の消防長及び管轄事業場の長に応援要請を実施する。

ウ　管轄地の消防長から応援要請の連絡を受けた関係市の消防長は、管轄事業場の長に応援要請を実施する。

(2) 出動報告

系統表のとおり出動報告（電話）を実施する。

ア　応援要請を受けた事業場の長は、出動した旨を関係市の消防長に報告する。

イ　事業場の長から出動報告を受けた関係市の消防長は、随時、管轄地の消防長に報告する。

ウ　関係市の消防長から出動報告を受けた管轄地の消防長は、随時、発災事業場の長（現地指揮本部）に報告する。

(3) 別表３－１（応援要請書）の送付

系統表のとおりＦＡＸ（送信確認のため電話連絡も併せて）で実施する。

ア　発災事業場の長（現地指揮本部から管轄地の消防長に応援要請書を送付する。

イ　応援要請書を受信した管轄地の消防長は、関係市の消防長及び管轄事業場の長に応援要請書を送付する。

ウ　応援要請書を受信した関係市の消防長は、管轄事業場の長に応援要請書を送付する。

(4) 別表３－２（応援要請受理書）の送付

系統表のとおりＦＡＸ（送信確認のため電話連絡も併せて）で実施する。

ア　応援要請書を受信した事業場の長は、応援要請受理書を関係市の消防長に送付する。

イ　応援要請受理書を受信した関係市の消防長は、自本部の応援要請受理書と併せて管轄地の消防長に送付する。

ウ　管轄地の消防長は、応援要請受理書を取りまとめた後、発災事業場の長（現地指揮本部）に送付する。

6　（出動の事後処理及び記録）

(1) 応援出動結果は、後日、別表４（応援出動結果通知書）の様式により行うものとする。

(2) 応援活動により事故及び死傷者発生の場合は､その状況を詳細に管轄地の市長及び発災事業場の長に提出するものとする。

(3) 関係市の消防長は、自所属及び管轄事業場の 応援出動結果について、前記別表４（応援出動結果通知書）をとりまとめ管轄地の消防長宛て送付する。

(4) 管轄地の消防長は、前記別表４（応援出動結果通知書）をとりまとめ、災害活動記録を作成し、広域消防協議会を通じ事後の消防隊運用に資するものとする。

7　（標識）

協定による広域消防活動の各標識は、別表５のとおりとする。

8　（消防計画等の交換）

協定実施の円滑を期するため、関係市の消防機関及び事業場は広域消防計画の樹立に参画、協力し、事前対策に資するものとする。

9　（その他）

本細則の改正及び本細則に定めるもののほか、必要事項は広域消防協議会の議を経て行うものとする。

附　則

1　この細則は、令和６年２月 26 日から施行する。

2　令和５年３月 23 日制定の和歌山北部臨海都市広域消防協定及び和歌山北部臨海地域事業場消防相互応援協定に関する細則は廃止する。

別表１

系　統　表

（令和６年２月２６日現在）

現地指揮本部

管轄消防本部

協定者	連絡先	電話所在	昼間	夜間責任者
和歌山市消防局	TEL 073-422-0119 FAX 073-422-0200	消防局指令課	指令課長	指令班長
日本製鉄㈱ 関西製鉄所 （和歌山）	TEL 073-451-1177 FAX 073-454-6054	（日本製鉄構内） 日鉄ﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ 警備防災部 和歌山警備防災室 和歌山警防課	（日本製鉄構内） 日鉄ﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ 警備防災部 和歌山警備防災室 和歌山警防課	（日本製鉄構内） 日鉄ﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ 警備防災部 和歌山警備防災室 和歌山警防課　副長
花王㈱ 和歌山工場	平日昼 TEL 073-426-8428 FAX 073-426-7931 夜間・休日 TEL 073-426-8428 FAX 073-426-7931	（昼）安全 （夜）当直室	安全課長	副防災管理者
海南市消防本部	TEL 073-482-0119 FAX 073-482-0088	消防本部	警防課長	当直班長
ＥＮＥＯＳ和歌山 石油精製㈱海南工場	昼 TEL 073-482-5217 FAX 073-483-1661 夜 TEL 073-482-5212 FAX 073-482-9754	環境安全ｸﾞﾙｰﾌﾟ 正門警備室	環境安全ｸﾞﾙｰﾌﾟ マネージャー	副防災管理者
日本製鉄㈱ 関西製鉄所（海南）	TEL 073-482-5118 平日昼 FAX 073-483-8801 休日・夜間 FAX 073-482-7247	（日本製鉄構内） 日鉄ﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ 警備防災部 和歌山警備防災室 海南警防課東門	（日本製鉄構内） 日鉄ﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ 警備防災部 和歌山警備防災室 海南警防課長	（日本製鉄構内） 日鉄ﾋﾞｼﾞﾈｽｻｰﾋﾞｽ 警備防災部 和歌山警備防災室 海南警防課　副長
コスモ石油 ルブリカンツ㈱ 下津工場	TEL 073-492-1111 平日昼 FAX 073-492-3408 休日・夜間 FAX 073-492-3120	（昼）管理課 （夜）警備室	コスモルブサービス (株) 下津事業所管理課 管理課長	当直者
有田市消防本部	TEL 0737-83-0119 FAX 0737-82-2513	消防本部	警防課長	当直班長
ＥＮＥＯＳ㈱ 和歌山製造所	TEL 0737-83-1132 FAX 0737-85-1433	消防保安チーム	環境安全ｸﾞﾙｰﾌﾟ マネージャー	当直者
御坊市消防本部	TEL 0738-22-0800 FAX 0738-22-5192	消防本部	警防課長	当務指揮者
関西電力㈱ 御坊発電所	昼 2814 2812(FAX) 0738-23- 夜 2815 2880(FAX)	（昼）計画課 （夜）中央制御室	計画課長	当直長

応　援　種　別　基　準　表

別表　2

災害種別	応援区分	車両種別	和歌山市消防局		海南市消防本部		有田市消防本部		御坊市消防本部		日本製鉄㈱関西製鉄所（和歌山）		花王㈱和歌山工場		ENEOS和歌山石油精製㈱海南工場		日本製鉄㈱関西製鉄所（海南）		コスモ石油ルブリカンツ㈱下津工場		ENEOS㈱和歌山製造所		御坊発電所関西電力㈱		合計		備考
一般	1号	化学車		6		2		1		1		1	(1)	(1)	1		(1)	(1)	1	1	1	1	(1)	(1)	2 (2)	14 (3)	1　救急事故及び消火薬剤の応援要請に関しては、その災害規模に応じ相互協議のうえ応援するものとする。 2　応援出動は、この表を原則とするが、特異災害についてはこの限りでない。 3　（　）内の数値は関係市の要請によるものとする。
		高所放水車																									
		大型化学高所放水車																							1 (1)		
		泡原液搬送車																									
		ポンプ車	6		2		1		1		1														11		
火災	2号	化学車	2	8		3	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1		1		1	9	23	
		高所放水車																									
		大型化学高所放水車			1																1		1	1	3		
		泡原液搬送車																									
		ポンプ車	6		2		1		1		1														11		

危険物火災	1号	化学車	2	7		1		1		1	1		1		1		1		1		1	2		2		1	7	19	
		高所放水車	1				1		1												1						4		
		大型化学高所放水車			1			1		1		1		1		1		1					1		1	1	3		
		泡原液搬送車																					1				1		
		ポンプ車	4																								4		
	2号	化学車	2	9	1	3	1	3	1	3					1		1		1								8	32	
		高所放水車	1				1		1												1						4		
		大型化学高所放水車			1			3		3	1	2	1	1		2		1		2	2	4	1	2	6			
		泡原液搬送車			1		1		1		1				1						2		1		8			
		ポンプ車	6																						6			
その他の災害	1号(消防団員を含む)																											
	2号(消防団員を含む)																											

災害に応じ判断する

別　表　３－１

年　　月　　日

各協定市長　　様
各事業場長　　様

北　臨　応　援　要　請　書

要　請　日　時	年　　月　　日　　時　　分			
要請・種別および区分	一般火災　　１　号　　２　号 危険物火災　　１　号　　２　号 その他災害　　１　号　　２　号			
受　援　場　所 業　態　氏　名 部　隊　集　結　場　所				
現　場　最　高　指　揮　者				
要　請　人　員 機　械　、　資　機　材				
誘　導　員　の　配　置　場　所				
備　　考				
通　信　連　絡　取　扱　機　関	発信１		受信１	
	発信２		受信２	
	発信３		受信３	

別　表　３－１

			①　　年　　月　　日		①応援要請日を記載
各協定市長　　様 各事業場長　　様					
			②		②応援機関名及び代表者名
北　臨　応　援　要　請　書					
要　請　日　時	③　　年　　月　　日　　時　　分				③要請日時を記載
要請・種別および区分	④	一般火災　　１　号　　２　号 危険物火災　　１　号　　２　号 その他災害　　１　号　　２　号			④災害に対応した種別・区分
受　援　場　所 業　態　氏　名 部　隊　集　結　場　所	⑤ ⑥ ⑦				⑤事業場名(発災ｴﾘｱ)を記載 ⑥事業場の長及び業態を記載 ⑦応援隊の集結場所を記載
現場最高指揮者	⑧				⑧現場最高指揮者名を記載
要　請　人　員 機械、資機材	⑨				⑨各要請項目を記載
誘導員の配置場所	⑩				⑩必要に応じて図面添付
備　　考	⑪				⑪その他特記事項を記載
通信連絡取扱機関	発信１	⑫	受信１	⑬	⑫応援要請書発信機関名を記載 (消防本部名又は事業場名) ⑬応援要請書受信機関名を記載 (消防本部名又は事業場名)
	発信２		受信２		
	発信３		受信３		

別　表　３－２

年　　月　　日

様

北　臨　応　援　要　請　受　理　書

出　動　日　時	年　　月　　日　　時　　分			
要請・種別および区分	一般火災　　１　号　　２　号 危険物火災　　１　号　　２　号 その他災害　　１　号　　２　号			
応援場所 業態氏名 部隊集結場所				
指　揮　者				
出　動　人　員 機械、資機材				
備　　考				
通信連絡取扱機関	発信１		受信１	
	発信２		受信２	
	発信３		受信３	

別　表　３－２

		①　　年　　月　　日			①受理(応援出動)日を記載
②　　様					②受援機関名
		③			③応援機関名及び代表者名(押印不要)
北　臨　応　援　要　請　受　理　書					
出　動　日　時	④　　年　　月　　日　　時　　分				④出動日時を記載
要請・種別および区分	⑤	一般火災　　1　号　　2　号 危険物火災　　1　号　　2　号 その他災害　　1　号　　2　号			⑤受援機関からの応援要請書と同じ内容
応　援　場　所	⑥				⑥受援機関からの応援要請書と同じ内容
業　態　氏　名	⑦				⑦受援機関からの応援要請書と同じ内容
部隊集結場所	⑧				⑧受援機関からの応援要請書と同じ内容
指　揮　者	⑨				⑨応援機関指揮者名記載
出　動　人　員 機械、資機材	⑩				⑩応援機関について記載
備　　考	⑪				⑪その他必要事項等記載
通信連絡取扱機関	発信１	⑫	受信１	⑬	⑫受理書発信機関名を記載 （消防本部名又は事業場名） ⑬受理書受信機関名を記載 （消防本部名又は事業場名）
	発信２		受信２		
	発信３		受信３		

別　表　４－１

年　　月　　日

殿

氏名

北臨応援出動結果通知書（　　号応援）

要請受信日時	年　　月　　日　　時　　分
出動日時	年　　月　　日　　時　　分
出動（応援）場所	
応援出動人員、機械資機材の数量	
応援作業の内容	

人員、機械異常の有無		区分	死亡	重傷	軽傷	備考
	人員	消防職団員				
		自衛消防隊員				
	機械					

当時の気象					
風位	風速　m	湿度　%	気温　℃	気圧　hPa	天候

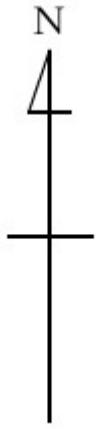
備考	

別　表　４－２

応　援　種　別					
車　両　種　別					
指　揮　者					
責　任　者（分隊長）					
乗　車　人　員	人	人	人	人	
出　動　時　刻	時　分	時　分	時　分	時　分	
現　場　到　着　時　刻	時　分	時　分	時　分	時　分	
放　水　開　始　時　刻	時　分	時　分	時　分	時　分	
放　水　停　止　時　刻	時　分	時　分	時　分	時　分	
放　水　所　要　時　間	分	分	分	分	
現　場　引　揚　時　刻	時　分	時　分	時　分	時　分	
帰　所　時　刻	時　分	時　分	時　分	時　分	
使　用　水　利					
使　用　水　管	本	本	本	本	
放　水　口　数	口	口	口	口	
放　水　要　員	人	人	人	人	
車　両　走　行　キ　ロ	km	km	km	km	
使　用　燃　料	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	
消火薬剤	エアフォーム６％	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
	〃　３％	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
	アルコフォーム	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
	フォーマイト	kg	kg	kg	kg
その他					
備　考					

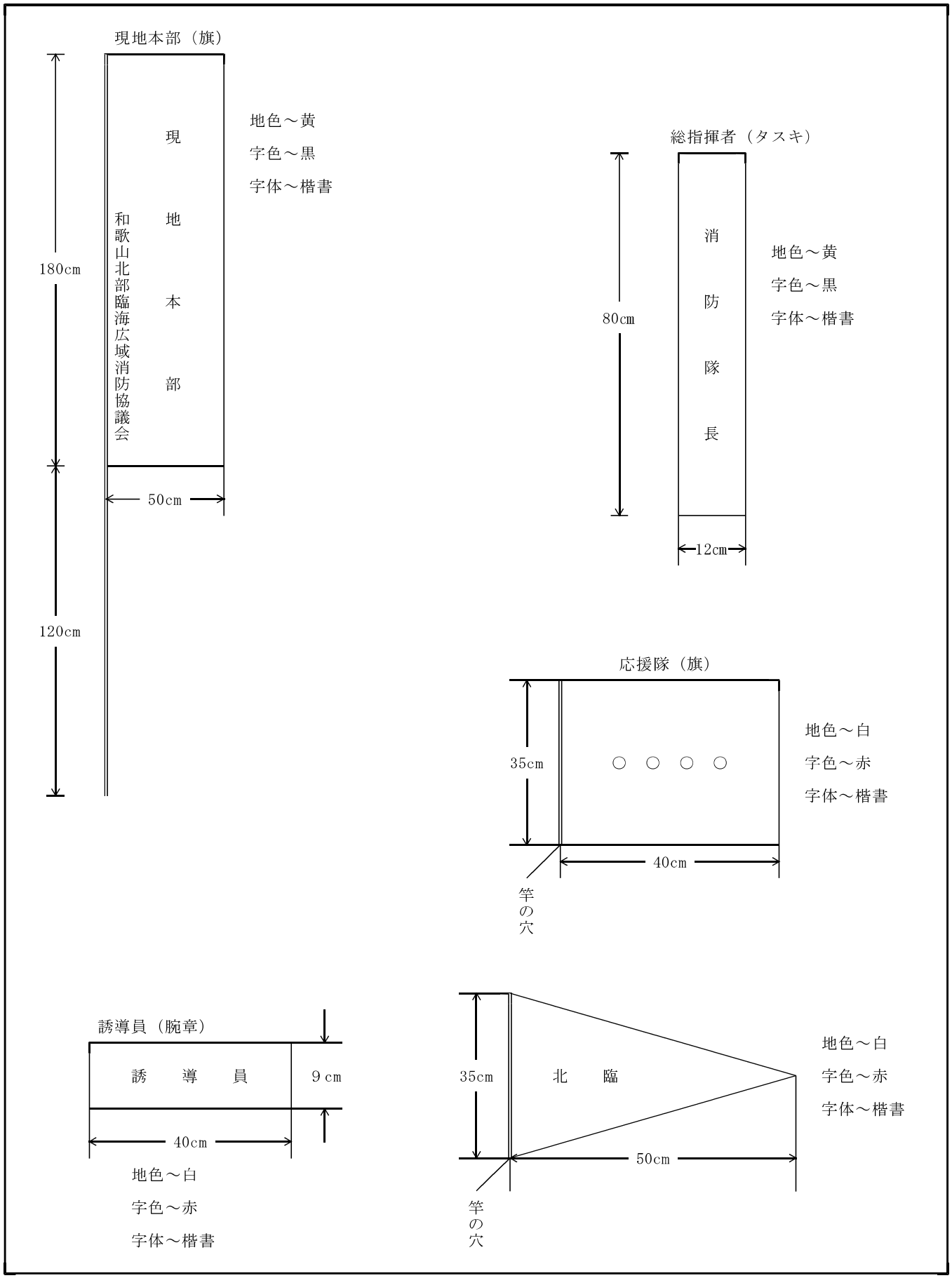
別　表　４－３

現　　場　　活　　動　　見　　取　　図



別　表　5

標　　識


現地本部（旗）
現
地
本
部
和歌山北部臨海広域消防協議会
180cm
120cm
50cm
地色～黄
字色～黒
字体～楷書
総指揮者（タスキ）
消
防
隊
長
80cm
12cm
地色～黄
字色～黒
字体～楷書
応援隊（旗）
35cm
○　○　○　○
40cm
竿の穴
地色～白
字色～赤
字体～楷書
誘導員（腕章）
誘　導　員
9cm
40cm
地色～白
字色～赤
字体～楷書
35cm
北　臨
50cm
竿の穴
地色～白
字色～赤
字体～楷書

（６）和歌山県高圧ガス地域防災協議会規約

第　１　章　　総　　則

（目　的）

第１条　本協議会は、高圧ガスによる災害の防止並びに拡大の防止を図るために、自主保安体制を確立し、もって公共の安全の確保を目的とする。

（名　称）

第２条　本協議会は、和歌山県高圧ガス地域防災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所所在地）

第３条　協議会の事務所は、和歌山市に置く。

第　２　章　　事　　業

（事　業）

第４条　協議会は、第１条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 高圧ガスの保安に関する諸施策の周知並びに資料、情報の提供

(2) 高圧ガスの保安管理技術に関する調査、研究、資料の作成

(3) 行政官庁及び高圧ガス保安協会その他関係団体との提携

(4) 災害事故の原因の探究並びに対策の検討

(5) 保安教育の実施並びにそれらに必要な書籍の刊行、配布、斡旋

(6) 行政官庁及び高圧ガス保安協会、その他関係団体よりの委託業務の実施

(7) 講習会、研修会、見学会等の開催

(8) 地域内において発生した高圧ガスの移動にかかる事故等の応援活動に関して指定された防災事業所への応援出動要請及び関係先への通報

(9) 応援活動に伴う災害保険等その他相互援助に関すること

(10) 会員証明書等の発行

(11) その他協議会の目的達成のために必要な事項

第　３　章　　組　　織

（会　員）

第５条　協議会の会員は次のとおりとする。

(1) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費、検査等に関する者

(2) その他協議会の目的に賛同する者

（会　費）

第６条　会員は、別に定めるところにより会費を納入するものとする。ただし、既納の会費は返還しないものとする。

（入　会）

第７条　協議会に加入しようとする者は、様式第１による入会申込書に前条に定める会費を添えて、協議会に提出するものとする。

（変更等の届出）

第８条　会員は、次の事項に該当するときは、速やかに協議会に届出なければならない。

(1)　氏名又は名称及び所在地に変更が生じたとき。

(2)　事業内容に関し変更等が生じたとき。

(3)　事業を廃止したとき。

（退会等）

第９条　協議会を脱退しようとする会員は、その理由を具申して会長の承認を受けなければならない。

２　協議会の会員にあっては、次の事項に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 事業の廃止、法人の解散、個人の死亡、その他これに類する事実の生じたとき

(2) 理由なく会費を１年以上納入しないとき

３　協議会の会員が本会の名誉を毀損し、又はこの定款に反する行為のあったときは、総会において出席会員の４分の３以上の議決により除名することができる。

（役　員）

第 10 条　協議会の業務を推進するため、協議会に次の役員を置く。

(1) 会　長　　１名

(2) 副会長　　２名以内

(3) 理　事　　若干名

(4) 監　事　　2名以内

2　協議会の役員は、非常勤を原則とする。

（役員の職務及び権限）

第11条　役員の職務及び権限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会　長 …… 会長は協議会を代表し、その業務を総括する。

(2) 副会長 …… 副会長は会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故あるときはその業務を代理し、会長が欠員のときはその業務を行う。

(3) 理　事 …… 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときはその業務を代理し、会長及び副会長が欠員のあるときはその業務を行う。

(4) 監　事 …… 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

（役員の選出）

第12条　理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。会長及び副会長は、理事の互選により定める。

（役員の任期）

第13条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　会長、副会長、監事に欠員を生じたときは補欠を選出する。ただし、役員会において会務の執行に支障がないと認めたときはこの限りでない。

3　補欠で就任した役員の任期は、前任者の残余期間とする。

4　役員は、その任期が満了した後においても協議会の業務の執行に支障があるときは、後任者の就任するまでの間、その業務を遂行するものとする。

（役員の解任）

第14条　役員の解任は、役員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反、その他役員なるに適しない事由があると認めるときは、総会の表決を受けて、これを解任することができる。

（顧　問）

第15条　協議会に顧問を置くことができる。

2　顧問は役員会にはかり、会長が委嘱する。

3　顧問は会長の諮問に答え、役員会又は運営委員会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

4　任期は委嘱した会長と同一任期とする。

第　4　章　　会　　議

（会　議）

第16条　協議会に次の会議を設ける。

(1) 総　会

(2) 役員会

(3) 運営委員会

（総　会）

第17条　総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2　定時総会は毎年度終了後3月以内に開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の者の請求があったときに開催するものとする。

3　総会は、会長が招集してその議長となり、会員の過半数の出席によって成立する。ただし、欠席者は書面をもって表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

4　総会の決議は、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

5　会長は、必要に応じて、総会に関係官公庁の職員等会員以外の出席を求めることができる。ただし、決議に加わることはできない。

6　次の事項は、総会に付議するものとする。

(1) 規約の変更

(2) 会費の徴収方法

(3) 収支予算、事業計画の承認

(4) 収支決算、事業報告の承認

(5) その他重要事項

（役員会）

第18条　役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、監事及び顧問は決議に加わらない。

2　次の事項は、役員会に付議するものとする。

(1)　総会に付議すべき事項
(2)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
3　前条第3項から第5項までの規定は、役員会について準用する。
（運営委員会）
第19条　運営委員会は、会員事業所の中から会長が指名する事業所をもって構成する。
2　運営委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。
3　運営委員会は、次の事項を協議する。
(1)　事業計画の立案及び役員会への提案
(2)　総会又は役員会において決議された事業計画の実施
(3)　役員会に付議すべき事項の立案及び提案
(4)　会報誌の編集
(5)　その他役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項
4　会長は、必要に応じて、運営委員会に関係官公庁の職員等委員以外の出席を求めることができる。

第　5　章　　防　災　事　業　所

（防災事業所の指定等）
第20条　会長は、第4条第8号及び第9号に定める応援活動に関する業務を遂行するため、役員会の承認を経て、会員のうちからガス別に防災事業所を指定する。
2　同一防災事業所において2以上のガスについてその指定をすることは、これを妨げない。
3　防災事業所の指定は様式第2「防災事業所指定書」により行う。
4　防災事業所の長は、会長から防災事業所の指定を承諾する場合は、様式第3「防災指定事業所承諾書」に必要事項を記入し協議会に提出しなければならない。
5　会長は、高圧ガスの移動に係る事故等の応援活動の出動要請に関する権限（当該事業所にかかるものに限る）をあらかじめ防災事業所の長に委任することができる。
（指定防災事業所の資格）
第21条　指定防災事業所は、当該高圧ガスの移動に係る事故等の応援活動に必要な資材、器具等の保有、知識、経験を有する応援要員の確保等について十分な能力を有するものでなければならない。
（指定防災事業所の業務）
第22条　指定防災事業所は、地域内の高圧ガスの移動に係る事故等の応援活動に関して「指定防災事業所　応援活動実施要領」を定め、当該事業所の業務として次に掲げる業務を実施するものとする。
(1) 当該事業所の従業員のうちからの応援要員の指名及びその確保
(2) 必要な資材、器具等の保有及び整備
(3) 事故等に対して応援要員の派遣による応援活動の実施
(4) 事故等の発生の際における関係先への連絡
(5) 事故等に関する協議会への報告
(6) 労働者災害補償保険等の保険手続
(7) その他必要な事項
（指定防災事業所としての必要な措置）
第23条　指定防災事業所の事業主は、次に示す事項を実施しなければならない。
(1) 高圧ガスの移動に係る事故等の応援活動に関して、指名した応援要員を従事させること。
(2) 応援要員の従事する活動内容を、規定等に明確にすること。
(3) 応援活動への出動命令等に関して、命令系統及びその実施方法を明確にすること。

第　6　章　受援者の経費負担及び災害補償

（受援者の負担する費用）
第24条　受援者の負担する費用は、応援者現地派遣旅費、手当、応援したことにより生じた資材、器具等の損耗費等応援活動に要した費用とする。
（災害補償）
第25条　応援したことにより生じた応援要員の死傷による災害補償の負担は、当該応援者所属会社の労働者災害補償保険等を適用する。

第　7　章　資　産　及　び　会　計

（資産の構成）
第26条　協議会の資産は次の各号をもって構成する。

(1) 会　費
(2) 備品
(3) 寄付金品
(4) 資産から生ずる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（資産の管理）

第 27 条　協議会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決を経て別にこれを定める。

（経費の支弁）

第 28 条　協議会の経費は、資産をもって支弁する。

（予算、決算）

第 29 条　協議会の収支予算は総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後３月以内に監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

なお、監査の規程は別に定める。

（会計年度）

第 30 条　協議会の会計年度は毎年４月１日に始り、翌年３月 31 日に終る。

（臨時分担金の徴収）

第 31 条　協議会は、その特別な業務又は委員会等の必要な経費を充当するため、必要に応じ臨時分担金を徴収することができる。

第　８　章　　運　　営

（事務局）

第 32 条　協議会の事務を処理するため事務局を置く。

２　事務局には、事務局長その他必要に応じて事務職員を置く。

３　事務局長その他の職員は、会長が任免する。

４　事務局に関する規程は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

第　９　章　　補　　則

（委　任）

第 33 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附　　則

１ この規約は、昭和４７年２月１６日から施行する。
２ この規約は、昭和５７年６月１７日から施行する。
３ この規約は、昭和６１年５月２９日から施行する。
４ この規約は、平成１６年６月２３日から施行する。

本規約において使用する用語

高圧ガスの移動にかかる事故等についての解釈は次のとおりとする。

１　移動にかかる事故
２　スタンド、充てん所等の小規模製造事業所の事故
３　消費事業所（一般消費家庭、店舗、旅館等を除く）の事故
４　建設現場、路上等における放置容器及び所有者不明容器の回収作業等に係る事故

（７）海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書

領海における船舶（消防法第２条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について海上保安官署と消防機関が協力し円滑に消火活動を行うため、両機関が締結する業務協定の基本を次のとおり定める。

(1) 次に掲げる船舶の消火活動は主として消防機関が担任するものとし、海上保安官署はこれに協力するものとする。

ア　ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠の船舶

イ　河川湖沼における船舶

上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

なお、現地の実情に応じて、両者の協議により上記ア及びイ以外の船舶の消火活動について特別の定めをすることができる。

(2) 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた被害の調査は、海上保安官署と消防機関が協議して、これを行うものとする。

(3) 法令に定めるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(4) 海上保安官署又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(5) 海上保安官所又は消防機関が、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(6) 船舶の火災の消火に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

(7) 大型タンカー等の事故における消火活動を効果的に行うため、海上保安官署及び消防機関は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

ア　情報及び資料の交換

イ　消火活動要領の作成

ウ　必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

昭和 43 年３月 29 日

海上保安庁長官　　亀　山　信　郎

消 防 庁 長 官　　佐久間　　彊

（８）和歌山海上保安部と和歌山市との消防業務協定

（目的）

第１条　この協定は、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」（昭和 43 年３月 29 日）に基づき、領海内における船舶の火災による消火活動等について、和歌山海上保安部（以下「甲」という。）と和歌山市（以下「乙」という。）が協力して円滑に消火活動を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定の実施区域（以下「協定区域」という。）は、乙の沿岸海域とする。

（消火活動等）

第３条　協定区域内の次に掲げる消火活動及びこれに付帯する救助・救急活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。ただし、乙が主体となる消火活動等に支障がある場合は、その都度、甲と乙は協議の上、対応するものとする。

(1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶（消防法第２条の「舟」を含む。以下同じ。）及び上架又は入きょ中の船舶

(2) 河川における船舶

２　前項各号以外の消火活動等は、主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

（協力事項）

第４条　前条第１項に基づく甲の協力事項は、次のとおりとする。

(1) 船艇による消火活動及び警戒活動

(2) 火災船舶又は延焼のおそれのある船舶の移動措置

(3) その他消火活動に必要な事項

２　前条第２項に基づく乙の消防機関の協力事項は、次のとおりとする。

(1) 消防隊による消火活動及び警戒活動

(2) その他消火活動に必要な事項

（警戒活動）

第５条　協定区域内において、ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により船舶火災に至るおそれがある場合における警戒活動は、甲と乙が協力して行うものとする。

（相互通報）

第６条　甲又は乙は、協定区域内において船舶火災が発生し又は発生するおそれがあることを知ったときは、相互に次の事項を速報するものとする。

(1) 覚知日時

(2) 発生場所

(3) 火災等の概要

(4)その他必要事項

２ 甲または乙は、協定区域内において単独で船舶の消火活動又は警戒活動を行った場合は、相互にすみやかに次の事項を連絡するものとする。

(1) 覚知ならびに発生日時

(2) 鎮火又は危険状態を脱した日時

(3) 発生場所

(4) 活動状況

(5) 火災等の状況

(6) その他必要事項

（合同指揮所）

第７条　協定区域内において、船舶の消火活動等を行なう場合、甲と乙は協議のうえ合同指揮所を設置することができる。

（調査）

第８条　協定区域内において発生した船舶火災の原因調査、火災および消火活動により受けた損害の調査については、第３条第１項にかかるものは主として乙が担任し、同条第２項にかかるものは主として甲が担任するものとする。ただし、必要な場合は、甲と乙が協力して行うものとする。

２　前項の調査結果については、相互に連絡するものとする。

（連絡調整及び連携強化）

第９条　消火活動の難航が予想される船舶の消火活動等を効果的に行うため、甲と乙は、次の事項につき連絡調整及び連携を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 保有する機材、器具及び化学消火剤等の情報の交換

(4) 火災船舶の燃料、積荷、危険物の積載状況等の情報の交換

(5) その他連携のために必要な事項

（相互連絡先）
第 10 条　この協定における相互の連絡先は別紙のとおりとする。
（経費負担）
第 11 条　消火活動及び警戒活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。
（改　　訂）
第 12 条　この協定を改訂又は廃止する必要があるときは、和歌山海上保安部長と和歌山市長が協議のうえ行うものとする。

附　　則

1　「和歌山海上保安部と和歌山市、海南市及び有田市との消防業務協定」（平成 17 年４月１日施行）の全部を改正する。
2　この協定は、平成 30 年３月 16 日から施行する。
3　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、和歌山海上保安部長及び和歌山市長が記名押印の上、各自１通を保管する。

平成 30 年３月 16 日

甲　　和歌山海上保安部長
乙　　和　歌　山　市　長

別　紙

連　絡　先	電　　話	電 話 所 在	昼間責任者	夜間休日責任者
（協定・事案・訓練に関する窓口） 和歌山海上保安部	073-402-5851	警 備 救 難 課	警備救難課長	当　直　班　長
（協定・訓練に関する窓口） 和歌山市消防局	073-428-0119	警防課	警防課長	
（事案に関する窓口） 和歌山広域消防指令センター	073-425-0119	指令センター	センター長	当直班長

平成 30 年３月 16 日現在

（9）和歌山海上保安部と海南市との消防業務協定

（目的）

第１条　この協定は、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」（昭和 43 年３月 29 日）に基づき、領海内における船舶の火災による消火活動等について、和歌山海上保安部（以下「甲」という。）と海南市（以下「乙」という。）が協力して円滑に消火活動を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定の実施区域（以下「協定区域」という。）は、乙の沿岸海域とする。

（消火活動等）

第３条　協定区域内の次に掲げる消火活動及びこれに付帯する救助・救急活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。ただし、乙が主体となる消火活動等に支障がある場合は、その都度、甲と乙は協議の上、対応するものとする。

(1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶（消防法第２条の「舟」を含む。以下同じ。）及び上架又は入きょ中の船舶

(2) 河川における船舶

２　前項各号以外の消火活動等は、主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

（協力事項）

第４条　前条第１項に基づく甲の協力事項は、次のとおりとする。

(1) 船艇による消火活動及び警戒活動

(2) 火災船舶又は延焼のおそれのある船舶の移動措置

(3) その他消火活動に必要な事項

２　前条第２項に基づく乙の消防機関の協力事項は、次のとおりとする。

(1) 消防隊による消火活動及び警戒活動

(2) その他消火活動に必要な事項

（警戒活動）

第５条　協定区域内において、ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により船舶火災に至るおそれがある場合における警戒活動は、甲と乙が協力して行うものとする。

（相互通報）

第６条　甲又は乙は、協定区域内において船舶火災が発生し又は発生するおそれがあることを知ったときは、相互に次の事項を速報するものとする。

(1) 覚知日時

(2) 発生場所

(3) 火災等の概要

(4) その他必要事項

２ 甲または乙は、協定区域内において単独で船舶の消火活動又は警戒活動を行った場合は、相互にすみやかに次の事項を連絡するものとする。

(1) 覚知ならびに発生日時

(2) 鎮火又は危険状態を脱した日時

(3) 発生場所

(4) 活動状況

(5) 火災等の状況

(6) その他必要事項

（合同指揮所）

第７条　協定区域内において、船舶の消火活動等を行なう場合、甲と乙は協議のうえ合同指揮所を設置することができる。

（調査）

第８条　協定区域内において発生した船舶火災の原因調査、火災および消火活動により受けた損害の調査については、第３条第１項にかかるものは主として乙が担任し、同条第２項にかかるものは主として甲が担任するものとする。ただし、必要な場合は、甲と乙が協力して行うものとする。

２　前項の調査結果については、相互に連絡するものとする。

（連絡調整及び連携強化）

第９条　消火活動の難航が予想される船舶の消火活動等を効果的に行うため、甲と乙は、次の事項につき連絡調整及び連携を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 保有する機材、器具及び化学消火剤等の情報の交換

(4) 火災船舶の燃料、積荷、危険物の積載状況等の情報の交換

(5) その他連携のために必要な事項

（相互連絡先）
第 10 条　この協定における相互の連絡先は別紙のとおりとする。
（経費負担）
第 11 条　消火活動及び警戒活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。
（改　　訂）
第 12 条　この協定を改訂又は廃止する必要があるときは、和歌山海上保安部長と海南市長が協議のうえ行うものとする。

附　　則

1　「和歌山海上保安部と和歌山市、海南市及び有田市との消防業務協定」（平成 17 年４月１日施行）の全部を改正する。
2　この協定は、平成 30 年３月 16 日から施行する。
3　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、和歌山海上保安部長及び海南市長が記名押印の上、各自１通を保管する。

平成 30 年３月 16 日

甲　　和歌山海上保安部長
乙　　海　南　市　長

別　紙

連　絡　先	電　　話	電 話 所 在	昼間責任者	夜間休日責任者
（協定に関する窓口） 和歌山海上保安部	073-402-5851	警 備 救 難 課	警備救難課長	当　直　班　長
（事案・訓練に関する窓口） 海南海上保安署	073-492-0134	海上保安署	次　長	（夜間）和歌山海上保安部に電話自動転送
（協定・訓練に関する窓口） 海南市消防本部	073-482-0119	消防本部	警防課長	当直班長
（事案に関する窓口） 和歌山広域消防指令センター	073-425-0119	指令センター	センター長	当直班長

平成 30 年 3 月 16 日現在

（10）和歌山海上保安部と有田市との消防業務協定

（目的）

第１条　この協定は、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」（昭和 43 年３月 29 日）に基づき、領海内における船舶の火災による消火活動等について、和歌山海上保安部（以下「甲」という。）と有田市（以下「乙」という。）が協力して円滑に消火活動を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定の実施区域（以下「協定区域」という。）は、乙の沿岸海域とする。

（消火活動等）

第３条　協定区域内の次に掲げる消火活動及びこれに付帯する救助・救急活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。ただし、乙が主体となる消火活動等に支障がある場合は、その都度、甲と乙は協議の上、対応するものとする。

(1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶（消防法第２条の「舟」を含む。以下同じ。）及び上架又は入きょ中の船舶

(2) 河川における船舶

２　前項各号以外の消火活動等は、主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

（協力事項）

第４条　前条第１項に基づく甲の協力事項は、次のとおりとする。

(1) 船艇による消火活動及び警戒活動

(2) 火災船舶又は延焼のおそれのある船舶の移動措置

(3) その他消火活動に必要な事項

２　前条第２項に基づく乙の消防機関の協力事項は、次のとおりとする。

(1) 消防隊による消火活動及び警戒活動

(2) その他消火活動に必要な事項

（警戒活動）

第５条　協定区域内において、ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により船舶火災に至るおそれがある場合における警戒活動は、甲と乙が協力して行うものとする。

（相互通報）

第６条　甲又は乙は、協定区域内において船舶火災が発生し又は発生するおそれがあることを知ったときは、相互に次の事項を速報するものとする。

(1) 覚知日時

(2) 発生場所

(3) 火災等の概要

(4)その他必要事項

２ 甲または乙は、協定区域内において単独で船舶の消火活動又は警戒活動を行った場合は、相互にすみやかに次の事項を連絡するものとする。

(1) 覚知ならびに発生日時

(2) 鎮火又は危険状態を脱した日時

(3) 発生場所

(4) 活動状況

(5) 火災等の状況

(6) その他必要事項

（合同指揮所）

第７条　協定区域内において、船舶の消火活動等を行なう場合、甲と乙は協議のうえ合同指揮所を設置することができる。

（調査）

第８条　協定区域内において発生した船舶火災の原因調査、火災および消火活動により受けた損害の調査については、第３条第１項にかかるものは主として乙が担任し、同条第２項にかかるものは主として甲が担任するものとする。ただし、必要な場合は、甲と乙が協力して行うものとする。

２　前項の調査結果については、相互に連絡するものとする。

（連絡調整及び連携強化）

第９条　消火活動の難航が予想される船舶の消火活動等を効果的に行うため、甲と乙は、次の事項につき連絡調整及び連携を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 保有する機材、器具及び化学消火剤等の情報の交換

(4) 火災船舶の燃料、積荷、危険物の積載状況等の情報の交換

(5) その他連携のために必要な事項

（相互連絡先）
第 10 条　この協定における相互の連絡先は別紙のとおりとする。
（経費負担）
第 11 条　消火活動及び警戒活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。
（改　　訂）
第 12 条　この協定を改訂又は廃止する必要があるときは、和歌山海上保安部長と有田市長が協議のうえ行うものとする。

附　　則

1　「和歌山海上保安部と和歌山市、海南市及び有田市との消防業務協定」（平成 17 年４月１日施行）の全部を改正する。
2　この協定は、平成 30 年３月 16 日から施行する。
3　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、和歌山海上保安部長及び有田市長が記名押印の上、各自１通を保管する。

平成 30 年３月 16 日

甲　　和歌山海上保安部長
乙　　有　　田　　市　　長

別　紙

連　絡　先	電　　話	電 話 所 在	昼間責任者	夜間休日責任者
（協定に関する窓口） 和歌山海上保安部	073-402-5851	警 備 救 難 課	警備救難課長	当　直　班　長
（事案・訓練に関する窓口） 海南海上保安署	073-492-0134	海上保安署	次　長	（夜間）和歌山海上保安部に電話自動転送
（協定・訓練に関する窓口） 有田市消防本部	0737-83-0119	警防課	警防課長	当直消防班長

平成 30 年 3 月 16 日現在

（11）田辺海上保安部と御坊市との消防業務協定

（目的）
第１条　この協定は、海上において火災が発生し、又は発生するおそれのある場合、田辺海上保安部（以下「甲」という。）と御坊市（以下「乙」という。）が協力して消火活動及び警戒活動を円滑に実施するとともに、救急救助活動についても協力体制を確立し、相互の機能を活用して海上における防災活動に万全を期することを目的とする。
（協定区域）
第２条　この協定の実施区域（以下「協定区域）という。）は、港湾法及び港則法に定める日高港内のうち、御坊市の行政区域内とする。
（消防活動等）
第３条　埠頭又は岸壁に係留された船舶（消防法第２条の「舟」を含む。以下同じ。）、上架又は入渠中の船舶及び河川における船舶の消火活動及び救急救助活動（以下消火活動等という。）は、主として「乙」が担任し、「甲」はこれに協力するものとする。
２　前項以外（関西電力株式会社御坊発電所 No.3 揚油バースを含む。）の消火活動等は、主として「甲」が担任し、「乙」はこれに協力するものとする。
３　「乙」の担任に係る船舶を火災発生後ふ頭又は岸壁から離して消火活動等を行う場合、あるいは「甲」の担任に係る船舶をふ頭又は岸壁に係留して消火活動等を行う場合は、前２項の規定にかかわらず「甲」と「乙」が協力して消火活動等を行うものとする。
（警戒活動）
第４条　協定区域内において、火災の発生するおそれがある場合の警戒活動は、「甲」と「乙」が協力して行うものとする。
（相互通報）
第５条　「甲」又は「乙」は、協定区域内において消火活動等の事案が発生し、もしくは発生するおそれがあることを知った場合は、相互にその旨を速報するものとする。
２　「甲」又は「乙」は、協定区域内において単独で警戒活動もしくは消火活動等に従事した場合は、相互にすみやかにそのてん末を連絡するものとする。
（合同指揮所）
第６条　協定区域内において、警戒活動又は消火活動を行う場合、「甲」と「乙」は、協議のうえ合同指揮所を設置することができる。
（火災調査）
第７条　協定区域内の火災の原因ならびに火災及び消火により受けた損害の調査は、「甲」と「乙」が協議して行うものとする。
（資料の交換）
第８条　法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物の積載状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。
（経費負担）
第９条　警戒活動及び消火活動に要した経費は、出動した機関が負担するものとし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度「甲」と「乙」が協議して定めるものとする。
（連絡調整）
第 10 条　大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、「甲」と「乙」は地方防災会議を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。
(1) 情報及び資料の交換
(2) 消火活動要領の作成
(3) 必要な器財、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進
（改訂）
第 11 条　この協定を改訂する必要があるときは、「甲」と「乙」が協議のうえ、行うものとする。
（委任）
第 12 条　この協定の実施について、必要な事項は「甲」と「乙」が協議のうえ、定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成 14 年５月１日から施行する。
２　昭和 59 年 11 月 28 日締結の、田辺海上保安部と御坊市との消防業務協定は平成 14 年 4 月 30 日をもって廃止する。
３　この協定の締結を証するため本書２通を作成し、田辺海上保安部長及び御坊市長が記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成 14 年５月１日
田辺海上保安部長
御　坊　市　長

（12）田辺海上保安部と御坊市との消防業務協定に関する細則

田辺海上保安部（以下「甲」という。）と御坊市（以下「乙」という。）との消防業務協定（以下「協定」という。）第12条に基づき、田辺海上保安部長（以下「海上保安部長」という。）と御坊市消防長（以下「消防長」という。）において必要な事項を次のとおり定める。

（協力事項）

第１条　協定第３条第１項に基づく甲の協力事項は次のとおりとする。

(1) 巡視船艇による消火活動等及び警戒活動

(2) 火災船舶又は延焼のおそれのある船舶の移動措置

(3) その他消防活動に必要な事項

２　協定第３条第２項に基づく乙の協力事項は次のとおりとする。

(1) 消防隊による消火活動等及び警戒活動

(2) その他消防活動に必要な事項

（警戒活動）

第２条　協定第４条の警戒活動とは、ガス、火薬類又は引火性危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれがある場合における警戒活動とする。

（火災の通報）

第３条　協定第５条に基づく船舶の火災の通報は次のとおりとする。

(1) 通報先　　別表１のとおり

(2) 通報事項　別表２のとおり

（資料の交換）

第４条　協定第８条に基づく資料は別表３に掲げる事項とする。

第５条　この細則に疑義が生じた場合又はこの細則に定められていない事項について協議の必要がある場合は、その都度甲乙協議して決定するものとする。

附　　則

１　この細則は、平成14年５月１日から施行する。

２　昭和60年３月１日制定の田辺海上保安部と御坊市との消防業務協定に関する細則については、平成14年４月30日をもって廃止する。

田辺海上保安部長

御 坊 市 消 防 長

別表１

船舶火災の通報及び消防てん末の通報先

１　田辺海上保安部

田辺海上保安部警備救難課　０７３９－２２－２０００

（昼間責任者）警備救難課長

（夜間責任者）当直班長

２　御坊市消防本部

御坊市消防署　０７３８－２２－０８００

（昼間責任者）署長

（夜間責任者）当直指揮者

別表２

１　船舶火災の通報

(1) 発生日時及び場所

(2) 火災の状況

(3) 船種、船名、総トン数、乗組員数、船籍港、積荷の種類及び積載量

(4) 船舶所有者の名称及び住所

(5) 引火性危険物積載船舶にあっては、当該危険物の種類

(6) その他必要事項

２　船舶火災が発生するおそれがある時の通報

(1) 発生するおそれが生じた日時及び場所

(2) 発生するおそれが生じたその状況

(3) 船種、船名、総トン数、乗組員数、船籍港、積荷の種類及び積載量

(4) 船舶所有者の名称及び住所

(5) 引火性危険物積載船舶にあっては、当該危険物の種類

(6) その他必要事項

３　消防てん末の通報

(1) 発生日時及び場所

(2) 鎮火又は危険状態を脱した日時

(3) 船種、船名、総トン数、乗組員数、船籍港、積荷の種類及び積載量

(4) 船舶所有者の名称及び住所

(5) 船長の氏名及び住所

(6) 発生箇所及び原因

(7) 火災の状況

(8) 消火活動の状況

(9) 損傷の程度

(10) その他必要事項

別表３

交換資料項目

１　入港船舶の危険物積載状況

２　消防現有勢力状況

３　防災資機材の保有状況及び保管場所

４　その他消防活動上の必要事項

（13）和歌山県防災資機材管理運用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づき指定された石油コンビナート等特別防災区域及びその周辺区域（以下「特別防災区域等」という。）における特殊災害に対処するため、県が整備する泡消火剤貯蔵タンク、泡消火剤、オイルフェンス巻取機、オイルフェンス、油回収装置その他の防災のための機械器具、資材又は設備（以下「資機材」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（資機材の配置）

第２条　資機材は、これを有効かつ迅速に活用するため、特別防災区域等が所在する市町内に配置するものとする。

（資機材の管理委託）

第３条　資機材の管理は、市町長又は知事が必要と認める者に委託するものとする。

２　資機材の管理等に関し、必要な事項は別に定める。

（用途の指定）

第４条　資機材は、特殊災害の防禦（特殊災害が発生するおそれのある場合を含む。）及び防禦の訓練（以下「災害防禦等」という。）以外の用途に供してはならない。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

（資機材の使用手続等）

第５条　災害防禦等を行うために資機材を使用する市町村長又は海上保安部署長は、事前に資機材使用申請書（別記第１号様式）を知事に提出し、その承認を求めるものとする。なお、災害防禦等を行うために資機材を使用する石油コンビナート等特定事業者（以下「特定事業者等」という。）については、所轄の市町長を経由して使用の申請を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急に資機材の使用が必要なときは、口頭又は電話等により使用の申請を行うことができる。この場合、使用後速やかに前項の申請書を提出するものとする。

３　知事は、第１項又は前項の規定により資機材の使用の申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、速やかに当該市町村長、海上保安部署長又は特定事業者等（以下「要請市町村長等」という。）にその旨を通知するとともに、第３条の管理受託市町長等（以下「管理市町長等」という。）に貸出を指示するものとする。

（貸出期間）

第６条　資機材の貸出期間は、当該特殊災害に対する資機材による必要な処置が完了するまでとする。

（費用の負担等）

第７条　資機材の使用により生じた費用は、原則として要請市町村長等において負担するものとする。

２　要請市町村長等は、オイルフェンス又は油回収装置の使用において故意又は過失により全部若しくは一部を亡失し又は毀損した場合は、その旨を知事に報告するとともに、当該オイルフェンス又は油回収装置と同一品質のものを弁済又は修繕するものとする。

３　要請市町村長等は、泡消火剤を使用したときは、当該泡消火剤と同一品質のものを弁済するものとする。

４　前各項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、その都度協議するものとする。

（費用の負担等の免除）

第８条　知事は、資機材を使用した要請市町村長等に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を適用したとき、又は必要があると認めたときは、資機材の使用にかかる費用の負担等について全部又は一部を免除するものとする。

（泡消火剤、オイルフェンスの受託数量等の記録）

第９条　管理市町長等は受託した泡消火剤又はオイルフェンスの受入数量、使用数量及び残高数量を記録するものとする。

（資機材の使用報告）

第 10 条　資機材を使用した要請市町村長等は、処理後速やかに次の事項を書面で知事に報告するものとする。

(1) 災害発生場所
(2) 災害発生日時
(3) 災害発生の原因
(4) 災害発生状況
(5) 使用した資機材の数量及び使用期間
(6) 使用した資機材の異常の有無（毀損等の状況）
(7) その他

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、資機材の管理運用に関し必要な事項は、その都度知事が定めるものとする。

附　則

１　この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
２　和歌山県特殊災害対策用資機材管理運用要綱（昭和 56 年 3 月 25 日制定、以下「旧要綱」という。）は廃止する。
３　旧要綱に基づいて締結した資機材の管理等に関する協定は、なおその効力を有するものとする。

附　則

この要綱は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記第１号様式（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

和 歌 山 県 知 事　様

申請者（市町村長名等）　　印

県有防災資機材使用申請書

和歌山県防災資機材管理運用要綱第５条の規定により、下記のとおり資機材を使用したいので申請します。

記

１　資機材使用の目的

２　使用資機材の種類及び数量

３　使用期間

４　資機材使用責任者

５　その他参考事項

（14）　和歌山県防災資機材管理運用細目

この細目は、和歌山県防災資機材管理運用要綱（以下「要綱」という。）第３条第２項に定める資機材の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第１条　資機材の配置場所及び数量

要綱第２条による資機材の配置場所及び数量は、別表のとおりとする。

第２条　泡消火剤貯蔵タンク等（以下「タンク」という。）の管理の委託を受けた市町長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 毎月１回以上定期点検を行うほか、必要に応じ随時点検整備し、その状況を記録すること。

(2) タンクの管理責任者を定めるとともに、定期にタンクの操作訓練を行うこと。

(3) 特殊災害その他の災害が発生し、若しくは発生のおそれがあり、又は訓練を行うために泡消火剤を使用する必要がある市町村長等の要請に迅速に対応することのできる体制を整備すること。

(4) タンクの維持管理上、予算措置を必要とする事情が生じた場合は、その都度知事に報告すること。

(5) タンクの管理状況を毎年 10 月１日までに書面により知事に報告すること。

第３条　泡消火剤の管理等

泡消火剤（タンク貯蔵分を除く。）の管理の委託を受けた市町長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 湿気の多い場所や腐食性のガスの発する場所を避けること。

(2) 火災の際に延焼のおそれのある場所を避けること。

(3) 直射日光や風雨を避けること。

(4) 緊急時の搬出を妨げない場所に保管すること。

第４条　オイルフェンス巻取機及びオイルフェンスの管理等

オイルフェンス巻取機及びオイルフェンス（以下「オイルフェンス等」という。）の管理の委託を受けた市町長等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) オイルフェンスの搬出が容易に行うことのできる場所に保管すること。

(2) 耐用効率が減少しないような方法により保管すること。

(3) オイルフェンス等の維持管理上、予算措置を必要とする事情が生じた場合は、その都度知事に報告すること。

(4) オイルフェンス等の管理状況を毎年 10 月１日までに書面により知事に報告すること。

第５条　油回収装置の管理等

油回収装置の管理の委託を受けた市町長等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 毎月１回以上定期点検を行うほか、必要に応じ随時点検整備し、その状況を記録すること。

(2) 油回収装置の管理責任者を定めるとともに、定期に油回収装置の操作訓練を行うこと。

(3) 特殊災害その他の災害が発生し、若しくは発生のおそれがあり、又は訓練を行うために油回収装置を使用する必要がある市町村長等の要請に迅速に対応することのできる体制を整備すること。

(4) 油回収装置の維持管理上、予算措置を必要とする事情が生じた場合は、その都度知事に報告すること。

(5) 油回収装置の管理状況を毎年 10 月１日までに書面により知事に報告すること。

第６条　その他

この細目に定めるもののほか、資機材の管理運用に関し必要な事項は、その都度知事が定めるものとする。

附　則

１　この細目は、昭和 58 年４月１日から施行する。

２　和歌山県特殊災害対策資機材管理運用要領（昭和 56 年３月 25 日制定）は廃止する。

附　則

この細目は、平成 19 年２月１日から施行する。

附　則

この細目は、平成 21 年１月 29 日から施行する。

附　則

この細目は、平成 22 年２月 26 日から施行する。

附　則

この細目は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

附　則

この細目は、平成 24 年 10 月５日から施行する。

附　則

この細目は、平成 27 年４月１日から施行する。

県有防災資機材一覧表

令和８年４月１日現在

資機材名	規格	数量	配置市町
泡消火剤貯蔵タンク	屋外タンク 38 kl	１基（34,000ℓ）	海南市（水成膜泡）
	屋外タンク 38 kl	１基（33,030ℓ）	海南市（水成膜泡）
	屋外タンク 35 kl	１基（35,000ℓ）	有田市（水成膜泡）
	計	３基（102,030ℓ）	
泡消火薬剤（３％型容器入）	水成膜泡	3,200 ℓ	和歌山市
	水成膜泡	8,500 ℓ	海南市
	水成膜泡	3,600 ℓ	有田市
	水成膜泡	13,200 ℓ	御坊市
	耐アルコール用泡原液（３％・６％型）	5,000 ℓ	和歌山市、海南市、有田市、御坊市（海南市2,000ℓ、他各市1,000ℓ）
	たんぱく泡	4,700 ℓ	海南市
	計	38,200 ℓ	
オイルフェンス巻取機	５００m巻	３基	海南市（ＥＮＥＯＳ）
	５００m巻	４基	有田市（ＥＮＥＯＳ）
	計	７基	
オイルフェンス	Ｂ型	1,500 m	海南市（ＥＮＥＯＳ）
	Ｂ型	2,000 m	有田市（ＥＮＥＯＳ）
	Ｂ型	120 m	御坊市（日高振興局建設部）
	計	3,620 m	
油処理剤	18ℓ／缶	26 缶	海南市（ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製海南）
	18ℓ／缶	40 缶	有田市（ＥＮＥＯＳ）
	18ℓ／缶	6 缶	串本町（東牟婁振興局串本建設部）
	18ℓ／缶	32 缶	新宮市（東牟婁振興局新宮建設部）
	計	104 缶	
油吸着マット	100枚／箱（17kg）	5 箱	海南市（ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製海南）
	100枚／箱（17kg）	13 箱	〃（コスモ石油ルブリカンツ下津）
	100枚／箱（17kg）	15 箱	有田市（ＥＮＥＯＳ）
	100枚／箱（17kg）	8 箱	那智勝浦町（消防本部）
	100枚／箱（17kg）	17 箱	有田市（有田振興局建設部）
	計	58 箱	
	150枚／箱(6.2kg)	32 箱	和歌山市（和歌山下津港湾事務所）
	150枚／箱(6.2kg)	7 箱	田辺市（西牟婁振興局建設部）
	150枚／箱(6.2kg)	4 箱	串本町（東牟婁振興局串本建設部）
	150枚／箱(6.2kg)	20 箱	新宮市（東牟婁振興局新宮建設部）
	計	63 箱	

資機材名	規格	数量	配置市町
散布用ホース	口径 65㎜ 使用圧 13kg／c㎡	14 本	海南市（ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製海南）
	口径 65㎜ 使用圧 13kg／c㎡	14 本	〃（コスモ石油ルブリカンツ下津）
	口径 65㎜ 使用圧 13kg／c㎡	14 本	有田市（ＥＮＥＯＳ）
	計	42 本	
散布用ノズル	口径 65㎜ 濃度 ３％	１本	海南市（ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製海南）
	口径 65㎜ 濃度 ３％	１本	〃（コスモ石油ルブリカンツ下津）
	口径 65㎜ 濃度 ３％	１本	有田市（ＥＮＥＯＳ）
	計	３本	
油回収装置	油回収機 回収ポンプ	１式	海南市（ＥＮＥＯＳ和歌山石油精製海南）
	油回収機 回収ポンプ	１式	〃（コスモ石油ルブリカンツ下津）
	油回収機 回収ポンプ	１式	有田市（ＥＮＥＯＳ）
	計	３式	

貯　蔵　タ　ン　ク　点　検　表

点検年月日	タンク本体	外観（塗装）	配　　管	備　　考

市　町　等　名

責　任　者　氏　名

オイルフェンス及び巻取機点検表

点検年月日	オイルフェンス	巻取機（塗装）	ガイドローラー	付属備品	備考

市　町　等　名

責任者氏名

（15）和歌山県排出油等防除協議会会則

（目　　的）

第１条　この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第１３６号）第４３条の６第１項の協議会として、主として和歌山県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出された場合の防除活動について必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

（会の名称）

第２条　会の名称を「和歌山県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

（活動海域）

第３条　本協議会の活動海域は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則に定める大阪湾・播磨灘海域及び四国南部沿岸海域のうち、和歌山県沿岸海域とする。

（協議会の業務）

第４条　協議会は、次の業務を行う。

(1) 排出油等防除マニュアルの策定

イ　情報の共有化

ロ　人員、船艇及び資機材の動員並びに施設の使用に関する調整

ハ　出動船艇相互間の通信連絡

ニ　その他必要事項

(2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

(3) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施

(4) 排出油等の防除活動に必要な施設、資機材等の整備の推進

(5) 排出油等の防除活動の連携の推進

(6) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

（排出油防除計画に係る意見の提出）

第５条　協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第４３条の６第２項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、和歌山県沿岸海域に係る同法第４３条の５第１項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができる。

（組　　織）

第６条　協議会は、和歌山県沿岸海域において排出油等の防除に関係する国の機関、地方自治体、関係団体及び民間事業所等別表１、別表２－①及び２－②に掲げる各機関の長又はその指名する職員とする。

２　協議会に次の役員を置く。

会　長　　１名

副会長　　１名

監　事　　２名

３　会長は、和歌山海上保安部長をもって充て、会務を総理する。

４　副会長は、和歌山県危機管理監をもって充て、会長を補佐する。

５　監事は、会長の推薦により総会において選出し、協議会の会計について監査を行う。

６　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。なお、異動等により、役員が任期満了前にその任を退く場合は、後任者がその任に就くものとする。

（総　　会）

第７条　会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が召集する。

２　定例会議は、年１回開催する。

３　臨時会議は、必要があると認める場合に開催する。

４　総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立する。なお、委任状を提出した会員は、出席したものとみなす。

５　会議の議長は会長が行い、議事は出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の付議事項）

第８条　総会における付議事項は、次のとおりとする。

(1) 事業報告の承認及び事業計画の審議決定

(2) 会則等の制定、改廃

(3) その他協議会の運営に必要な事項

（役　員　会）
第９条　役員会は、第６条第２項及び第１０条第２項に定める役員をもって構成し、会長が必要に応じ招集する。
２　会長は、必要と認める場合には、役員以外の会員を役員会に出席させることができる。
（地域部会）
第１０条　協議会の事故対策の充実を図り実効を期すため、和歌山及び田辺地域部会を置き、それぞれの地域に関係する別表２－①及び２－②の会員をもって組織する。
２　各地域部会に次の役員を置く。
　　部会長　　１名
　　副部会長　　３名
　　幹　事　　若干名
３　部会長及び副部会長は、各地域部会の会員から会長が指名する。
４　幹事は、各地域部会の会員から当該部会長が推薦により選出する。
５　部会長は、地域部会の意見を協議会に報告する。
６　地域部会に必要な細則は、別に定めることができる。
（維持運営）
第１１条　協議会の運営に必要な経費は、会費、その他の収入をもって充てる。
２　会費は和歌山県及び会員である自治体が負担する。なお、他の会員等から賛助金を得ることを妨げない。
３　会費は、総会において決定する。
４　協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
（資料交換）
第１２条　会員は、毎年４月１日現在における排出油等の防除に必要な次の資料を会長に提出するものとする。また、提出資料に変更が生じた場合も同様とする。
(1) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号及びFAX番号等）
(2) 施設、船舶及び資機材の整備、保有状況
(3) その他必要事項
２　会長は、提出された資料をとりまとめ、必要事項について会員に周知するものとする。
（訓　　練）
第１３条　排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年１回以上訓練を実施する。
（情報提供）
第１４条　会長は、大量の排出油等があったとき又は排出されるおそれがあるときは、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通報するものとする。
（防除活動）
第１５条　会長は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動等を実施するものとする。
（総合調整本部の設置等）
第１６条　会長は、会員による排出油等の防除活動が行われる場合は、必要に応じて総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。
（活動状況の連絡）
第１７条　会長は、会員及び隣接する排出油等防除協議会(以下「隣接協議会」という。)の会員が排出油等の防除活動のために出動している場合、その状況に応じて活動状況を各会員に連絡する。
第１８条　協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等の防除活動に関し相互に協力するものとする。
（求　償）
第１９条　排出油等の防除活動に要した経費の求償は、それぞれの会員が行うものとする。
（災害補償）
第２０条　排出油等の防除活動に出動した会員関係者が、その活動のために災害(負傷、疾病、著しい障害及び死亡をいう。)を有することとなった場合における補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した者が所属する会員(機関)があたるものとする。
（事 務 局）
第２１条　協議会の事務局は、和歌山海上保安部におく。

（協　　議）

第２２条　協議会の運営又は会則に疑義が生じた場合或いは会則に定めのない事項について協議の必要がある場合は、その都度協議のうえ決定する。

附　　則

この会則は平成９年 10 月 16 日から施行する。

（一部改正　平成 10 年７月 24 日）

（一部改正　平成 11 年７月 23 日）

（一部改正　平成 16 年７月９日）

（一部改正　平成 17 年７月１日）

（一部改正　平成 19 年７月 13 日）

（一部改正　平成 30 年６月 18 日）

（16）和歌山県排出油等防除協議会運営要領

第１ 用語

この要領において使用する用語は、和歌山県排出油等防除協議会会則において使用する用語の例による。

第２ 活動海域外における排出油発生時の対応（会則第３条関連）

協議会の活動海域外で発生した排出油等が協議会の活動海域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める場合、会長は、副会長及び地域部会長と協議し対応する。

第３ 役員会（会則第９条関連）

役員会の成否及び決議等は、総会の例による。

第４ 地域部会細則（会則第１０条関連）

会則第１０条第６項の別に定める細則は、別添１のとおりとする。

第５ 資料交換（会則第１２条関連）

１ 会長は、会員から提出された資料を基に情報伝達図及び名簿を作成するとともに、排出油等防除資機材の保有状況を別添２の表に整理する。

２ 提出様式は、情報連絡体制については別添様式１、資機材の保有状況については別添様式２によるものとし、その他必要事項については適宜の様式とする。

３ 会長は、その他排出油等の防除に関する資料が必要と認める場合には、その都度会員に対し、必要事項の調査及び資料の提出を求めることができる。

第６ 訓練（会則第１３条関連）

１ 訓練は、総会の承認を得て行う。ただし、総会までに訓練を実施する又はその調整等を行う必要があると会長が認める場合はこの限りではない。

２ 訓練は、原則として年１回総合訓練を行う。ただし、各地域部会の行う訓練をもって、総合訓練に変えることができる。

３ 訓練に要する経費は、原則として訓練参加機関が個々に負担する。また、訓練に際し資機材に損傷を生じた場合は、訓練参加機関個々の責において対処する。

第７ 情報提供（会則第１４条関係）

１ 会長は、協議会の活動海域において大量の排出油等が排出され又は排出されるおそれがある場合は、その位置、排出油種又は物質名、排出量等の情報を関係会員に通知する。

２ 情報の通知方法は、排出油等防除活動マニュアルにより定める。

第８ 防除活動等（会則第１５条関連）

１ 防除活動時の連絡体制は、別添３のとおりとする。

２ 排出油等の防除活動は、各会員の能力、立場に応じて、おおむね次のとおりとする。なお、標準的な排出油防除活動等を、別途排出油等防除活動マニュアルに掲載する。

(1)情報の収集及び伝達

イ 排出油等の事故に関すること

ロ 付近海域及び地域に関すること

ハ 原因者の措置等に関すること

ニ 気象状況その他排出油等の防除活動に必要なこと

(2)警戒区域の安全対策

イ 警戒区域の設定

ロ 火気使用の制限

ハ 航行の制限、管制、立入禁止

ニ 移動命令、避難命令

(3)広報活動

イ 沿岸住民、漁業関係者及び船舶等への広報

ロ 報道機関への広報

(4)排出油等の防除資機材の提供及び輸送

オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の提供及び輸送

(5)排出油等の防除作業

イ 排出源の油又は有害物質の抜き取り作業

ロ オイルフェンス等の展張作業

ハ 油処理剤、油吸着材等による排出油等の除去作業

ニ 油回収船等による排出油の回収作業

ホ 海岸、構造物、その他施設等の清掃作業

(6)廃棄物等の処理
イ　使用した油吸着剤等の処理
ロ　回収した油等の処理
(7)人命救助及び救護作業

3 防除活動等を行う会員は、活動内容、防除活動に等に使用する資機材の品目及び数量、出動人数、出動船名、出動予定時刻、現場到着予定時刻、並びに現場責任者及び連絡手段（携帯電話等）等の活動勢力を総合調整本部に連絡する。なお、出動勢力等に変更を生じた場合も同様とする。

4 防除活動等を行う会員の現場責任者は、総合調整本部と随時連絡をとり、現場の状況及び作業の進捗状況の報告するとともに、必要な情報を入手して防除活動を実施する。

第９　総合調整本部の設置等（第１６条関連）

1 総合調整本部は、和歌山海上保安部、田辺海上保安部又は事故現場に近い適当な事務所等とする。

2 総合調整本部は、原則として出動機関の職員及び原因者（防除費用負担義務者）により構成する。

3 会長は、必要に応じ、会員以外のPI等の保健機関(保険査定人を含む。)、独立行政法人海上災害防止センター、その他排出油等の防除措置を講ずるために有効と認められる者を総合調整本部に参加させることができる。

4 総合調整本部においては、次の業務を行う。
(1)事故実態の把握及び防除活動に必要な情報の収集・分析及び整理
(2)排出油等の防除活動に関する調整
(3)排出油等の防除活動の把握、調整、推進及び記録
(4)会員以外の機関との調整
(5)広報に関する事項
(6)その他必要な事項

5 会長は、総合調整本部を設置したとき、若しくは設置するときは、関係会員等に対し通知する。なお、通知方法は、第７第２項に定めるとおりとする。

6 総合調整本部は、災害対策基本法（昭和３６年法律第223号）第２３条第１項に基づく災害対策本部又は石油コンビナート等災害防止法（昭和５０年法律第８４号）第２９条第１項に基づく石油コンビナート等現地対策本部等が設置された場合には、当該本部と綿密な連携のもとに活動を行う。

第１０　求償（第１９条関連）

1 防除活動等を行った会員は、それぞれ当該活動に要した経費を積算し、その算出基礎となる資料を添えて防除費を原因者（防除費用負担義務者）へ求償する。

2 会長は、防除活動等を行った会員の求償について問題が生じた場合は、その事務が円滑に行われるよう調整を図る。
この場合、会長は、当該会員に求償にかかる資料の提出を求めることができる。

別添１

和歌山県排出油等防除協議会地域部会細則

１　地域部会の名称は、次のとおりとする。
　和歌山県排出油等防除協議会　和歌山地域部会
　和歌山県排出油等防除協議会　田辺地域部会
２　各地域部会の活動海域は、次のとおりとする。
　和歌山地域部会
　　紀伊日ノ御埼灯台から徳島県蒲生田岬灯台まで引いた線以北の和歌山県沿岸海域
　田辺地域部会
　　紀伊日ノ御埼から徳島県蒲生田岬灯台まで引いた線以南の和歌山県沿岸海域
３　地域部会は、次の業務を行う。
(1) 当該海域における排出油等等の防除に関する自主基準の策定
(2) 各地域における、排出油等の防除活動の調整及び推進
(3) 排出油等の防除に必要な設備及び資機材の整備促進
(4) 排出油等の防除に関する訓練の立案及び実施
(5) その他排出油等の防除に必要な事項
４　地域部会長は、地域部会の業務を統括し、地域部会副会長は、これを補佐する。
　幹事は、会長の指示を受け会務に携わる。
５　地域部会の会議は、必要に応じ、地域部会長が召集し開催する。
６　地域部会の庶務は、和歌山地域部会にあっては和歌山海上保安部警備救難課、田辺地域部会にあっては田辺海上保安部警備救難課が行う。

別添２

排出油等防除資機材の保有状況

和歌山県排出油等防除協議会

年　　月　　日現在

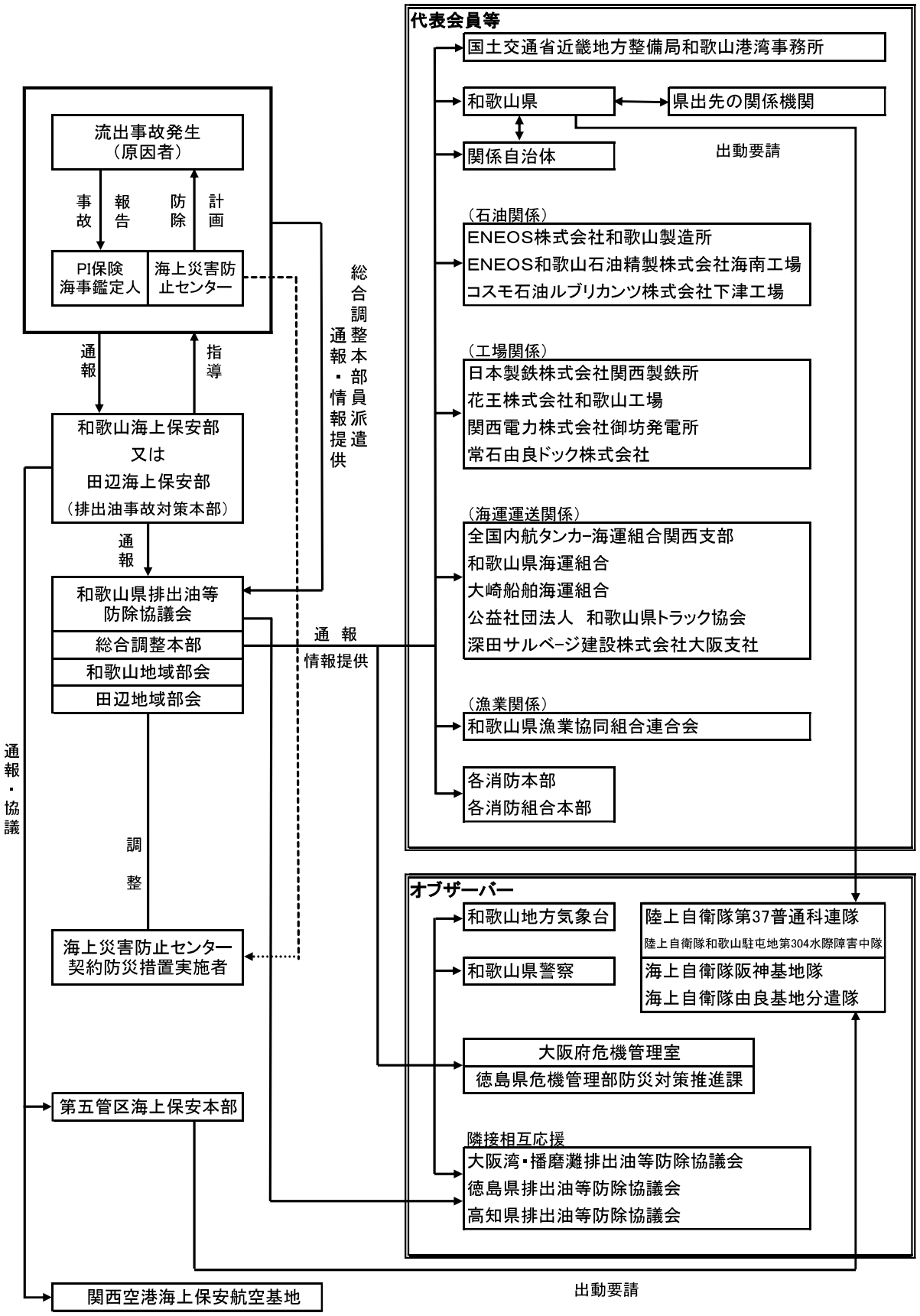
１　防除資機材

	泡原液（kl）	粉末消化剤（kg）	油処理剤（kl）	油吸着材（kg）	油ｹﾞﾙ化剤（kl）	油回収装置（式）	油回収ﾈｯﾄ（式）	オイルフェンス(船舶搭載分を除く)　(m)		
								A型	B型	その他
和歌山部会										
田辺部会										
合計										

２　消防船▪防災船▪作業船

	隻数	泡原液（kl）	粉末消化剤（kg）	油処理剤（kl）	油吸着材（kg）	油ｹﾞﾙ化剤（kl）	油回収装置（式）	油回収貯油能力（kl）	オイルフェンス（m）
和歌山部会									
田辺部会									
合計									

和歌山県排出油等防除協議会
連　絡　体　制　図



様式１

情　報　連　絡　体　制　調　査　表

和歌山県排出油等防除協議会

年　　月　　日現在

機　関　名	
（　ふ　り　が　な　） 機　関　の　長 又　は 機関の長が指定した者	
（　ふ　り　が　な　） 事　務　担　当　者　の 役　職　及　び　氏　名	
機　関　の　所　在　地 又　は 住　　所	〒
電　話　番　号	
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	
電子メールアドレス	
夜　間　、緊　急　時 の　連　絡　先	

和歌山県排出油等防除協議会事務局　行

様式2

排出油等防除資機材調査表

和歌山県排出油等防除協議会

年　月　日現在

機関名

1．保有資機材（常時船舶に搭載されているものは、2項目に記載してください）

泡原液	粉末消化剤	油処理剤	油吸着材	油ｹﾞﾙ化剤	油回収ﾈｯﾄ	オイルフェンス（船舶に搭載されているものを除く）		
						A型	B型	その他（型式）
kl	kg	kl	kg	kl	式	m	m	m （　　）

2．オイルフェンス、油回収装置消防船・防災船・作業船（資機材については船舶に常時搭載している数量を記入してください）

船名（船舶所有者）	総トン数（トン）	速力（ノット）	定員（人）	航行区域	放水能力		泡消防能力			粉末消防能力			オイルフェンス				ウォーターカーテン装置の有無	回収油		油処理剤（kl）	油吸着材（kg）	油ゲル化剤（kl）
					総放水能力（ﾘｯﾄﾙ/分）	最大銃高（m）	総放水能力（ﾘｯﾄﾙ/分）	最大銃高（m）	泡原液搭載量（ﾘｯﾄﾙ）	総放射能力（kg/秒）	最大銃高（m）	粉末搭載量（kg）	搭載量（m）	型式 A／B	展張速度（m/分）	巻揚速度（m/分）		貯油能力（kl）	移送能力（kl）			
（　　）																					
（　　）																					
（　　）																					

3．油回収装置（保有・船舶搭載双方について記載してください）

保有状況	保有又は船舶搭載の別（船舶搭載の場合は船名）	名　称	回収方式	数量	回収能力（一式あたり）
有 ・ 無					
有 ・ 無					
有 ・ 無					

調査表に書き込めない場合は、適宜用紙をコピーするなどしてください。

(17)　災害時の応援に係る申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局企画部長と、福井県土木部長、滋賀県土木交通部長、京都府土木建築部長、大阪府土木部長、兵庫県県土整備部長、奈良県土木部長及び和歌山県県土整備部長(以下、「各構成機関」という。)は、各構成機関が管理する公共施設等に災害が発生し又はその恐れがある場合(以下、「災害が発生した場合」という。)の応援をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせを締結する。

(目的)

第１条　この申し合わせは、災害が発生した場合、近畿地方整備局及び各構成機関が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

(応援の内容)

第２条　応援の内容は、以下の業務とする。

一　被害情報の収集・伝達

二　災害応急復旧

三　二次災害の防止

四　その他必要と認められる事項

(被害情報の収集・伝達)

第３条　災害が発生した場合は、相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

２　近畿地方整備局及び各構成機関は、予め連絡体制を共有しておくものとする。

(応援の要請)

第４条　災害が発生した場合は、必要に応じ各構成機関は、近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

２　近畿地方整備局企画部は、前項の要請を受け応援を行う場合は、当該構成機関に応援する旨を口頭または電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

(応援の実施)

第５条　近畿地方整備局企画部は、第２条の応援にあたり各構成機関からの応援要請に対して、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

２　近畿地方整備局が保有する災害対策用資機材は、別表「災害対策用資機材一覧表」によるものとする。

なお、変更が生じた場合は、年度当初に近畿地方整備局から報告を行う。

(要請によらない応援)

第６条　災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、第４条１項の要請をまついとまがないと認められるときは、近畿地方整備局は第２条一項の規定に関し独自の判断で応援できるものとする。

この場合、速やかに電話等により各構成機関に伝えるとともに、文書により応援内容を通知する。

(費用負担)

第７条　要請に基づく応援に要する費用は、原則として要請を行った各構成機関の負担とする。

(その他)

第８条　この申し合わせに定めのない事項に関しては、その都度協議するものとする。

平成１７年６月１４日

国土交通省近畿地方整備局企画部長

福井県土木部長

滋賀県土木交通部長

京都府土木建築部長

大阪府土木部長

兵庫県県土整備部長

奈良県土木部長

和歌山県県土整備部長

和歌山県石油コンビナート等防災計画

作　成	昭和 52 年		
修　正	昭和 53 年	平成　５年	平成 20 年
	昭和 54 年	平成　６年	平成 21 年
	昭和 55 年	平成　７年	平成 22 年
	昭和 56 年	平成　８年	平成 23 年
	昭和 57 年	平成　９年	平成 24 年
	昭和 58 年	平成 10 年	平成 25 年
	昭和 59 年	平成 11 年	平成 26 年
	昭和 60 年	平成 12 年	平成 27 年
	昭和 61 年	平成 13 年	平成 28 年
	昭和 62 年	平成 14 年	平成 29 年
	昭和 63 年	平成 15 年	平成 30 年
	平成　元年	平成 16 年	令和　４年
	平成　２年	平成 17 年	令和　５年
	平成　３年	平成 18 年	令和　６年
	平成　４年	平成 19 年	令和　７年

発　行　　和歌山県石油コンビナート等防災本部

事務局　　和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課
和歌山市小松原通一丁目１番地
電話　　(073) 432-4111（代）
(073) 441-2263（直通）